令 和 7 年 12 月 定 例 会

自　　11月28日

至　　12月19日

付　予算特別委員会

南陽市議会会議録

（第 423 号）

南 陽 市 議 会 事 務 局

令和７年１２月定例会　目次

令和７年１１月２８日（金曜日）

議事日程第１号 …… 1
本日の会議に付した事件 …… 2
出欠席議員氏名 …… 3
説明のため出席した者の職氏名 …… 4
事務局職員出席者 …… 4
会期日程表 …… 5
開　　会 …… 6
開　　議 …… 6
議会報告　議会運営委員長報告 …… 6
会議録署名議員の指名 …… 6
会期の決定 …… 7
諸般の報告 …… 7
同意第６号　南陽市宮内財産区管理委員の選任について …… 7
　提案理由説明 …… 市　長 …… 7
　質　　疑 …… 7
　採　　決 …… 7
議第６７号から議第７４号まで計８件 …… 7
　提案理由説明 …… 市　長 …… 8
　総括質疑 …… 8
　議案付託表 …… 9
議第６４号から議第６６号まで計３件 …… 10
　提案理由説明 …… 市　長 …… 10
予算特別委員会の設置について …… 10
　議案付託表 …… 11
散　　会 …… 12

令和７年１２月２日（火曜日）

議事日程第２号 …… 13
本日の会議に付した事件 …… 13
出欠席議員氏名 …… 14
説明のため出席した者の職氏名 …… 15
事務局職員出席者 …… 15
一般質問表 …… 16
開　　議 …… 34

一般質問 ……34
濱田藤兵衛議員 ……34
１．学校給食の無償化に係る現状と来年度以降の方向性について ……34
中村孝津議員 ……40
１．鳥獣被害防止対策について ……40
２．人口減少に対応する方策について ……41
３．街路樹の現状、課題について ……41
散　　会 ……50

令和７年１２月３日（水曜日）

議事日程第３号 ……51
本日の会議に付した事件 ……51
出欠席議員氏名 ……52
説明のため出席した者の職氏名 ……53
事務局職員出席者 ……53
開　　議 ……54
一般質問 ……54
小松武美議員 ……54
１．特定健康診断受診率を向上させるには ……54
２．中川地区の産業団地の早期実現について ……55
佐藤信行議員 ……62
１．いじめ問題について ……63
伊藤英司議員 ……71
１．認知症対策に関する本市の取組について ……71
２．物価高騰対策について ……72
散　　会 ……79

令和７年１２月４日（木曜日）

議事日程第４号 ……81
本日の会議に付した事件 ……81
出欠席議員氏名 ……82
説明のため出席した者の職氏名 ……83
事務局職員出席者 ……83
開　　議 ……84
一般質問 ……84
高橋一郎議員 ……84
１．市役所働き方改革と市民サービスの両立について ……84
２．熊対策の抜本策について ……85

３．台湾との交流推進について　……85
大友太朗議員　……94
１．市民生活を守る除雪対策について　……94
２．選ばれる市役所になるための働き方改革について　……95
髙岡遼多議員　……103
１．ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進について　……103
２．人材確保について　……103
３．ＡＩ（人工知能）の活用状況について　……104
散　　会　……112

令和７年１２月１９日（金曜日）

議事日程第５号　……113
本日の会議に付した事件　……114
出欠席議員氏名　……115
説明のため出席した者の職氏名　……116
事務局職員出席者　……116
開　　議　……117
議会報告　議会運営委員長報告　……117
（総務常任委員長報告）
議第６８号から議第７０号まで計３件　……117
質　　疑　……118
討　　論　……118
採　　決　……118
（文教厚生常任委員長報告）
議第７１号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について 119
質　　疑　……119
討　　論　……119
採　　決　……119
（産業建設常任委員長報告）
議第６７号から議第７３号まで計３件　……119
質　　疑　……120
討　　論　……121
採　　決　……121
議第７４号　南陽スカイパークの指定管理者の指定について……121
質　　疑　……121
討　　論　……121
採　　決　……121
（予算特別委員長報告）

議第６４号から議第６６号まで計３件 …… 121
質　　疑 …… 122
討　　論 …… 122
採　　決 …… 122
委員会報告書 …… 123
議案審査結果表 …… 124
（追加議案）
同意第７号　南陽市教育委員会委員の任命について …… 125
提案理由説明 …… 市　長 …… 125
質　　疑 …… 125
採　　決 …… 125
議第８０号及び議第８１号の計２件…… 125
提案理由説明 …… 市　長 …… 125
総括質疑 …… 126
議案付託表 …… 127
（総務常任委員長報告）
議第８０号及び議第８１号の計２件…… 128
質　　疑 …… 129
討　　論 …… 129
採　　決 …… 129
議案審査結果表 …… 130
発議第４号　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置について…… 131
提案理由説明 …… 山口裕昭議員 …… 131
質　　疑 …… 131
討　　論 …… 131
採　　決 …… 131
情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会委員の選任について…… 131
議第７５号から議第７９号まで計５件 …… 132
提案理由説明 …… 市　長 …… 132
議案付託表 …… 134
（予算特別委員長報告）
議第７５号から議第７９号まで計５件 …… 135
質　　疑 …… 135
討　　論 …… 135
採　　決 …… 135
議案審査結果表 …… 136
市長挨拶 …… 137
閉　　会 …… 137

令和７年１２月定例会
予算特別委員会　目次

令和７年１２月１６日（火曜日）

出欠席委員氏名 …… 139
説明のため出席した者の職氏名 …… 140
事務局職員出席者 …… 140
本日の会議に付した事件…… 141
開　　会 …… 141
議第６４号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号） …… 141
　　採　　決 …… 153
議第６５号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号） …… 154
　　採　　決 …… 156
議第６６号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号） …… 156
　　採　　決 …… 156
散　　会 …… 156

令和７年１２月１９日（金曜日）

出欠席委員氏名 …… 157
説明のため出席した者の職氏名 …… 158
事務局職員出席者 …… 158
本日の会議に付した事件…… 159
開　　議 …… 159
議第７５号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号） …… 159
　　採　　決 …… 164
議第７６号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） …… 164
　　採　　決 …… 164
議第７７号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号） …… 164
　　採　　決 …… 165
議第７８号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号） …… 165
　　採　　決 …… 165
議第７９号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号） …… 165
　　採　　決 …… 166
閉　　会 …… 166

令 和 7 年 12 月 定 例 会

南 陽 市 議 会 会 議 録

（第４２３号）

南 陽 市 議 会 事 務 局

令和７年１１月２８日（金曜日）

本　　会　　議

令和７年11月28日（金）午前10時00分開会・開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議事日程第１号

令和７年11月28日（金）午前１０時開議

議会報告　　議会運営委員長報告

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　同意第６号　南陽市宮内財産区管理委員の選任について

日程第　５　議第　67号　訴えの提起について

日程第　６　議第　68号　財産の無償貸付けについて

日程第　７　議第　69号　南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　８　議第　70号　南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　９　議第　71号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第　10　議第　72号　南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

日程第　11　議第　73号　赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について

日程第　12　議第　74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定について

日程第　13　議第　64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）

日程第　14　議第　65号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）

日程第　15　議第　66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第　16　予算特別委員会の設置について

散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第１号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（１６名）

１番	髙岡遼多 議員	２番	大友太朗 議員
３番	茂出木純也 議員	４番	佐藤和広 議員
５番	中村孝律 議員	６番	外山弘樹 議員
７番	佐藤信行 議員	８番	小松武美 議員
９番	濱田藤兵衛 議員	１０番	伊藤英司 議員
１１番	須藤清市 議員	１２番	山口裕昭 議員
１３番	島津善衞門 議員	１４番	高橋一郎 議員
１５番	板垣致江子 議員	１６番	遠藤榮吉 議員

◎欠席議員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
長沢俊博	総務課長	穀野純子	みらい戦略課長
小野勝司	情報システム主幹	島貫正行	財政課長
大沼清隆	税務課長	川合俊一	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	髙橋直昭	福祉課長
佐藤幸代	障がい支援主幹	嶋貫憲仁	すこやか子育て課長
山口広昭	農林課長	渡邊正規	商工観光課長
嶋貫幹子	観光振興主幹	加藤善和	建設課長
遠藤晃司	上下水道課長	髙橋宏治	会計管理者
堀裕一	教育長	鈴木博明	管理課長
安達心	学校教育課長	田中聡	社会教育課長
角田朋行	史跡文化主幹	吉田茂樹	選挙管理委員会事務局長
青木勲	代表監査委員	佐野毅	監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹
山内美穂	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

太田徹	事務局長	江口美和	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	楠賢史	書記

令和７年１２月定例会会期日程表

月　日	会　議	時　間	委員会	場　所	摘　　要
１１月２８日 （金）	本会議	午前 １０時		議　場	開会、会期決定、議案上程、提案理由説明、総括質疑、予算特別委員会設置、議案委員会付託、散会
１１月２９日（土）～１２月１日（月）休　　会					
１２月２日 （火）	本会議	午前 １０時		議　場	一般質問
３日 （水）	本会議	午前 １０時		議　場	一般質問
４日 （木）	本会議	午前 １０時		議　場	一般質問
５日（金）～８日（月）休　　会					
９日 （火）	休　会	午前 １０時	総　務	全協室	事件審査
１０日 （水）	休　会	午前 １０時	文　教 厚　生	全協室	事件審査
１１日 （木）	休　会	午前 １０時	産　業 建　設	全協室	事件審査
１２日（金）～１５日（月）休　　会					
１６日 （火）	休　会	午前 １０時	予　算 特　別	議　場	補正予算審査
１７日 （水）	休　会	午前 １０時	予　算 特　別	議　場	補正予算審査
１８日（木）　休　　会					
１９日 （金）	本会議	午前 １０時		議　場	委員長報告、質疑、討論、表決、追加議案上程、提案理由説明、質疑、討論、表決、閉会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　会

○議長（遠藤榮吉議員）　御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

去る11月21日告示になりました令和７年南陽市議会12月定例会を開会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　議

○議長　ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第１号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議会報告　議会運営委員長報告

○議長　ここで本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長　高橋一郎議員。

〔議会運営委員長　高橋一郎議員　登壇〕

○議会運営委員長　おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和７年12月定例会の運営について、去る11月25日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、同意案１件、条例その他議案８件、補正予算案３件の計12件であります。

当局より、総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問を考慮し、協議いたしました結果、本定例会の会期を本日から12月19日までの22日間と決した次第であります。

この22日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願いを申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、同意案１件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例その他議案８件については、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後に、所管の常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案３件については、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ御審査くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、一般質問でありますが、通告議員は８名でありますので、御報告いたします。

以上、本定例会の運営について、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、３番茂出木純也議員、10番伊藤英司議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長　　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より12月19日までの22日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より12月19日までの22日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長　　日程第３　諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　同意第６号　南陽市宮内財産区管理委員の選任について

○議長　　日程第４　同意第６号　南陽市宮内財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　おはようございます。

ただいま上程されました同意第６号　南陽市宮内財産区管理委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本財産区管理委員のうち１名が欠員となっておりますので、議案書記載のとおり、新任の１名を適任と認め選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　　お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第６号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、同意第６号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第６号は、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、同意第６号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

同意第６号　南陽市宮内財産区管理委員の選任について、これを同意したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、同意第６号は同意することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第　５　議第６７号から
日程第１２　議第７４号まで計８件

○議長　日程第５　議第67号　訴えの提起についてから、日程第12　議第74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定についてまでの議案８件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　ただいま上程されました議第67号　訴えの提起についてから、議第74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定についてまでの議案８件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第67号　訴えの提起について申し上げます。

本案は、南陽市道六角町富貴田線道路改良工事における買収用地において、40名いる共有名義人のうちの１名から、契約に対し協力を得られないことから、民法第258条第１項の規定により、全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分全部移転登記手続を求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により御提案申し上げるものでございます。

なお、訴えの相手方などは、議案書記載のとおりでございます。

次に、議第68号　財産の無償貸付けについて申し上げます。

本案は、山形鉄道株式会社に無償貸付けを行っている鉄道用地の貸付期間が満了することに伴い、今後もフラワー長井線の運営を支援するため、継続して無償貸付けをいたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

次に、議第69号　南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正による所要の改正であり、国会議員の選挙の公営に要する費用の限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第70号　南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、財産区管理会の管理委員定数の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第71号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから、議第74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定についてまでの４件について申し上げます。

本案４件は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により、施設の指定管理者を議案書記載のとおり指定いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

以上、議案８件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案８件について総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案８件は、会議規則第37条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和７年１２月定例会議案付託表

７．１１．２８

付託委員会	議案番号	件名	件数
総務	議第６８号	財産の無償貸付けについて	3
	議第６９号	南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
	議第７０号	南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について	
文教厚生	議第７１号	南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について	1
産業建設	議第６７号	訴えの提起について	4
	議第７２号	南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について	
	議第７３号	赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について	
	議第７４号	南陽スカイパークの指定管理者の指定について	

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１３　議第６４号から
日程第１５　議第６６号まで計３件

○議長　　次に、日程第13　議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）から、日程第15　議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）の補正予算議案３件を議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　ただいま上程されました議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）から、議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）までの補正予算議案３件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）について申し上げます。

補正の主な内容は、ふるさと納税寄附金の増加見込みに伴うふるさと納税事業費の増額、低所得世帯への灯油購入費等助成費の増額、老人家庭除雪費の増額、高齢者及び障がい者施設並びに保育所等へのクマ対策物品購入支援金の追加、置賜広域行政事務組合負担金の整理などであり、財源につきましては、国県支出金、寄附金、諸収入等で措置するものでございます。また、地方債の補正をいたすものでございます。

次に、議第65号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）について、申し上げます。

補正の内容は、赤湯財産区におきまして、烏帽子の湯の改修工事費の補正を行うものでございます。

次に、議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）について、申し上げます。

補正の内容は、南陽市社会福祉協議会地域包括支援センター設置委託料等の補正を行うものでございます。

以上、補正予算案３件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　　市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

質疑は、予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１６　予算特別委員会の設置について

○議長　　日程第16　予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議第64号から議第66号までの補正予算議案３件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第64号から議第66号までの補正予算議案３件は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

予算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。

令和７年１２月定例会議案付託表

７．１１．２８

付託委員会	議案番号	件名	件数
予算特別	議第６４号	令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）	３
	議第６５号	令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）	
	議第６６号	令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）	

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

散　　会

○議長　　以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前　１０時１７分　　散　　会

令和７年１２月２日（火曜日）

本　　会　　議

令和７年12月２日（火）午前10時00分開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議事日程第２号

令和７年12月２日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

散　　会

―――

本日の会議に付した事件

議事日程第２号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（１６名）

１番	髙岡遼多 議員	２番	大友太朗 議員
３番	茂出木純也 議員	４番	佐藤和広 議員
５番	中村孝律 議員	６番	外山弘樹 議員
７番	佐藤信行 議員	８番	小松武美 議員
９番	濱田藤兵衛 議員	１０番	伊藤英司 議員
１１番	須藤清市 議員	１２番	山口裕昭 議員
１３番	島津善衞門 議員	１４番	高橋一郎 議員
１５番	板垣致江子 議員	１６番	遠藤榮吉 議員

◎欠席議員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
長沢俊博	総務課長	穀野純子	みらい戦略課長
小野勝司	情報システム主幹	島貫正行	財政課長
大沼清隆	税務課長	川合俊一	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	髙橋直昭	福祉課長
佐藤幸代	障がい支援主幹	嶋貫憲仁	すこやか子育て課長
山口広昭	農林課長	渡邊正規	商工観光課長
嶋貫幹子	観光振興主幹	加藤善和	建設課長
遠藤晃司	上下水道課長	髙橋宏治	会計管理者
堀裕一	教育長	鈴木博明	管理課長
安達心	学校教育課長	田中聡	社会教育課長
角田朋行	史跡文化主幹	吉田茂樹	選挙管理委員会事務局長
佐野毅	監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹	山内美穂	農業委員会事務局長

事務局職員出席者

太田徹	事務局長	江口美和	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	楠賢史	書記

令和７年１２月定例会一般質問表

１２月２日、３日、４日

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
1	９番　濱田　藤兵衛　議員	１　学校給食の無償化に係る現状と来年度以降の方向性について （１）まず昨年６月と９月の一般質問に加えて、今回の一般質問でも南陽市内小中学校の学校給食費の無償化をめぐる現状・実態についてお聞きします。これまでの学校給食費の無償化について国内の動向を要約すると、学校給食の無償化は、憲法の 26 条「義務教育は、これを無償とする」という条文に基づいて国が採るべき施策です。しかしながら、学校給食法での「給食の食材費は保護者の負担とする」という文部科学省の方針により、長らく給食費の負担が保護者に負わされてきました。それに対して、ヨーロッパや北欧など諸外国に比べての日本の教育費と給食費無償化の著しい遅れ、非正規雇用が全労働者の４割にのぼることによる保護者家庭の貧困化、そして円安による物価・食料費の高騰が進行し、国民・住民から強い無償化の要求が出されてきました。日本共産党の南陽市委員会による昨年２月・３月の南陽市民へのアンケート調査でも、164 人のアンケート回答中、子育てについての要求の中で学校給食費の無償化を望む人数が 65 人に達しています。学校給食費無償化の先進例を日本のすぐそばから紹介しますと、お隣の韓国では、幼稚園から小・中・高校、特別支援学校というすべての校種で無償給食が提供されています。こうした国内外の情況を受けて、文部科学省も自治体の給食費補助について「保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との答弁を行うに至りました。この答弁を受けて、山形県では「学校給食の早期無償化をめざす山形県民の会」が作られ、国や県、県内自治体に請願が出されてきました。南陽市でも昨年９月の議会で「学校給食無償化財源の措置を求める意見書」が採択され、国に対してその意見書が提出されています。これらの運動に基づいて山形県でも自治体独自の給食費無償化が進められ、昨年度、県内 35 市町村の内、完全無償化実施は 14 自治体 40％、助成措置実施は 11 自治体 31％となり、置賜地区では、米沢市では完全無償化、高畠では３人目無償とそれ以外は半額助成と、無償化の波が大きく進んでいます。わが南陽市でも、第３子以降の給食費無償化、一部助成が拡充されてきた実態があります。	市　長 教育長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
1	９番　濱田　藤兵衛　議員	①最新のデータによる今年度の県内の小中学校給食費無償化自治体数、一部助成の自治体数はいくつか。中学生のみ無償化対象自治体はいくつか。 ②南陽市の学校給食費の最新の保護者負担軽減はどのようになっているのか、お聞きしたい。2024年度までの「３人っ子ハッピーサポート事業」の助成金交付数は265人へと増加してきました。2024年度に所得要件を撤廃した結果、2023年度から2024年度へ50人増加しています。2025年度は現在もまだ申請期間であり、まだ助成数は確定していないと思われますが、2025年度の小学校児童総数、中学校生徒総数、これらに対する学校給食費全額無料化対象者数、一部自己負担の対象者数はそれぞれおよそ何人と見込まれるか。また、2024年度の助成金総額は約938万円と報告されています。令和７年度主要事業概要では2025年度の第３子以降学校給食費無料化助成金の総額を1,068万円と見込んでいますが、最新の予測ではいくらと見込まれるか。 （２）南陽市の小中学校での、今後の給食費無償化の方向性をお聞きしたい。そこで国の動向について確認したい。石破内閣は２月「小学校では26年度に実現し、中学校への拡大もできる限り早期に実現する」との方針を示しましたが、文部科学省の来年度予算に向けた概算要求は、制度の詳細や額を示さない事項要求にとどまり、高市早苗首相は所信表明演説で、小学校については「安定財源の確保と合わせて」という条件付きで来年４月から実施する、と述べています。 ①南陽市の学校給食無償化の財源については『ふるさと納税』の収入が10億円を達成することが指標となる」という考え方をお聞きしていましたが、2024年度はいよいよ10億円を達成したと聞いています。およそ１億3000万円かかる費用の主な財源はこれから捻出できると考えていいか。 ②小中学校給食完全無償化のため１億3000万円全額捻出するのが困難ならば、2024年の全国の無償化支援対象と支援要件を見ると、小学校は無償化未実施だが、中学校において無償化実施という自治体が計13 あり、県内でも２自治体あります。国の小学校来年度無償化の動向をにらみながら、財源、児童数、生徒数を考慮して段階的に中学校を先に無償化するという判断もあると考えられます。そうすれば、中学生は全員一律全額無償化対象とな	

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
1	９番　濱田　藤兵衛　議員	り、市民税の額から全額助成、半額助成、４分の１助成を決定する事務処理も不要になり、中学校での集金事務も不要になり、無償化事業はより推進しやすいものになるのではないかと思われるがいかがか。 ③文部科学省はこれまでも無償化の「課題」を強調することで無償化に対して慎重な態度で臨んできたといいます。その一つは「公平性」であり、アレルギーなどで弁当を持参したり不登校だったりして給食を食べない児童生徒には恩恵が及ばず不公平だというものです。南陽市の３人目の児童・生徒で弁当持参・不登校の児童・生徒に対して給食費分を助成するなどの「公平性」は担保されているのか。 （３）市長の「国の動向を注視しながら自分の在任中に無償化を段階的に実施したい」との過去の発言から、市長の今任期中の小中学校給食費完全無償化実施について市長の決意を伺いたい。11 月 14 日付け山形新聞によると、「給食無償化、一律支援検討」の見出しで、自民・維新・公明の３党が 2026 年度からの小学校給食無償化に向けて検討を始めたと報道されています。しかし、「安定財源の確保と合わせて」と主張する高市首相発言から考えると、来年度からの小学校の学校給食費無償化はまだ曖昧だというしかありません。国の施策を待つ間に、円安による物価高が現在も進行し、市民の貧困化は一層深刻化せざるを得ず、給食費負担がさらに重くなりつつあります。貧困化の実態として、『「子どもの７人に１人は給食が命綱」という日本の貧困』（2021 年　藤原辰史京都大准教授）とのレポートが国民に衝撃を与え、国の最新のデータでも 11%の子どもが貧困状態にあるとの調査結果が報告されています。11%といえば、小中学校の各クラスで３人から４人の貧困の家庭の子どもがいることになりますが、南陽市もこの例外というデータはないと思われます。実際、南陽市内の２つの中学校で、「３人っ子ハッピーサポート」制度の下でも「年に２から３人の滞納者がいる」、「年に５から６人の滞納者がいる」との報告を受けています。しかし、この学校給食費が無償となれば、小学生で年平均 38,405 円の給食費（文部科学省の調査）を負担していますので、この金額を９年間払い続けるとして総額約 35 万円の学費軽減となります。そうなれば物価高と貧困化で苦しむ南陽市の子育て家庭を助成し大いに激励することになります。そして次には無償化の助成を受けた家庭がこの金額の多くを市内の商店等で消費することになり、南陽市の景気対策としても小さくないものになります。国の無償化をただ待つことなく、	市　長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）‥　①、②、③‥‥	答弁を求める者
1	９番　濱田　藤兵衛　議員	南陽市の小学校中学校の給食費完全無償化を市独自にでも進めなければならない時期だと思われます。 ①来年中に市長選挙を迎える市長は、この３月までに無償化の準備をすすめ、年度がわりの来年４月から小中学校給食費無償化を実施すると考えておられるのではありませんか。決意を伺いたい。	

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
2	５番 中村 孝律 議員	１　鳥獣被害防止対策について 例年、野生鳥獣被害が深刻化している。 本市においても、農作物被害は農業従事者の意欲を奪い、担い手不足に拍車をかける大きな問題であり、要因となっている。 本市の面積の約59%が森林であり、農地は約16%。恵まれた自然と守られてきた農地のおかげで、安心して日常生活をおくることができた。しかし現在は、鳥獣被害の拡大で「自然豊かで、安心で住みやすい地域」が、森林は危険で、住宅街ですら野生動物の出没により、安心して暮らせない危険地帯になりうるような深刻な状況である。 人口減少が加速的に進み、過疎化、高齢化により山林や農耕地の管理が難しくなり、民家の裏山や個人の畑も手入れが届かなくなったこと。狩猟も人出不足が深刻で、保護は勿論、駆除といった個体数管理が困難となり、結果野生動物が増えたと考えられる。 以前の里山には野生動物と人間の間に程良い距離感が存在していた。いわゆる緩衝地帯・バッファゾーンだが、多くの地域で荒廃し、消滅したことで、野生動物の侵入が容易となり、被害が拡大したと考える。 鳥獣被害は中山間地域に限らず、市民生活の根本を揺るがし、当たり前の日常生活を奪い、経済活動、観光振興、学校教育、地域防災などに多くの悪影響とリスクを与えた。 （１）野生動物の中でも、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカによる被害状況と対策について 対象の野生動物による被害は林業、農業に多大な損害を与え、里山で暮らす市民生活にも大きな悪影響をもたらしていることから以下の質問を行う。 ①個体数の管理、把握における取組と、今後の個体数管理の方針について ②本市の森林への被害状況と今後の課題について ③農業への被害状況と被害金額、被害面積について ④②③の過去２年間と今年の被害状況の違いと傾向について	市　長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
2	５番 中村孝律 議員	（２）鳥獣被害は今後益々広がり、人的被害へと発展し、市民の安全が脅かされる事態が予想されることから以下の質問を行う。 ①野生動物との共存を可能にする実行可能な方策について ②緩衝地帯（バッファゾーン）の必要性と整備方法、維持管理について ③市内目撃件数のうち、不要果樹に関する野生動物目撃件数について ④不要果樹伐採を市は推奨しているが、不要果樹の本数について何らかの調査はしているか。伐採への予算額と、今年度の実績について ２　人口減少に対応する方策について 人口減少・高齢化が進む中、地域活性化・地域づくりの担い手不足が課題となっている。本市も人口増加を目指し様々な対策、方策を検討し、対応されてきたが簡単なことではなく、正直歯止め効かない状況である。こうした課題に対し移住した「定住人口」ではなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる「関係人口」が重要なカギと考える。 （１）2025年６月に閣議決定された「ふるさと住民登録制度」がある。新たな担い手として地方の持続可能性を支える制度で、観光客、二地域居住者、リモートワーカー、ボランティア希望者など、登録者と地域との多様な関わり方を前提にしているが、この制度への本市の取組等について以下の質問を行う。 ①「ふるさと住民登録制度」の研究は行っているか ②「関係人口」創出と拡大に向けた取組について調査・研究を行っているか ③市が実施した「関係人口の創出・拡大」の具体的な取組は	市　長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
2	５番 中村 孝律 議員	３　街路樹の現状、課題について 街路樹の在り方が大きな社会問題になってきている。 2019年、2024年に街路樹の倒木により人が亡くなる痛ましい事故が発生したことが影響しているようだ。 国交省の調査では年間5,200本もの倒木が発生していることがわかった。 予防策として伐採、または極端な剪定が急増しているが、街路樹はグリーンインフラとして期待されてきた。 街の魅力に貢献、通行する車のスピードを下げる効果、事故の際に歩行者を守る役目など、交通安全にも寄与してきたのは事実である。 （１）もしも街路樹の倒木や、枝折れ、根上りによる歩道のアスファルト・縁石の破損、伐採した後のマスの放置による段差で、事故が発生すれば、多額の賠償が発生するばかりか、被害者の人生も左右する問題に発展する可能性があることから以下の質問を行う。 ①本市における街路樹整備による効果とはどのようなものか ②街路樹の点検・調査時期と街路樹管理マニュアルなどはあるか ③本市の市道・県道にある街路樹の種類と本数は ④市道、県道の街路樹で伐採され放置状態となっているマスの数は ⑤根上りにより早急な改善や補修工事を必要としている街路樹の数は	市　長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
３	８番 小松武美 議員	１　特定健康診断受診率を向上させるには 近年、業務による過重な負荷やストレスによって、健康障害に繋がっているケースがあり、大きな社会問題の一つになっています。一方で健康で長生きといった健康寿命を延ばすために、軽度な運動やウォーキングを推奨しています。本市でも、なんよう健幸ポイント事業など健康増進の取り組みを行っています。 健康を維持していくためにもう一つ必要なものに、健康診断があります。企業で働く人には、労働安全衛生法第66条で事業者は従業員に対し、健康診断を受けさせる義務があります。そして、同66条の５では、健康診断実施後の措置として結果を受け、場合によっては当該労働者の事情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講ずると謳っています。 しかし、国民健康保険に加入している人は、各自治体が実施している健康診断を受けることになりますが、企業で働く労働者と違い、自営業者、農業、無職の人、零細企業の従業員やその家族が対象ですから、健康診断を必ず受けなければならないという強制力はありません。あくまでも被保険者の自助努力にゆだねられています。 健康診断の目的は、一次予防として、健康診断の結果をもとに、生活習慣を改善し病気のリスクを低減すること。二次予防として、自覚症状が出る前の段階で病気を早期に発見し、適切な治療を開始することです。健康診断は、被保険者の健康状態を維持・改善し生活を向上させ、健康寿命を延ばすことになります。 令和４年からは、国保法改正により自治体は、労働安全衛生法等による健康診断の情報を保険事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることが可能とされました。 いずれにしても被保険者が健康診断を受けての話ですが、本市の特定健康診断受診率を見ると、平成30年度は42.9％、令和３年度は44.5％、令和５年度は44.7％と少しずつ受診率は上がっては来ていますが、国の目標の60％には程遠く、置賜地区では最下位です。 そこで伺います。 （１）被保険者の特定健康診断の受診率が低い理由は。 （２）受診率を上げるための施策は。	市長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
3	８番　小松武美　議員	２　中川地区の産業団地の早期実現について 昨年、中川小学校の前の耕作放棄地を産業団地の候補に挙げ、地権者に対し説明会を開催しました。ところが、今年になって中川地内の企業が上山市に移転することを発表したことから、中川地区の産業団地の話がストップした形になりました。 中川地区の産業団地の候補地は、後継者がいないために耕作放棄地になっておりました。人口減少にも歯止めがかからず中川小学校と中川児童館が休校と廃園に今年からなってしまいました。地権者のみならず地域住民も産業団地に対する期待が大きかった分、頓挫するとなれば落胆も大きいでしょう。 中川地区に新たに産業団地を造り、地域の活性化や本市として企業を誘致することで雇用の創出と人口減対策にも有効だと思います。 中川地区の候補地は、JR 中川駅から徒歩 10 分の距離にあります。現在の企業で働く人も電車通勤の人も多くおります。上山市に移転した場合には電車通勤ができなくなると嘆いている人もいるようです。この立地条件を利用しない手はないと思います。 南陽高畠インターとかみのやま温泉インターとの間に、スマートインターチェンジ設置構想も、利用台数を確保する必要があるということから、新たに企業を誘致することを考えるべきだと思います。 そこで伺います。 （１）中川地区産業団地化を進めるため、地権者から土地を買い上げ、整地する考えは。 （２）新たに企業を誘致する考えは。 （３）企業を誘致するにあたり、優遇措置は。	市　長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
4	7番 佐藤信行 議員	1　いじめ問題について 文部科学省の調査によると、令和６年度における全国のいじめ認知件数は、過去最多の 76 万 9022 件、その内訳は小学校で 61 万 612 件、中学校で 13 万 5865 件、高等学校で 1 万 8891 件、特別支援学校で 3654 件。 さらに、いじめによる自殺や不登校などの重大事態は、前年度から 99 件増えて 1405 件で過去 2 番目に多くなり、自殺した児童生徒数は 413 人と６年連続 300 人を上回っています。全国で繰り返されるいじめ問題、学校現場では SOS の見逃しや初動対応の遅れなどにより、問題が長期化、複雑化するケースが全国的に後を絶ちません。そこで以下の通り質問させて頂きます。 （１）いじめ問題の現状について 本市のいじめの発生状況やその実態について最近の調査結果を伺います。 ①本市の各小・中学校におけるいじめの認知件数とその実態 （２）いじめ防止対策について 本市ではいじめ防止のためにどのような取り組みを行っているのか、具体的な施策やプログラムを伺います。 （３）相談体制の整備について いじめに関する相談窓口の設置状況についてどのような体制を整えているか。 特に子どもや保護者が利用しやすい環境づくりについての取り組みを伺います。 （４）学校との連携強化について 本市と学校の連携強化について具体的にどのような取り組みを行っていますか。いじめの早期発見や対応に向けた協力体制について伺います。 （５）地域社会の役割について 地域住民がいじめ問題に対してどのように関与できるか具体的な取り組みや啓発活動についてお考えをお聞かせ頂きたい。 （６）教育プログラムの充実について いじめ問題に対処するための教育プログラムや研修はどのように実施されていますか、教職員や保護者への	市長 教育長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
4	7番　佐藤信行議員	教育も含めて具体的な計画について伺います。 （７）ケーススタディについて 具体的な事例を挙げてどのように対処したのか成功事例、失敗事例があればお聞かせ頂きたい。 （８）今後の展望について 今後いじめ問題に対してどのような取り組みが必要か、本市のビジョンや計画について伺います。	

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
5	１０番 伊藤英司 議員	１　認知症対策に関する本市の取組について 本市の人口は、約２万９千人、そのうち65歳以上の高齢者は、35％を超え、約３人に１人が高齢者という状況にあります。今後も高齢者人口は増加が予測され、それに伴い、認知症の方やその予備段階の方が増えることは確実であります。 認知症は、誰もがなり得る身近な課題であり、本人だけでなく、家族、地域、そして行政が適切に支え合う仕組みが必要です。認知症の早期発見、家族支援、地域づくり、そして今後を見据えた予防策・ICT活用などの観点から、市の認識と今後の方針を伺います。 （１）認知症の早期発見と支援体制について 本市では、地域包括支援センター、医療機関、介護事業者などが認知症の方とその家族を支える重要な役割を担っております。しかし、相談窓口の周知や、初期段階での対応強化など、まだ改善の余地があると思われます。 ①本市における認知症に関する相談件数と、初期対応の実績をどのように把握しているのか伺います。 ②地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携体制は、現状どのような仕組みになっているのか。また、今後強化すべき点について本市の考えを伺います。 ③認知症の重症化を防ぐため、早期介入が重要です。本市では、認知症の疑いがある段階や、軽度認知障害（MCI）の段階で支援につなぐ取組をどのように進めているのか。また、その効果や課題についてどのように分析しているのか、伺います。 （２）家族支援と、住み慣れた地域での生活を支える体制について 認知症の方が増える中で、家族介護の負担増加は深刻な課題です。このことを踏まえて以下のことについて伺います。 ①介護する家族に対する相談支援、レスパイト（休息）支援、外出支援サービス、見守り体制など、本市が現在提供している支援の内容と、その利用状況について伺います。	市　長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
5	１０番 伊藤英司 議員	②本市では、地域サロンや見守りネットワーク、社協の地域支援など、地域の力を活かした仕組みが存在します。これらの活動を市として、どのように位置づけ支援しているのか伺います。 ③認知症の当事者や家族の声を市の施策に反映させる仕組みはあるのか。ヒアリングや意見交換の場づくり、アンケートなど、今後どのように改善・強化していく考えなのか伺います。 （３）認知症予防、地域啓発、ICT・見守り機器の活用について 本市では、介護予防や健康づくり教室、サロン活動などが展開されていますが、認知症予防に特化した取組の拡充が重要となっております。また、他自治体では、GPS 端末やセンサー機器を活用した見守りサービスを積極的に導入するなど、ICT 活用が進んでおります。 ①本市で現在実施している、認知症予防のための事業（運動教室、栄養指導、社会参加プログラムなど）実績と、成果・課題について伺います。 ②認知症の徘徊対策として、GPS 機器や見守りセンサーなど、ICT 機器の活用が大きな効果を発揮しています。本市として、こうした機器の導入支援や補助制度の検討はあるのか。伺います。 ③県の認知症施策推進計画や他自治体の先進事例を踏まえ、本市として今後 5 年・10 年先を見据えた認知症施策の方向性やロードマップをどのように描いているのか、方針を伺います。 ２　物価高騰対策について 政府は物価高騰対策として、地域の実情に応じた支援を行うため「重点支援地方交付金」を自治体へ交付する方針を示しています。 本市でも生活者支援や地域経済の底上げに向けた活用が期待されるところです。本市の経済対策の方向性について伺います。	市　長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
5	１０番 伊藤英司 議員	（１）重点支援地方交付金の活用方針について ①政府が交付する「重点支援地方交付金」について本市へどの程度見込まれているのか。伺います。 ②本市として、まず優先すべき支援分野をどのように考えているのか。生活者支援、子育て世帯支援、事業者支援、農業支援など、現時点での方向性を伺います。 （２）物価高による市民生活への影響把握について ①本市として、物価高が市民生活に与えている影響をどのように分析しているのか。伺います。 ②本市として、まず優先すべき支援分野をどのように考えているか。現段階での方向性を伺います。 （３）地域経済全体の活性化策について ①消費喚起策（プレミアム商品券、キャッシュレスポイント還元など）を実施する予定はあるのか。伺います。 ②物価高の長期化に備えた本市としての中長期的な経済対策方針があればお聞かせ願います。	

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
6	１４番 高橋 一郎 議員	１　市役所働き方改革と市民サービスの両立について （１）市役所窓口時間とコンビニ活用の更なる推進について 上山市の窓口時間の短縮試用を参考に、本市でも窓口時間の短縮に取り組むことと、並びにコンビニでの住民票等交付の更なる推進を図るための啓発について、市長の考えをお聞きします。 ２　熊対策の抜本策について 本市においても、人的被害が生じました。 次のことを質問します。 （１）人的被害予防と初動体制 （２）熊の生態研究も含めた熊と人との棲み分け方策 ３　台湾との交流推進について （１）２０２４年度の台湾からの訪日旅行者と山形県と本市の観光客数 （２）日台交流推進について 11月10日から12日に議会運営委員会で台湾へ行政視察に行き、次の機関と交流を行い、台湾からの誘客及び物流等の推進を図ってきました。 ①日僑文化事業股份有限公司 ②日本台湾交流協会（JETRO） ③東北ジャパンネットワーク ついては、本市及び置賜地域の観光文化、とりわけシェルターなんようホール、夕鶴の里、及び南陽スカイパークの利活用を含めた、本市独自の滞在型宿泊観光プロモーションについて市長の考えをお聞きします。	市　長 関係課長 市　長 関係課長 市　長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
7	２番　大友太朗議員	１　市民生活を守る除雪対策について 近年、地球温暖化の影響で通常、雪が降らない地域でも大雪や、降雪を頻繁に伴う災害に匹敵するような豪雪を記録する状況になっています。 このように地球温暖化の天候による雪での被害により、全国的にも日常生活に影響を及ぼしています。 本市でも昨年の冬と今年初めの冬期間は豪雪となり、市民生活にも甚大な被害を引き起こしました。 そのなかで、市が行う除雪は多世代で暮らす家庭はもちろん、高齢者のみや独居老人宅でも信頼し、頼りにする無くてはならない存在であります。 今後も地球温暖化の影響で毎年のように豪雪が予測される状況において、市民生活を守る安心安全かつ市民にやさしい除雪を基盤においた対策が求められると考えます。 これらの観点から以下の質問をおこないます。 ①令和７年度施政方針にある、「きめ細やかな除雪」や「やさしい除雪」とは具体的にどのようなものか。 ②昨年の豪雪状況による相談や問い合わせ等はあったのか。 ③除雪での地域の方やボランティアの方への支援はどのようになっているのか。 ④本市で除雪業務を委託している南陽市除雪組合の除雪オペレーターの人数と平均年齢は。 ⑤除排雪のお知らせ等を市民に伝える広報はどのようにおこなっているのか。 ２　選ばれる市役所になるための働き方改革について 国における働き方改革が急速に推進されている状況において、地方においても働き方改革が進んでいます。市役所や役場においても働き方改革を推進している自治体が増加している実状となっています。とくに市役所の窓口時間短縮は全国的に進んでいる動きとなっていて、職員の働き方改革や業務の効率化、住民サービスの向上が目的となっています。 実際の内容として、開庁時間の短縮や電子サービスの導入、休日・時間外の対応を継続して利便性の維持と向上さ	市　長 関係課長 市　長 関係課長

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
7	２番　大友太朗　議員	せる取り組みなどがおこなわれています。 近隣の自治体では上山市が窓口時間短縮試行という状態で、働き方改革を推し進めています。 本市も市民生活の向上を図るうえで選ばれる市役所となるために、働き方改革を推進していく必要があると考えます。 これらの観点から以下の質問をおこないます。 ①過去５年間の職員の採用の人数と、離職者の人数は。 ②過去５年間での定年退職前で離職者された人数、また、採用通知を出した人数と実際に入庁された人数は。 ③上山市での働き方改革についての成果や課題などは把握されているか。 ④働き方改革について、職員や市民からの意見や声はあがっているか。 ⑤窓口業務の内容等の情報はどのような広報媒体を活用しておこなっているか。	

受付順	質問者	質問項目　・　要　旨　・　内　容 １、２、３、・　（１）、（２）、（３）・・　①、②、③・・・	答弁を求める者
8	１番 高岡 遼多 議員	１　DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について （１）DX 推進による具体的な効果と、その評価についてお聞きします。 ①DX により発生した具体的な効果と、その評価指標について ②オンライン申請の件数と実際の利用率について ③情報格差による「デジタル弱者」支援について ２　人材確保について （１）職員数の現状と今後の採用計画についてお聞きします。 ①職員採用の現況（近年の応募者数・倍率・辞退率）について ②会計年度任用職員（非正規）の応募状況（応募者数・倍率・辞退率）について ③専門職・技術職の確保策について ④職員の離職状況について ３　AI（人工知能）の活用状況について （１）AI の活用状況、また今後の使用予定についてお聞きします。 ①庁内における AI・生成 AI の導入状況について ②個人レベルでの使用状況について ③行政での活用の予定について	市　長 関係課長 市　長 関係課長 市　長 関係課長

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　議

○議長（遠藤榮吉議員）　御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は、16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第２号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長　日程第１　一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は８名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分に得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

―――――――――――――――――――――――――

濱　田　藤兵衛　議員　質　問

○議長　初めに、９番濱田藤兵衛議員。

〔９番　濱田藤兵衛議員　登壇〕

○濱田藤兵衛議員　おはようございます。

９番、日本共産党所属、濱田藤兵衛です。どうぞよろしくお願いいたします。

学校給食の無償化に係る現状と来年度以降の方向性についてお伺いいたします。

まず、昨年６月と９月の一般質問に加えて、今回の一般質問でも、南陽市内小中学校の学校給食費の無償化をめぐる現状・実態についてお聞きいたします。

これまでの学校給食費の無償化について国内の動向を要約しますと、学校給食の無償化は、憲法の26条義務教育は、これを無償とするという条文に基づいて、国が採るべき施策です。

しかしながら、学校給食法での給食の食材費は保護者の負担とするという文部科学省の方針により、長らく給食費の負担が保護者に負わされてきました。それに対して、ヨーロッパや北欧など、諸外国に比べての日本の教育費と給食費無償化の著しい遅れ、非正規雇用が全労働者の４割に上ることによる保護者家庭の貧困化、そして円安による物価・食料費の高騰が進行し、国民・住民から強い無償化の要求が出されてきました。

日本共産党の南陽市委員会による昨年２月、３月の南陽市民へのアンケート調査でも、164人のアンケート回答中、子育てについての要求の中で、学校給食費の無償化を望む人数が65人に達しています。

学校給食費無償化の先進例を日本のすぐそばから紹介しますと、お隣の韓国では、幼稚園から小・中・高校、特別支援学校という全ての校種で、無償給食が提供されています。

こうした国内外の状況を受けて、文部科学省も自治体の給食費補助について、保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能であるとの答弁を行うに至りました。

この答弁を受けて、山形県では学校給食の早期無償化をめざす山形県民の会がつくられ、国や県、県内自治体に請願が出されてきました。南陽市でも昨年９月の議会で、学校給食無償化財源の措置を求める意見書が採択され、国に対して、その意見書が提出されています。

これらの運動に基づいて、山形県でも自治体独自の給食費無償化が進められ、昨年度、県内35市町村のうち、完全無償化実施は14自治体40％、助成措置実施は11自治体31％となり、置

賜地区では、米沢市では完全無償化、高畠では３人目無償と、それ以外は半額助成と、無償化の波が大きく進んでいます。我が南陽市でも第３子以降の給食費無償化、一部助成が拡充されてきた実態があります。

①最新のデータによる今年度の県内の小中学校給食費無償化自治体数、一部助成の自治体数は幾つか、中学生のみ無償化対象自治体は幾つかお聞きいたします。

②南陽市の学校給食費の最新の保護者負担軽減はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。2024年度までの３人っ子ハッピーサポート事業の助成金交付数は265人へと増加してきました。2024年度に所得要件を撤廃した結果、2023年度から2024年度へ50人増加しています。2025年度は現在もまだ申請期間であり、まだ助成数は確定していないと思われますが、2025年度の小学校児童総数、中学校生徒総数、これらに対する学校給食費全額無料化対象者数、一部自己負担の対象者数は、それぞれおおよそ何人と見込まれるか、お聞きしたいと思います。

また、2024年度の助成金総額は約938万円と報告されています。令和７年度主要事業概要では、2025年度の第３子以降学校給食費無料化助成金の総額を1,068万円と見込んでいますが、最新の予測では幾らと見込まれるか、お聞きしたいと思います。

南陽市の小中学校での、今後の給食費無償化の方向性をお聞きしたいと思います。

そこで、国の動向について確認をしたいと思います。石破内閣は２月、小学校では26年度に実現し、中学校への拡大もできる限り早期に実現するとの方針を示しましたが、文部科学省の来年度予算に向けた概算要求は、制度の詳細や額を示さない事項要求にとどまり、高市早苗首相は所信表明演説で、小学校については安定財源の確保と合わせてという条件付きで来年４月から実施すると述べています。

①南陽市の学校給食無償化の財源については、ふるさと納税の収入が10億円を達成することが指標となるという考え方をお聞きしていましたが、2024年度はいよいよ10億円を達成したと聞いています。およそ１億3,000万円かかる費用の主な財源は、これから捻出できると考えていいか、お伺いしたいと思います。

②小中学校給食完全無償化のため１億3,000万円全額捻出するのが困難ならば、2024年の全国の無償化支援対象と支援要件を見ると、小学校は無償化未実施だが、中学校において無償化実施という自治体が計13あり、県内でも２自治体あります。国の小学校来年度無償化の動向をにらみながら、財源、児童数、生徒数を考慮して、段階的に中学校を先に無償化するという判断もあると考えられます。

そうすれば、中学生は全員一律全額無償化対象となり、市民税の額から全額助成、半額助成、４分の１助成を決定する事務処理も不要になり、中学校での集金事務も不要になり、無償化事業はより推進しやすいものになるのではないかと思われますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

③文部科学省はこれまでも無償化の課題を強調することで無償化に対して慎重な態度で臨んできたといいます。その一つは公平性であり、アレルギーなどで弁当を持参したり、不登校だったりして給食を食べない児童・生徒には、恩恵が及ばず不公平だというものです。南陽市の３人目の児童・生徒で弁当持参、不登校の児童・生徒に対して、給食費分を助成するなどの公平性は担保されているのか、お伺いしたいと思います。

市長の国の動向を注視しながら自分の在任中に無償化を段階的に実施したいとの過去の発言から、市長の今任期中の小中学校給食費完全無償化実施について市長の決意をお伺いしたいと思います。

11月14日付山形新聞によると、給食無償化、一律支援検討の見出しで、自民・維新・公明の３党が2026年度からの小学校給食無償化に向けて検討を始めたと報道されています。しかし、安定財源の確保と合わせてと主張する高市首相発言から考えると、来年度からの小学校の学校給食無償化はまだ曖昧だというしかありません。国の施策を待つ間に、円安による物価高が現在も進行し、市民の貧困化は一層深刻化せざるを得ず、給食費負担がさらに重くなりつつあります。

貧困化の実態として、「「子どもの７人に１人は給食が命綱」という日本の貧困」（2021年藤原辰史京都大学准教授）とのレポートが国民に衝撃を与え、国の最新のデータでも11％の子どもが貧困状態にあるとの調査結果が報告されています。11％といえば、小中学校の各クラスで３人から４人の貧困の家庭の子どもがいることになりますが、南陽市もこの例外というデータはないと思われます。

実際、南陽市内の二つの中学校で、３人っ子ハッピーサポート制度の下でも、年に２から３人の滞納者がいる、年に５から６人の滞納者がいるとの報告を受けています。しかし、この学校給食費が無償となれば、小学生で年平均３万8,405円の給食費、これは文部科学省の調査によります。この額を負担していますので、この金額を９年間払い続けるとして、総額約35万円の学費軽減となります。そうなれば、物価高と貧困化で苦しむ南陽市の子育て家庭を助成し、大いに激励することになります。

そして次には、無償化の助成を受けた家庭がこの金額の多くを市内の商店等で消費することになり、南陽市の景気対策としても小さくないものになります。国の無償化をただ待つだけでなく、南陽市の小学校、中学校の給食費完全無償化を市独自にでも進めなければならない時期だと思われます。

①来年中に市長選挙を迎える市長は、この３月までに無償化の準備を進め、年度替わりの来年４月から小中学校給食費無償化を実施すると考えておられるのではありませんか。決意をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　おはようございます。

９番濱田藤兵衛議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、南陽市内小中学校の学校給食費の無償化をめぐる現状・実態についての御質問の１点目、今年度の県内の小中学校給食費無償化自治体数、一部助成の自治体数、中学生のみ無償化対象自治体数についてでございますが、山形県が取りまとめた令和７年度学校給食費に対する助成等の実施状況によりますと、県内では17自治体が完全無償化、５自治体が一部無償化、12自治体が一部助成を実施しております。また、中学校のみ無償化としているのは１自治体となっております。

次に、２点目の南陽市の学校給食費の最新の保護者負担軽減はどのようになっているかについてでございますが、議員御質問のとおり、現在も申請期間中のため確定値ではございませんが、昨年度の交付実績率から推計しますと、小学校児童の全額無料は約83人、一部軽減は約103人、中学校生徒のうち全額無料は約38人、一部軽減は約35人で、総数は260人ほどになると見込んでおります。

なお、助成額につきましては、市民税額を基に令和８年３月１日時点で算定するため、現時点で把握することはできませんので、御理解賜りたいと存じます。

次に、今後の給食費無償化の方向性についての御質問の南陽市の学校給食無償化の財源につ

いての主な財源は、ふるさと納税から捻出できると考えて良いか及び国の小学校来年度無償化の動向をにらみながら、財源、児童数、生徒数を考慮して段階的に中学校を先に無償化するという判断もあると考えられるがについてでございますが、まず、10億円を達成することが指標であるとの御指摘について申し上げますと、市長としてそのような発言をした事実はなく、前提に誤解がございますので、初めに訂正させていただきます。

では、答弁を進めます。

令和６年度のふるさと納税が10億円を超えたことは大変ありがたいことであり、納税いただいた方及び返礼品で御協力いただいた方々に心から感謝申し上げます。しかし、寄附金は安定的に見込むことは難しいと考えております。

また、中学校を先行して無償化する可能性についてでございますが、御指摘のとおり、中学校を先に無償化した場合、事務の効率化という点では一定の効果が期待できるものと認識しております。

しかしながら、中学校の無償化を先行実施することは、事務面でのメリットがある一方で、財源確保や制度の持続性といった根本的な課題を解決するものではないことから、慎重な検討が必要であると考えております。

今後とも国の動向を踏まえつつ、市の財政状況や児童・生徒数の推移を見据えながら、段階的な無償化に向けた検討を進めてまいります。

次に、３点目の南陽市の３人目の児童・生徒で、弁当持参、不登校の児童・生徒に対して給食費分を助成するなどの公平性は担保されているかについてでございますが、市の第３子以降学校給食無料化助成金交付事業について申し上げます。

本事業は、実際に給食を食べた場合の食材費を助成する仕組みでございます。アレルギーによる弁当持参や不登校で給食を食べていない場合には、食材費が発生していないことから、助成の対象外としております。このことから、本事業は、給食というサービスの受益に応じて負担軽減を行うという整理に基づいており、公平性は保たれているものと考えております。

最後に、来年中に市長選挙を迎え、この３月までに無償化の準備を進め、来年４月から小中学校給食費無償化を実施すると考えているのかについてでございますが、物価高騰の長期化により、子育て世帯に限らず、全ての家庭で生活の負担が大きくなっていると認識しております。

学校給食は、子どもたちの健やかな成長を支える欠かせない学校教育活動であり、その負担軽減はどの家庭にとっても重要な課題と捉えております。

こうした中、国においては、令和８年度から小学校の給食費無償化を実施し、中学校についても早期の無償化を目指す方針が示されております。

これまで私も全国市長会を通じ、全国どの自治体でも格差なく取り組めるよう、国において学校給食の無償化を実現するための制度整備と財源措置を求めてまいりましたが、この考えに変わりはなく、市としても、この趣旨を踏まえて取組を進める必要があると考えております。

その上で、国の制度動向を注視しつつ、安定的な財源確保を図りながら、私が市長をさせていただいている間に、可能な範囲で段階的な無償化を実現することを目指して取組を進めてまいりますので、議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長　　再質問に入ります。

９番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員　　御回答をどうもありがとうございました。

完全実施という回答までいただけませんでしたけれども、これからも努力するというお声が

ありましたので、できれば来年４月までの間にどんどん進めていただいて、完全無償化になるという方向になっていただければありがたいというふうに思います。

再質問を行います。

ふるさと納税に関してですが、市長の発言ではないというようなことでありましたが、全くそのとおりでありまして、表現としてはやや正しくないなというふうに私自身も思っております。

その中で、そうは言いながら、昨年、令和６年３月議会で、市長は国と県、市町村が応分の負担をして、全国で等しく無償化できるのが一番望ましい。実施自治体で無償化の財源に充てているのがふるさと納税。段階的に無償化できるよう計画していくが、歳出の見直しも伴うというふうに議会報では述べられております。

また、南陽市のホームページ、令和５年度ふるさと納税実績報告では、令和６年度は、皆様から寄せられた寄附金を御希望いただいた利用使途に沿って以下の事業等に活用させていただきますとして、３人っ子ハッピーサポート事業費が挙げられております。

また、金額については、市長発言ではありませんが、令和５年度のふるさと納税寄附額が９億6,320万円だったことから、市長の周辺にいる方々から、10億円に達したら財源が確保されることになるのではないかというふうに推測したのは十分に合理的ではないでしょうか。

全国約1,800の自治体の中で、学校給食費無償化の施策を採っているのが722自治体、そのうち74自治体10％強がふるさと納税寄附から財源を得ているそうです。昨年度のふるさと納税寄附総額は10億4,200万円。今年度は12億円を超えるという予想が立てられているといいます。

安定財源とは言えませんが、国の動向を見定める期間のつなぎとしては活用できるのではないでしょうか。白岩市長から、財源についての見通しについて再度より細かくお伺いしたいと思います。

答弁をお願いいたします。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　御質問にお答え申し上げます。

国において、国の責任で全国等しく給食費の負担について財源措置をして、同じように恩恵を受けられるようにすべきだという最終的な望ましい在り方に達するまでの間、各自治体においてふるさと納税、その他の財源を用いて、負担軽減を図っていくということについては、十分合理的な考え方であるというふうに思っています。

その中でふるさと納税の額との関係で申し上げますと、いわゆる多額のふるさと納税を、御寄附を得ておられる自治体が全国の中に見受けられまして、数十億円あるいは100億円を超えるような額を毎年頂いておられるところもございます。

そうしたところにおいては増減があったとしても、ふるさと納税への御寄附を給食費無償化、負担軽減の財源に回すということについては、安定的に行えるのではないかなというふうに思いますけれども、南陽市におきましては、担当の皆さんの御努力や関係する事業者の皆さん、あるいは寄附をなさっていただける皆さんのおかげで伸びてはいるものの、その伸びが給食費に安定的に回せるという状況には至っていないというのが私の実感でございまして、そのことを御理解いただければというふうに思っております。

○議長　　９番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員　　御回答をありがとうございました。

再質問の２番目といたしまして、子育て世代の経済的な負担の増大について質問いたします。

第３子以降学校給食費無償化助成事業は、財

源の制約もあって、南陽市としても少子化対策の一つとして、第３子以降に限定して学校給食費の助成を行っている部分もあると思われます。

しかし、2016年度から2030年度まで、小学生、中学生の総数の変化を見ても減る一方でありまして、増加した、あるいは増加するというような見込みは出てまいりませんでした。そういう意味では、少子化の対策としての効果は十分に現れているとは思われません。

この本当の原因についてはどこにあるのかということについては、明治安田生命保険が子育てに関するアンケート、これは今年10月23日のしんぶん赤旗に載った記事ですけれども、０歳から６歳の子どもが一人いる男女に二人目を望むかと尋ねたところ、二人目を望むの割合は33.3％、前年から３ポイント減少した。2018年の調査開始以来、最低の割合になったというふうに記述されてあります。二人目は欲しいが難しい、欲しいとは思わないと回答した人の理由を見ると、年齢的に不安49.8％、将来の収入面に不安がある45.5％、生活費がかかるから34.6％、教育費がかかるから29.9％などが上位を占めたそうです。

一方、状況が変われば二人目を欲しいと思うかとの問いに対しては、69.8％が状況が変われば欲しいと答えているそうです。

子育てにかかる費用は月額平均で４万1,162円と、過去最高額だった昨年から158円減少したそうですが、まだまだ高い水準です。83.3％が子育て費用を負担だと感じており、最も負担に感じているのは食費、これが46.7％だったと報告されています。

また、この一般質問に向けて、家庭の貧困について先ほど挙げた学校以外に、市内中学校と小学校で実情をお聞きしてきました。それによりますと、給食費の滞納については、毎月の集金で引き落とし不能の家庭は一桁の世帯である。独り親を中心に２か月で2.25％、これは子どもの数から割り出しますと、五、六世帯の世帯数になります。それだけの滞納があるというふうにお聞きしました。

また、長期休暇後の子ども、生徒の様子について、痩せている様子などはそれほどでもない。顕著なものはない。しかし、痩せてくる子も数名いる。休み中、生活のリズムがつくれないのではと思っているなどの回答がありました。

これらのデータや情報から、子育て世代の生活の厳しさは相当なものだと察します。私が現職の頃の賃金から見ても、月額賃金は数万円から７万円ほど下がっています。年収では約70万円減少したと言われています。

厳しい実態にありながら声を上げることができない子育て世代に、今こそ大きな助成、支援をする必要があると思われますが、市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　子育て世帯への経済的支援が少子化対策の一面、目的もあるのではないかという御指摘でありましたけれども、少子化対策になるかならないかという意味では、先ほど濱田議員が壇上で、諸外国の既に先行している、日本よりもはるかに大きな支援を実施している国々での動向を見ますと、例えば韓国においては手厚い支援が行われておりますけれども、一方で、合計特殊出生率については１を切る水準まで下がってきているという実態を見ますと、そうした支援が必ずしも少子化対策に有効なものではないということについては、議員と考えが同じでございます。

しかしながら、様々な経済状況を見て、子育て世帯の実感としても、現実としても、養育費、教育費、様々な経済的負担が心理的な足かせとなっているということについては、紛れもない事実であるというふうに感じています。

そうした意味で、議員が御提案される子育て

世帯への手厚い支援については、国においても、今回の高市総理におかれましても様々な御発言をされているのと同様に、市でも考えているところでございます。

今回、国において地方への重点支援、交付金なども経済対策に盛り込まれておりますけれども、そうしたものも活用し、そしてまた持続可能な制度設計についてもしっかり検討しながら、子育て世帯への支援については考えてまいりたいと考えております。

○議長　　９番濱田藤兵衛議員。

○濱田藤兵衛議員　　御回答をありがとうございました。

多くの市民が待ち望んでいる給食費完全無償化の施策を来年４月から実施する要望を再度お伝えして、また再度いろいろな署名活動なりをやることを通して、市長の気持ちが前向きにもっと変わるよう運動したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長　　以上で、９番濱田藤兵衛議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時とします。

午前１０時３２分　休　憩

午前１１時００分　再　開

○議長　　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

中　村　孝　律　議員　質　問

○議長　　本日の中村孝律議員の一般質問において、映像を使って説明したいという旨の申出があり、これを許可いたします。

それでは、５番中村孝律議員。

〔５番　中村孝律議員　登壇〕

○中村孝律議員　　皆さん、おはようございます。

５番、保守公明クラブ、中村孝律です。

また緊張が高まりまして、一瞬頭の中がちょっと真っ白になってしまったんですけれども、一般質問初日ということで緊張しておりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

早いもので今年も残すところ、あと１か月を切りました。朝晩の冷え込みが一段と厳しくなってまいりましたので、市民の皆様、体調を崩されませぬよう御自愛ください。

今年１月から２月にかけて大雪となり、本市でも人的被害、建物被害、農業用ハウスの倒壊、果樹の枝折れなど甚大な被害が発生いたしました。夏には記録的な高温と極端な雨不足に見舞われ、熱中症による緊急搬送も増えたようですし、農作物の生育にも悪影響をもたらし、生産者を苦しめました。

イノシシ、サルの被害は変わらず発生していますが、今年はクマの出没件数が異常な水準となり、南陽市でもクマ関係の目撃件数は、11月20日時点で59件となっています。11月１日には、人身被害も発生いたしました。被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げます。

県では、クマ出没警報を今月末まで延長いたしました。市民の皆様も、早朝、夜間の一人歩きはできるだけ避けていただきたいと思います。

来年は60年に一度の丙午の年です。発展、成長、努力が実る年と言われております。市民皆様の日々の努力が、新たな目標が来年には実を結び、活気とエネルギーに満ちあふれた一年になりますことを心から願います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

１、鳥獣被害防止対策について。

例年、野生鳥獣被害が深刻化しています。本市においても、農作物被害は農業従事者の意欲を奪い、担い手不足に拍車をかける大きな問題であり、要因となっています。

本市の面積の約59％が森林であり、農地は約16％、恵まれた自然と守られてきた農地のおかげで、安心して日常生活を送ることができまし

た。しかし、現在は鳥獣被害の拡大で、自然豊かで、安心で住みやすい地域が、森林は危険で、住宅街ですら野生動物の出没により、安心して暮らせない危険地帯となり得るような深刻な状況であります。

人口減少が加速的に進み、過疎化、高齢化により山林や農耕地の管理が難しくなり、民家の裏山や個人の畑も手入れが届かなくなったこと。狩猟も人手不足が深刻で、保護はもちろん駆除といった個体数管理が困難となり、結果、野生動物が増えたと考えられます。

以前の里山には、野生動物と人間の間にほど良い距離感が存在していました。いわゆる緩衝地帯、バッファゾーンですが、多くの地域で荒廃し、消滅したことで、野生動物の侵入が容易となり、被害が拡大したと考えられます。

鳥獣被害は、中山間地域に限らず、市民生活の根本を揺るがし、当たり前の日常生活を奪い、経済活動、観光振興、学校教育、地域防災などに多くの悪影響とリスクを与えております。

（１）野生動物の中でも、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカによる被害状況と対策について。

対象の野生動物による被害は、林業、農業に多大な損害を与え、里山で暮らす市民生活にも大きな悪影響をもたらしていることから、以下の質問をさせていただきます。

①個体数の管理、把握における取組と今後の個体数管理の方針についてお伺いいたします。

②本市の森林への被害状況と今後の課題について。

③農業への被害状況と被害金額、被害面積について。

④②、③の過去２年間と今年の被害状況の違いと傾向についてお聞かせください。

（２）鳥獣被害は今後ますます広がり、人的被害に発展し、市民の安全が脅かされる事態が予想されることから、以下の質問を行います。

①野生動物との共存を可能にする実行可能な対策について。

②緩衝地帯の必要性と整備方法、維持管理について。

③市内目撃件数のうち、不要果樹に関する野生動物目撃件数について。

④不要果樹伐採を市は推奨していますが、不要果樹の本数について何らかの調査をしているのでしょうか。伐採への予算額と今年度の実績についてお伺いいたします。

２、人口減少に対応する方策について。

人口減少・高齢化が進む中、地域活性化・地域づくりの担い手不足が課題となっています。本市も人口増加を目指し、様々な対策、方策を検討し、対応されてきたと思います。簡単なことではなく、正直、歯止めが利かない状況であると思います。

こうした課題に対し、移住した定住人口ではなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる関係人口が重要な鍵と考えます。

（１）2025年６月に閣議決定されましたふるさと住民登録制度があります。新たな担い手として、地方の持続可能性を支える制度で、観光客、二地域居住者、リモートワーカー、ボランティア希望者など、登録者と地域との多様な関わり方を前提としております。この制度への本市の取組などについて、以下の質問をさせていただきます。

①ふるさと住民登録制度の研究は行っているのでしょうか。

②関係人口創出と拡大に向けた取組について調査・研究を行っているのでしょうか。

③市が実施した関係人口の創出・拡大の具体的な取組はどのようなものでしょうか。

３、街路樹の現状、課題について。

今、街路樹の在り方が大きな社会問題となっております。2019年、2024年に街路樹の倒木により、人が亡くなる痛ましい事故が発生したこ

とが影響していると思われます。

国交省の調査では、年間5,200本もの倒木が発生していることが分かりました。

予防策として、伐採または極端な剪定が急増していますが、街路樹はグリーンインフラとして期待されてきました。まちの魅力に貢献、通行する車のスピードを下げる効果、事故の際に歩行者を守る役目など、交通安全にも寄与してきたのは事実であります。

（１）もしも街路樹の倒木や枝折れ、根上がりによる歩道のアスファルト・縁石の破損、伐採した後の桝の放置による段差で事故が発生すれば、多額の賠償が発生するばかりか、被害者の人生も左右する問題に発展する可能性があることから、以下の質問を行います。

①本市における街路樹整備による効果とはどのようなものでしょうか。

②街路樹の点検・調査時期と街路樹管理マニュアルなどはあるのでしょうか。

③本市の市道・県道にある街路樹の種類と本数は。

④市道、県道の街路樹で伐採され放置状態となっている桝の数は。

⑤根上がりにより早急な改善や補修工事を必要としている街路樹の数は幾つあるのでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。どうかよろしく御回答のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　５番中村孝律議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、鳥獣被害防止対策のニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカによる被害状況と対策についての１点目、個体数の管理、把握における取組と今後の個体数管理の方針についてでございますが、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカの四つの獣種については、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画とそれに付随する山形県第二種特定鳥獣管理計画において、県が適正な水準の生息数の維持と人身被害の防止、農林業被害の軽減を図ることとされております。本市ではその具体的方策として、南陽市鳥獣被害防止計画を策定し、農業被害の状況に応じて、獣種ごとに被害軽減目標、捕獲計画数を定め、有害鳥獣捕獲活動を実施している状況でございます。

次に、２点目の本市の森林への被害状況と今後の課題についてでございますが、具体的には、クマが木の幹の樹皮を剥がすクマハギや食害等が考えられますが、現況としましては、森林被害の報告はございません。しかしながら、農林業や自然植生等への深刻な影響を及ぼすとされているニホンジカの捕獲件数が県内において増加しておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、３点目の農業への被害状況と被害金額、被害面積についてでございますが、令和６年度の野生鳥獣による農作物の被害状況調査の結果では、市内における被害金額が336万1,000円、被害面積が769アールであり、うちツキノワグマが20万8,000円、75アール、イノシシが99万8,000円、194アール、サルが３万4,000円、１アール未満、ニホンジカが被害なしとなっております。これらの４獣種の合計で、被害金額が124万円、被害面積が269アールで、いずれも全体の４割弱を占めるものとなっております。

次に、４点目の過去２年間と今年の被害状況の違いと傾向についてでございますが、先ほど申し上げました野生鳥獣による農作物の被害状況調査につきましては、例年１月に調査を行うものとなっておりますので、現年のデータは持ち合わせておりません。そのため、令和５年度と令和６年度の比較で申し上げますと、令和５

年度の被害金額が824万4,000円、被害面積が1,015アールでございますので、被害金額は約６割の減少、被害面積は３割弱の減少で推移しております。

その一方で、有害捕獲頭数の令和６年度と今年度の11月末日時点での数字を比較いたしますと、ツキノワグマの捕獲数が令和６年度が６頭であったのに対して、今年度は既に30頭に達しており、顕著に増加している状況となっております。

また、イノシシに関しましては、令和６年度は187頭に対して、今年度は195頭と微増で推移しております。

次に、鳥獣被害により、市民の安全が脅かされる事態の予想についての１点目、野生動物と共存を可能にする実行可能な方策についてでございますが、特に野生動物の個体数の観点で申し上げますと、山形県が関係機関や研究者との連携を図りながら、鳥獣の生息状況の調査を実施しておりますので、ツキノワグマ、イノシシ等の適正な個体数の管理に向けては、県及び有識者の方々により議論を深めていただき、より実効性の高い方策をまとめ、市町村も連携しながら、全県的に実施していく必要があると認識しております。

次に、２点目のバッファゾーンの必要性と整備方法、維持管理についてでございますが、野生動物と人の生活圏の間にバッファゾーンを設けることは、有効な鳥獣被害対策の一つであると考えております。

本市では、これまで地域との合意形成の下、荒廃森林緊急整備事業を活用して、金山地区、宮内地区、池黒地区、川樋地区においてバッファゾーンの整備を進めてまいりました。今後も、趣旨に賛同いただける地区、町内会等を募りながら、地域との協働により実施してまいりたいと考えております。

あわせて、地区内の藪の刈り払い等を対象とした鳥獣緩衝帯整備事業等の補助メニューもございますので、必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、３点目の市内目撃件数のうち不要果樹に関する野生動物目撃件数についてでございますが、本年11月末日時点でのクマの出没状況につきましては、目撃、足跡、食害、糞などクマに関する情報が59件寄せられております。

これは昨年同時期の26件から大幅に増加しており、市内全域でクマの出没が一層顕著になっている状況にございます。

このうち、いわゆる不要果樹、とりわけ放任されていると思われる柿の木が関係していると確認できた件数は14件となります。内容としましては、柿の木に登る姿の発見や柿の枝折れ、爪痕、糞等の食害の痕跡が報告されております。

次に、４点目の不要果樹の本数調査、伐採に係る予算額と今年度の実績についてでございますが、本市では昨年度から柿や栗の木などの不要果樹の伐採支援策として、伐採費用の３分の２、または１本当たり２万円を上限に、自治会等に対して補助を行っております。野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金等により、予算額は94万円、11月末日現在、計56本の伐採実施または相談の案件がございます。加えて、地区にて取りまとめ進行中のケースもありますので、今後とも既決予算を拡充するなど、継続して対応してまいりたいと考えております。

次に、人口減少に対応する方策についての御質問の１点目、ふるさと住民登録制度の研究についてでございますが、この制度は地方創生を目的として政府が打ち出した新しい制度で、定住を前提としない地域との関わりを制度的に可視化することが主な狙いとされており、専用アプリを通じて、ふるさと住民として登録できる制度と認識しております。

ふるさと住民登録制度につきましては、今後スタートする制度でございますので、国が提示

する事業の具体的な内容について情報収集しながら、本市としての活用について調査・研究をしてまいります。

次に、関係人口創出と拡大に向けた取組についての調査・研究及び市が実施した関係人口の創出・拡大の具体的な取組についてでございますが、本市の施策として、県外に転出した学生に対し、県外在住学生向け食の支援事業の実施、首都圏在住の本市出身者が会員となる山形県人東京南陽会におけるふるさと南陽のつどいの開催や仙台南陽会、東海山形県人会、関西山形県人会での本市のＰＲ活動、また、本市と相互応援協定を締結している新潟県燕市との産業や観光の分野における民間レベルのバスツアー、そして、ゆかりのある地域や応援したい自治体へのふるさと納税などの取組を行っております。

次に、街路樹の現状、課題についての御質問の１点目、本市における街路樹整備による効果とはどのようなものかについてでございますが、街路樹は道路法に定められた道路附属物の一種でございますが、景観面では路線としての統一感を持たせる効果、環境面では日陰づくり、周囲の気温上昇を緩和する効果、沿線への道路騒音を抑制する効果、交通安全面では歩車道の分離効果、運転者の視線誘導効果、防災面では火災時の延焼防止効果などがあると考えております。

次に、２点目の街路樹の点検・調査時期と、街路樹管理マニュアルなどはあるかについてでございますが、通常の道路パトロールに加えまして、毎年10月頃に国への街路樹の整備状況を報告するタイミングに合わせて、点検と本数の確認調査を行っております。

管理マニュアルにつきましては、南陽市として個別のものはございませんが、主な管理項目といたしましては、車道が路面から高さ4.5メートル、歩道が路面から高さ2.5メートルの建築限界内に枝が入らないように剪定するとともに、枯損木の植え替え、植樹桝の除草、根上がりのあった舗装や植樹桝の段差擦りつけなどを行っております。

次に、３点目の本市の市道・県道にある街路樹の種類と本数はについてでございますが、市道につきましては、街路樹のある路線が７路線、種類と本数は、サクラ類が99本、ナナカマドが26本、ハナミズキが31本、アオギリが95本、カツラが34本、アスナロが１本、レンギョウが100本、マサキが417本、ケヤキが36本、リュウキュウツツジが66本、合計905本でございます。

県道につきましては、置賜総合支庁道路計画課に問い合わせしましたところ、東南置賜管内の把握となりますが、街路樹の種類と本数はサクラ類が287本、イチョウが149本、ユリノキが17本、カツラが317本、ケヤキが45本、シラカシが72本、トウカエデが284本、トチノキが85本、ナナカマドが２本、ハクウンボクが２本、ハナミズキが939本、ブナが２本、モミジが16本、ヤマボウシが593本、落葉広葉樹が２本、常緑針葉樹が１本、合計2,813本とのことでございます。

次に、４点目の市道、県道の街路樹で伐採され放置状態となっている桝の数についてでございますが、市道が171か所でございます。県道については、確認したところ、把握していないとのことでございました。

次に、５点目の根上がりにより早急な改善や補修工事を必要としている街路樹の数についてでございますが、市道部分についてのみ申し上げますと、根上がりにより舗装や植樹桝のコンクリートが隆起しているもの、歩道の縁石がずれているものを含め、確認しているもので９か所ございます。

これらにつきましては、木を支える太い根の切断が伴う場合は、木そのものの伐採や植え替えが必要な場合もあり、南陽高校付近のサクラなど、街路樹にはシンボルツリーとしての意味

合いもあることから、造園業者などにも相談し、段差を表示するなど、安全を確保した上で活かせる街路樹は活かすよう対策を講じ、適正管理を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長　再質問に入ります。

５番中村孝律議員。

○中村孝律議員　御回答をありがとうございます。

それでは、鳥獣被害対策について再質問させていただきます。

特にツキノワグマの個体数管理については、山形県が計画を定め、行うということになっているということで承知いたしました。

しかし、今年のクマの出没状況は、今までとあまりにも違いまして、非常に異常な事態であります。市民の生命、財産のみならず、県民、国民の安全を脅かす緊急事態であります。死亡者数も13名かな、15名かな、全国で被害が出ている状況であります。県の対応を待つ、受け身ではなく、積極的な要望をお願いしたいと思います。

ほかの自治体の取組についてちょっと御紹介させていただきたいと思います。県レベルで行っているわけですが、あくまでも参考としていただければと思います。とても興味深い取組であり、報道でも取り上げられておりますから皆さん御存じだと思いますが、それは個体数管理に成功しています日本で唯一の自治体、兵庫県です。

兵庫県では、クマの個体数管理の上で三つの対策を掲げております。

一つ目は、独自のデータ、個体数管理を行っているということです。箱わなにかかったクマを麻酔で眠らせ、首元にマイクロチップを埋め込み、山に放すというものを20年以上続けております。2003年以降、捕獲後に山に返したクマ3,400頭以上に、その全てにマイクロチップを埋め込み、データを取り続けております。その結果、精度の高い個体数の把握ができたようです。

また、兵庫県は700頭から800頭のクマの生息を確認しておりまして、ただ、毎年15％ほどの割合で増えていることが判明いたしました。このまま対策をせず、放置すれば５年で倍の数になるとの研究結果です。そのため、最低でも毎年15％の数を減らさなければ管理は難しくなるという研究結果でございます。

それで、クマの個体数を管理している上で、どうしても駆除が多くなってクマの個体数が減った場合、調査で400頭を目安にしているようですが、400頭に近づいた場合の年に関しては、クマの駆除は基本禁止というような対策も採っているようです。また、捕獲されたクマ50頭にGPSをつけて行動範囲の調査も実施。その結果、クマの１年間の行動パターンが判明し、対策に活かされているようです。

二つ目としては、16人のクマの専門職員の方がいらっしゃるということです。ちなみに、山形県は令和６年度で１名というようなことを確認、私はしております。

三つ目は、箱わなの使用方法です。独自のゾーン捕獲というものを行っておりまして、クマ被害が出る時期よりも前に集落から200メートルの範囲内に箱わなを数機設置しまして、人里近くに生息するクマは積極的に駆除しているようです。また、シカやイノシシ用の箱わなを、クマも捕獲可能ということで制度を改正して、許可を出しております。

このように、クマの個体数管理を行うには、時間と経費が非常にかかります。兵庫県の取組を例として、抜本的な対策の実施及び十分な予算確保を、国や県に本市としてしっかり要望していただきたいと思っております。

県のクマ対策パッケージが11月17日に発表されましたが、その中身を見てみますと、クマの

捕獲とか駆除に関するものは結構この資料に載っておるんですが、個体数に関しての管理というものは、ほぼ明確には載っておりません。個体数が確認できなければ、対策というのも非常に難しいのかなと思っております。

本市としてもしっかり予算を県のほうに要望するとともに、もし県が個体数管理、調査・研究、データの収集などを行うような場合は、ぜひ候補地として南陽市が手を挙げていただいて、南陽市でクマの管理の調査などにぜひ利用していただいて、南陽市の個体数管理につなげていただければと思っておりますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　御質問にお答え申し上げます。

クマにつきましては、本市において小学校の玄関のガラス戸を破るなど、かつてない非常に大きな影響を及ぼしておりまして、その現状を危惧しているところでございます。

本市では、地元の猟友会の皆さんの御協力をいただきながら、また、警察署、消防署の御協力もいただきながら、対策と、それからパトロール等、警戒監視に当たっておりますけれども、クマの問題は議員御指摘のとおり、なかなか市町村、基礎自治体単独、個別での対応はなかなかといいますか、明確に申し上げれば無理だろうというふうに思っております。

そこで、国においては鳥獣保護法の中で都道府県が個体数管理や対策を行うというふうに法律上で定めておりまして、全ての都道府県がそういった計画を策定した上で対策を行って、市町村それぞれで行う捕獲でもし足りなければ、都道府県が主体となって、さらに捕獲・調整を行うと、それによって頭数管理をしていくというふうに定められております。壇上での答弁でも申し上げましたが、県も様々な計画を立ててなさっているようです。

ただ、私が危惧しておりますのは、先月末の報道の中で、山形県がクマ頭数管理のための調査取りやめというような報道もありまして、議員も御存じかと思いますけれども、頭数管理してきたものの、山形県では二千数百頭がいると推計して、捕獲頭数を毎年計画して実施してきたわけでありますけれども、その推測する頭数と今年の出没しているクマの実態が合っていないのではないかと、果たして、これまでの推測は正しかったのかと、正しくなかったのではないかというような報道や県の担当職員の方のコメントなども報道で接したところでございます。

議員がおっしゃる兵庫県立大学の横山教授の御指摘は、私もいろいろ勉強させていただいて、やはり正確な頭数管理が対策の第一となりますし、鳥獣保護法のそもそもの趣旨は絶滅を防ぐと、適正管理していくということで定められたわけでありますけれども、今、逆に絶滅よりも爆発的な繁殖、あるいは想定を超える繁殖によって、人間の生活が脅かされていると状況が変化しております。

ぜひ、鳥獣保護法の趣旨にのっとっても、国あるいは都道府県においてしっかりと対策をされますように、基礎自治体でできることはやはり限られておりますので、我々も求めてまいりたいと思いますし、議員あるいは議会の皆様からも都道府県あるいは国への働きかけをともにしていただきますようにお願い申し上げます。

○議長　５番中村孝律議員。

○中村孝律議員　ありがとうございます。非常に、言われていることは十分理解しております。その辺、市のほうとして要望をしっかり続けていただきまして、予算に関しても行っていただきたいと思います。国だったり県の方策に関しては、私も今後注視して見ていきながらと思っております。

次に、不要果樹の件でございます。

今現在も残念ながら柿の木、実がなっている

ものもまだ残っております。正直それは収穫していないということは、不要果樹なんだと思っております。

そういったものが市内に何十本も見受けられますので、ぜひ不要果樹伐採の補助について、あるわけですから、広報体制を今まで以上に強化していただきたいと思うんですが、山口農林課長にお聞きしたいと思います。

○議長　答弁を求めます。

山口農林課長。

○農林課長　ただいまの議員の御質問にお答えします。

昨年から不要果樹の伐採補助については続けておるところでございますけれども、今年度についても春と秋の市報、それから市のホームページ、ＳＮＳ等で広報させていただいたところでございますけれども、やはり実感いたしますのは、この秋の特に柿の木を狙ったクマの出没を抑えるためにも、やはり放任、いわゆる収穫しない柿の木については、こちらについては今以上に地域ぐるみでお声をかけていただいて、伐採に取り組んでいただければ、少しでもクマの被害が少なくなるのかなと思っております。

このような中でございますけれども、地区におかれましては、独自の回覧板、地区一丸としての申請の取りまとめ、地区長さんの声がけ、それから公民館だよりによる広報、こういったものを実施していただきまして本当にありがたいと思っております。

こちらについては、来年度につきましても従来にも増して、農林課においてもチラシ等も含めて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長　５番中村孝律議員。

○中村孝律議員　ありがとうございます。個人個人のどうしても申請ですと非常に難しいとか、やはりなかなか行きづらい、そういった声も聞きますので、ぜひ農林課さんのほうから地区のほう、公民館に対して、そういった方法ですか、申請のやり方などをアドバイスしていただいて、幾らでも柿の伐採をお願いしたいと思っております。やはり伐採をしても隣の家でまだ残っているとか、近くで残っているとなりますと、そこには来なくなっても、近くの柿に当然移るわけですから、ぜひそういった声がけをお願いしたいと思います。

６年ほど前ですが、市長も、あと職員の方も覚えていると思いますが、小学生が通学、学校帰りにクマを発見しまして、ある施設に逃げ込んだという事案が、事故がございました。そのときは、翌年ですけれども、当局のほうから市の職員の方十数名に来ていただきまして、あとは地区の公民館、地区役員、地元企業、あとボランティアの方を含めて、クマの出没した区間、通学路の約300メーターほどを草刈り機で、約半日をかけて草を刈ったということがございました。

やはりそういったことも大事なんですが、クマが出たということで、子どもたちが逃げたという衝撃的なことだったので、そこまでできたと思うんですが、そういうこともないと、なかなか地域だけで草刈りも含め、藪払いだったり、難しいところもありますけれども、幾らかでもその燃料代だったり補助があれば、少しでも進むのかなということがございますから、その辺はよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、人口減少に対応する方策について再質問させていただきます。

今年からスタートした制度ですので、まずは調整、研究がこれから市のほうでも始まるということは十分理解しました。ふるさと住民登録制度ですけれども、２地域住居の促進といったことで、ここでちょっと一つ、これもまた御紹介したいと思います。

取組で非常に面白いことをやっている、すご

く反響があって、ここを参考にしたらどうかなと思っているのが岐阜県の飛騨市です。飛騨市ファンクラブについてちょっと御紹介させていただきます。

ちなみに、市長は飛騨市ファンクラブのことは御存じでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　飛騨市の都竹淳也市長は、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークの代表でもあり、あるいは地域に飛び出す公務員を応援する首長連合の代表代行も務めておられまして、大変お世話になっている参考とすべき首長の一人でありますので、よく存じ上げております。

○議長　５番中村孝律議員。

○中村孝律議員　それは大変うれしいことですね。私のほうからも説明するのに、すぐに市長のほうでは分かっていただけると思って、非常に話しやすいです。

それで、飛騨市なんですが、人口は11月１日現在で２万1,363名でございます。高齢化率は41％、少子高齢化が同じように進んでいるわけですけれども、飛騨市は大変有名になったアニメの映画の舞台ということもあって、様々な文化財だったり伝統的なお祭り、イベントなどで観光客が大変増えていらっしゃいます。

飛騨市を訪れる多くの観光客と地域をつなげ、新たな価値で地元を元気にしたいという強い思いで、飛騨市の都竹市長が発案されたようです。立ち上げ時の担当者は、観光客を含め、飛騨市に興味のある方、飛騨市と関わりを持ちたい方を可視化して、直接コミュニケーションを取りたいと強く思ったということで発足したようです。

飛騨市ファンクラブは2017年１月に立ち上がりまして、現在、会員数は１万7,000名を超えております。全国の自治体でいろんなファンクラブなどを行っている自治体はございますけれども、本市でも先ほど市長が答弁で言われましたような関係人口につながるイベント、様々な事業を行っております。

ただ、飛騨市はファンクラブということで、全国に１万7,000人の観光大使的な方がいるようなものでございます。それは、すごく強みかなと。

横のつながりがしっかりしていますというか、情報がしっかりなっているんですよ。本市のを見ると、一つ一つはすごくいい事業なんですが、どうしてもちょっと別々的に私には感じまして、担当している役員の方だったり、実行委員会の方、職員の方が非常に忙しくしているという印象をどうしても強く持ってしまいます。

飛騨市のファンクラブの会員たちなんですけれども、イベントや企画などを立ち上げて、行政と民間とを連携し、広報、宣伝まで行ってくれております。そして、全国各地にファンクラブが立ち上がっておりまして、飛騨市ファンの集いということも開催しているようです。

最初は職員の方も大変だということもあったと思いますけれども、ファンの会員の方からぜひ手伝いたいと、自分たちで企画をしてチラシも作成すると。そういった段取りまで全て今、ファンクラブの会員の方が中心となって、自治体の職員の方と協力、二人三脚で開催しているという、私にとってはとても画期的な取組だなと思っております。

そのファンクラブの会員から声が出て誕生したのが、お手伝いプログラムのヒダスケ！というシステムであります。

ちょっと画像をお願いしてもらって、これがファンクラブの会員証で、これが名刺です。会員になった方は、希望があれば、このデザインで名刺を作ることが可能です。これは無償で作ってくれています。それを各地域でファンクラブの会員ですということで宣伝をしてくれてい

るんだそうです。

これがおもてなしクーポン。会員で買物とか、これがヒダスケ！なんですけれども、困り事、例えば本市で言うならば、本市の農家の方とかイベント、お祭り、何でもいいんですけれども、お手伝いしたいという方が市外県外から来られたときに、そこでお手伝いをするとポイントを頂けます。それで市内の加盟店で買物ができるという仕組みもつくっております。これは、ファンクラブ会員のほうから声が上がって誕生した仕組みでございます。

このように、ぜひ本市でもふるさと住民登録制度による関係人口の創出に向けて検討する上で、ぜひ南陽市ファンクラブ的な設立を前向きに検討していただきたいと私は強く思っております。

そのときは飛騨市の取組を参考にしていただきまして、市長も都竹市長と交流があるということですから、ぜひ職員の方に現地の視察なども含め、検討していただければと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　中村議員のおっしゃるように、非常に優れた制度、取組であると私も感じておりまして、実は数年前から、市の職員にはこの飛騨市の取組を研究するようにという指示は出しております。

ぜひ南陽市においても実現してまいりたいと思いますけれども、数日前に都竹市長がＦａｃｅｂｏｏｋで投稿されていたのが、飛騨市の取組をそのままねしようとしてもうまくいきませんよと。大事なところを抽出して、それぞれの自治体に合った、地域特性に応じた形に工夫してやってくださいということをおっしゃっておりましたので、そのことも踏まえて、今後前向きに進めてまいりたいと考えております。

○議長　５番中村孝律議員。

○中村孝律議員　ありがとうございます。非常に面白いですので、私ももちろん全くまねとは考えておりませんので、それは本市に合う仕組みが様々あると思います。ただ、職員の方の負担も非常に軽くなるような部分もあります。あとは、会員の方がファンクラブの方が自ら宣伝、動いてくれるというのは、これは非常に画期的な仕組みだと思いますので、ぜひ本市にも活用していただければと強く願うところでございます。

時間があまりなくなってしまいました。街路樹について再質問させていただきます。

画像をお願いいたします。こちらは、国交省のホームページ上ですけれども、公園の街路樹が倒れた画像でございます。

次、お願いいたします。

これ、ちょうど南陽高校のところで南陽市道六角町の富貴田線でございます。これが、サクラが根上がりして桝と縁石がちょっともたれかかっているようなところでございます。

次、お願いいたします。

これも同じ富貴田線で、これももうアスファルトが上がってきまして、ひび割れて段差ができているような状態でございます。

次、お願いします。

こちらも別の角度からですが、同じ画像でございます。

次、お願いします。

これもちょっとひどいんですが、桝が結構もう上がっていまして、縁石が道路側に倒れているような状態でございます。

次、お願いいたします。

次の画像が市道赤湯中学校西線の画像です。今年の南桜会、高橋一郎議員が会長をなさっていまして、赤湯中学校学区の管理職、補佐の方々、あと議員団でここの草むしり作業を行ったわけで、この現場は市長も御覧になっていると思います。

やはり、この画像は街路樹を伐採した後で、ここの中学校前の道路に関しては、アスファルトはしていなくて土のままで、切ったままの状態の幹が残っているような現状でございます。こういったものが何か所かございました。

次の画像をお願いいたします。

これも同じく中学校のところですね。

次、お願いいたします。

次は、県道南陽川西線の画像になります。

こちらのほうは警察署通りの前の道路でございますが、ここは伐採した後、桝の中はアスファルトで埋めたりもしているんですよ。これを見てもらうと分かりますが、草が周りに生えていますけど、中はアスファルトになっています。ただ、周りから草が生えていまして、これはまだいいほうなんですが、二、三週間前、もう１メーターくらいの背丈まで草が伸びている状態で、非常に見栄えも良くないですし、せっかくアスファルトをしたのに、ここを通ろうという方はいないと思います。やはり皆避けて通るような現状になっておりますので、そういったところがございました。

そういったところも含め、今後やはりしっかり対応していただきたいと思うところでございます。

ここは改めて、また次回ちょっと街路樹に関してはさせてもらいます。

すみませんが、お時間ですので、これで私の一般質問を終わります。

○議長　以上で、５番中村孝律議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦労さまでございました。

ただいま、一般質問中でありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日、引き続き行うことといたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

散　　会

○議長　本日は、これにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうもお疲れさまでした。

午前１１時５０分　散　会

令和７年１２月３日（水曜日）

本　　会　　議

令和７年12月３日（水）午前10時00分開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議事日程第３号

令和７年１２月３日（水）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

散　　会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程第３号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（１６名）

１番	髙岡遼多 議員	２番	大友太朗 議員
３番	茂出木純也 議員	４番	佐藤和広 議員
５番	中村孝律 議員	６番	外山弘樹 議員
７番	佐藤信行 議員	８番	小松武美 議員
９番	濱田藤兵衛 議員	１０番	伊藤英司 議員
１１番	須藤清市 議員	１２番	山口裕昭 議員
１３番	島津善衞門 議員	１４番	高橋一郎 議員
１５番	板垣致江子 議員	１６番	遠藤榮吉 議員

◎欠席議員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
長沢俊博	総務課長	穀野純子	みらい戦略課長
小野勝司	情報システム主幹	島貫正行	財政課長
大沼清隆	税務課長	川合俊一	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	髙橋直昭	福祉課長
佐藤幸代	障がい支援主幹	嶋貫憲仁	すこやか子育て課長
山口広昭	農林課長	渡邊正規	商工観光課長
嶋貫幹子	観光振興主幹	加藤善和	建設課長
遠藤晃司	上下水道課長	髙橋宏治	会計管理者
堀裕一	教育長	鈴木博明	管理課長
安達心	学校教育課長	田中聡	社会教育課長
角田朋行	史跡文化主幹	吉田茂樹	選挙管理委員会事務局長
佐野毅	監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹	山内美穂	農業委員会事務局長

事務局職員出席者

太田徹	事務局長	江口美和	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	楠賢史	書記

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　議

○議長（遠藤榮吉議員）　御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は、16名全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第３号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長　日程第１　一般質問であります。

昨日に引き続き一般質問を始めます。

小　松　武　美　議員　質　問

○議長　初めに、８番小松武美議員。

〔８番　小松武美議員　登壇〕

○小松武美議員　おはようございます。

８番、小松武美です。よろしくお願いします。

初めに、昨日、中村議員の質問にありましたが、クマの被害、目撃情報が市内で59件あったということですが、本来11月になればもう冬眠に入ると言われていますが、食べ物がないために冬眠に入ることができないクマもいるということです。

そうした中で、地元のかわでんが家庭用の郵便ボックスの中にクマ撃退スプレーとアラームを入れたものを５か所に設置してくださいました。社員の通勤ルートの駅の南口と北口と、社員の駐車場の入り口に設置されました。クマと遭遇したときには、地区の人も使えるようにということです。社員のみならず、地区の人たちの安全を考えて設置してくださったことに、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。そして、一日でも早くこのクマ騒動が落ち着くことを願うばかりであります。

それでは、通告した質問に入りたいと思います。

初めに、１番ですが、特定健康診断受診率を向上させるにはということで、近年、業務による過重な負荷やストレスによって健康障害につながっているケースがあり、大きな社会問題の一つになっています。一方で、健康で長生きといった健康寿命を延ばすために、軽度な運動やウォーキングを奨励しています。本市でもなんよう健幸ポイント事業など健康増進の取組を行っています。

健康を維持していくためにもう一つ必要なものに、健康診断があります。企業で働く人は、労働安全衛生法第66条で事業者は従業員に対し、健康診断を受けさせる義務があります。そして、同66条の５では、健康診断実施後の措置として、結果を受け、場合によっては当該労働者の事情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講ずるとうたっています。

しかし、国民健康保険に加入している人は、各自治体が実施している健康診断を受けることになりますが、企業で働く労働者と違い、自営業者、農業、無職の人、零細企業の従業員やその家族が対象ですから、健康診断を必ず受けなければならないという強制力はありません。あくまでも被保険者の自助努力に委ねられています。

健康診断の目的は、一次予防として、健康診断の結果を基に、生活習慣を改善し、病気のリスクを低減すること。二次予防として、自覚症状が出る前の段階で病気を早期に発見し、適切な治療を開始することです。健康診断は、被保

険者の健康状態を維持・改善し、生活を向上させ、健康寿命を延ばすことになります。

令和４年からは、国保法改正により、自治体は、労働安全衛生法等による健康診断の情報を保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることが可能とされました。

いずれにしても、被保険者が健康診断を受けての話ですが、本市の特定健康診断受診率を見ると、平成30年度は42.9％、令和３年度は44.5％、令和５年度は44.7％と少しずつ受診率は上がってきてはいますが、国の目標の60％には程遠く、置賜地区では最下位です。

そこで伺います。

（１）被保険者の特定健康診断の受診率が低い理由は何でしょうか。

（２）受診率を上げるための施策は、どのようなことを行っているでしょうか。

２番目の質問ですが、中川地区の産業団地の早期実現についてです。

昨年、中川小学校の前の耕作放棄地を産業団地の候補に挙げ、地権者に対して説明会を開催しました。ところが、今年になって中川地区の企業が上山に移転することを発表したことから、中川地区の産業団地の話がストップした形になりました。

中川地区の産業団地の候補地は、後継者がいないため、耕作放棄になっておりました。人口減少にも歯止めがかからず、中川小学校と中川児童館が休校と廃園に今年からなってしまいました。地権者のみならず、地域住民の産業団地に対する期待が大きかった分、頓挫するとなれば落胆も大きいでしょう。

中川地区に新たに産業団地を造り、地域の活性化や、本市としても企業の誘致をすることで、雇用の創出、人口減対策にも有効だと思います。

中川地区の候補地は、ＪＲ中川駅から徒歩で10分の距離にあります。現在の企業で働く人も電車通勤の人も多くおります。上山に移転した場合には、電車通勤ができなくなると嘆いている人もいるようです。この立地条件を利用しない手はないと思います。

南陽高畠インターとかみのやま温泉インターとの間にスマートインターチェンジ設置構想も、利用台数を確保する必要があるということですから、新たに企業を誘致することを考えるべきだと思います。

そこで伺います。

（１）中川地区産業団地化を進めるため、地権者から土地を買い上げ、整地する考えはどうでしょうか。

（２）新たに企業を誘致する考えはどうでしょうか。

（３）企業を誘致するに当たり、優遇措置はどのようなものがあるでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。誠意ある回答をよろしくお願いいたします。

○議長　答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　おはようございます。

８番小松武美議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、特定健康診断受診率を向上させるにはの１点目、被保険者の特定健康診断の受診率が低い理由はについてでございますが、本市では、令和７年３月に策定した健康なんよう21計画（第３次）により、生活習慣病の発症予防や重症化予防を進めるため、年１回の定期健診やがん検診の受診を推進しているところでございます。

計画を策定する際に行いました健康づくりについての市民アンケート結果によりますと、３年以上健診を受けていない、または今まで受けたことがないと回答した方の主な理由としましては、回答が多い順に、治療中の病気があり受

診しているから、気になる症状がなく、健康だと思っているから、忙しいからという結果でございました。これらの理由は、国民健康保険被保険者にも当てはまるものと捉えているところでございます。

一方、市民アンケートでは、医療保険の種類にかかわらず、毎年健診を受けていると回答した方の割合は８割に達しており、この結果と比較しましても、本市の国民健康保険被保険者の健診受診率が５割未満であるという状況は、大きな課題であると認識しております。

先に申し上げました市民アンケート結果による健診を受けていない主な理由に加えまして、議員御指摘のとおり、国民健康保険への加入が多い自営業者や、農業、無職の方、小規模企業の従業員とその御家族につきましては、受診が義務づけられていないため、例えば、忙しい生活を送る中で、受診のための時間を主体的に確保する必要があることや、受診費用の一部が自己負担となるため、経済的な理由により受診に消極的になるなど、本人や家族の日頃の健康管理への意識が受診行動に大きく影響するものと捉えておりますので、引き続き受診の重要性の啓発と受診機会の周知に努めてまいります。

次に、２点目の受診率を上げるための施策についてでございますが、健康なんよう21計画（第３次）の中では、特定健診受診率の目標値を60％と設定して取り組んでおります。

具体的な取組といたしましては、市報や市ホームページを通じたお知らせのほか、特定健康診査事業として医師会、歯科医師会及び薬剤師会と連携した医療機関へのポスター掲示や受診勧奨はがきの送付などのほか、医療機関の受診記録を基にしたみなし健診事業を令和８年度からの県内全域での実施に先駆けて、令和６年度からモデル事業として実施しております。

また、令和７年度からは、公立置賜南陽病院と連携した個別健診の実施や特定健診受診者へのなんよう健幸ポイント事業のポイント付与などの新たな取組を行っております。

さらに、特定健診は40歳以上の方を対象としておりますが、若いときからの健康への意識づけが重要と捉え、25歳以上の方を対象とした若年健康診査受診勧奨なども行っております。

あわせて、65歳以上の前期高齢者の方への周知のために通いの場や高齢者サロンでの周知活動や、重症化予防につながる各種健康教室等の中でも、年に一度の健診受診の大切さの説明をしているところでございます。

今後も引き続き、先進的な市町村からの情報や関係機関からの助言等を得ながら、市民の健康意識向上に向けて、健診の重要性や受診を促す働きかけを進めてまいります。

次に、中川地区の産業団地の早期実現についての御質問の１点目、中川地区産業団地化を進めるため、地権者から土地を買い上げ、整地する考えについてでございますが、昨年想定していた企業様からは、今後も南陽市で事業を継続していきたいとのお話をいただいているところです。今後も想定企業様と情報交換を行いながら、産業団地整備について、中川地区も含め、適切に検討してまいります。

次に、２点目の新たに企業を誘致する考えについてでございますが、新たな企業を誘致することにつきましては、地域経済の持続的な成長を維持し、雇用機会の確保と若い世代の定着につながることが期待できる重要政策であると考えております。市内既存企業の支援継続はもとより、併せて、あらゆる機会を捉え、新たな企業の誘致についても取り組んでまいります。

次に、３点目の企業を誘致するに当たり優遇措置についてでございますが、本市におきましては、企業誘致の促進や、立地企業の定着及び雇用の増大を図るための支援策として企業立地奨励金がございます。今後、企業立地奨励金の拡充・見直しや、新たに整備する産業団地に特

化した支援制度の創設など、先行事例を参考にしながら、優遇措置の研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　再質問に入ります。

８番小松武美議員。

○小松武美議員　最初の特定健康診断について、市長がおっしゃるとおり被保険者、国民健康保険に加入している人が自営業とか無職の人、零細企業の方ということで、ちょっと経済的に厳しい人が多いのかなと、低所得者がいると。大きい農家の人もいるし、大きな商売をしている人もいるので、全員ではないのですが、往々にして経済的に大変かなという人があります。

全体的に８割が受診しているということですが、国民健康保険に加入している人は５割を割るということでありますけれども、この経済的な補助といいますかね、そういった点で無料にしている自治体もあると聞いていますが、そういった自治体はあるんでしょうか。お聞きします。

○議長　答弁を求めます。

嶋貫すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長　ただいまの小松議員の御質問にお答えを申し上げます。

南陽市につきましては、特定健診については、自己負担といたしまして受診する際に2,000円を頂戴しているところです。自己負担の頂く金額については、置賜管内で申し上げますと長井市は無料としております。また、飯豊町も無料というふうな状況で、健診を行っているようでございます。

以上です。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　置賜から二つの自治体が無料ということで、置賜で南陽市が一番低かったです。そういった意味でも、この無料というのは有利だなというふうに思いますけれども、その辺について市長の考えはどうでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　無料にすることによって、健診を受診される方がどういうふうに影響するのかということについて、さらに研究を行って、考えていく必要があるなというふうに感じたところです。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　無料ということで、そういった自治体もあるということですので、ぜひ南陽市も無料に向けた研究をしてほしいと思います。

あと、また健康診断を受けるに当たって、やっぱり、１か月に１回、ほかの医者に通って受診しているから良いという、そういった人もいると思いますけれども、健康診断と常に行っている医者での健診はちょっと違うわけでありますので、そういった点のＰＲというものについて行っているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長　嶋貫すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長　ただいまの小松議員の御質問にお答えを申し上げます。

健康診断と、あとお医者さんにかかるというふうなことの違いにつきましては、議員も御質問の中で御指摘されていますように、お医者さんにかかることの目的は、今現在、疾患のある治療、そして健診につきましては、健康寿命を延ばす、将来の健康な生活を維持するための病気になる前の未然防止というふうな目的の違いがございます。

特定健診の受診、多くの方に受診をしていただきますために、南陽市では年１回健診を受けますかというふうなことの希望調査を行っておりますが、それ以外につきましても、民間と協力しながら、健診の受診率を高めていくための勧奨の通知を年数回出させていただいているところでございます。

医療機関等との連携、お医者さんの中でのポ

スター掲示等の御協力はいただいておるところでございますが、そのほか製薬会社との連携協定を結びながら、幅広く市民の皆さんにセミナーの開催だったりとかをしながら、市民の皆さんの健診を受けるというふうな意識よりも、長く自分を健康な状態に保つというふうな意識を高めていただくための取組を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長　　８番小松武美議員。

○小松武美議員　　南陽市としてもいろいろな策を講じながら、行っているということが分かります。結局は、健康診断を受ける、受けないはその人にかかっているので、どれだけその重要性を認識しているかというふうになると思いますけれども、そのためのきっかけとして、いろんな通知を行ったりしているということであります。

先ほど、市長の答弁にありますとおり、健幸ポイント事業ということで、南陽市でも取り組んでおりますけれども、ポイントを付与してもらえるということで、私もこの間クオカードを送られてきたので、良かったなというふうにも思いますし、あまり自慢はできないんですが、通知も何回かもらいまして、健康診断を受けたところです。

やっぱり通院しているところで健康診断の内容が違ってきますので、ぜひ受けるように。私たち議員も国民健康保険加入者ですので、ぜひ健康診断を積極的に受けることを勧めたいと思います。

置賜管内で一番受診率が高いのは、白鷹町さんでした。60％くらいになっているので、いろいろ取組を行っている中で、通知は南陽市と同じように行っているようですけれども、受診する場所に遠い人もいるということで、その人のために会場までの送迎も行っているということをお聞きしました。そういったことについて、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　健診受診率を向上させる方法はいろんな方法があろうかというふうに思います。白鷹町の送迎の事例もございますし、また他市町村の先進事例もあるかと思いますので、議員からのアドバイスもいただきながら、それぞれの地域特性も考えながら、どういった方法が南陽市に合っているかについて考えてまいりたいと思います。

○議長　　８番小松武美議員。

○小松武美議員　　健診を受けると、やっぱり病気のリスクが軽減するとか、自覚症状が出る前に早期発見と、適切な治療につながるということで重要な健診です。健康寿命を延ばすためにも必要な健診だと思いますので、引き続きの取組をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、産業団地についてですけれども、昨年、地権者に対して説明会を行ったということなんですが、説明会はどのような内容だったかお知らせ願えればと思います。

○議長　　答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　　ただいま御質問いただいたことについてお答えいたします。

中川地区の候補地ということで、昨年の10月29日、小岩沢の公民館で開催しました。地権者の方が関係者も含めて44名おりますが、その方に対して主に三つのことをお願いしました。

まずは、第一番目としては、今回の説明会については、想定企業様からの意向があって産業団地を造成したいと。皆様からの反対がなければ、そういう造成というか、産業団地について計画を進めていきたいということが一つ。

あとは、概略設計というか、産業団地をどういう形にするんだということで、計画を立てる際に地権者の方の土地に入らせていただく場合

もあるということなので、そのことについての御了承をいただきたいということ。

あとは、昨年度から今年産、７年産米のお米については耕作して大丈夫ですよというお話をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　44名の方の関係者に説明したということですけれども、反対する人はいたんでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　ただいまの御質問にお答えします。

先ほど、関係者も含めて44名の方ということでありました。説明会にいらした方が22名おりまして、そのほかの方はいらっしゃらなかったもので、その方にも後ほど文書で通知を差し上げて確認を取ったところ、皆様から大きな反対はなく、同意というか、計画については了承いただいたというふうに当課では考えているところです。

以上でございます。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　地権者は、そのように産業団地になるということは、もう承知して賛成しているということですけれども、ちょっと頓挫といいますか、上山に行くということでかなりがっかりしている。私もその一人ですけれども、ならばということで、名前を言うとかわでんですけれども、やっぱり産業団地化を進めていく意識だけに固執するのではなくて、広く公募する、そういったほうがいいのではないかなというふうな質問をさせていただきました。

その点、市長はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　公募についても一つの考え方であろうかというふうに思っております。

想定企業の今後の経営の在り方として、建て替え、そして拡張、そういったことに対応する用地と、それから新規企業に対応する用地と、それぞれが準備できるのかどうかということが一番の問題になってこようかというふうに思いますけれども、想定企業の方からは一定の面積が必要だというお話がございまして、その一定の面積を確保するのもなかなか大変だという現況がございます。

そういったことを併せて考えながら、今後の企業誘致をどう進めるべきかについては、慎重に検討が必要だなというふうに思っております。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　上山の産業団地はもう造成が今進んでいますけれども、そこに企業を、どうぞ来てくださいという形で整地していると思うんですが、そういう形は中川の候補地では取れないんでしょうかということなんですが、その点はどうでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　議員御存じのとおり、上山のインターチェンジの近辺は広大な平地になっているということで、南陽市の特に中川地区に関する御質問と思いますので、中川地区の状況を考えますと、あれほどの広大な面積を準備することができるところがあるのかという問題になってまいります。

庁内においても様々な場所について検討しておりますけれども、あの規模の場所を準備するのはなかなか難しいというふうに捉えているところです。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　あの規模というのは、上山の規模のことですか。規模に合わせた工場を建てるということはあり得ると思うんですけれども、

耕作放棄地を見ると、本当に農業政策がうまくいかない典型的な例だなというふうに思っています。

岩部山に登って下を眺める景観、景色というのは、本当にがっかりするくらい荒れた土地で、もうあそこにガマとかヤナギとか、そして藪の中にイノシシもいるんですよね。イノシシがちょろちょろと親子で走っているのを見かけました。

そういうふうに荒れた土地を見ると、本当に地元の人間はちょっと寂しい気持ちになるわけですけれども、そういった点からも産業団地化をして企業を誘致すると。かわでんに限ったことではなくて、いろいろ公募をすれば、公募していますかね。今の段階でしていないですかね。市長、その辺はどうでしょうか。

○議長　渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　ただいまの御質問にお答えします。

今現在、南陽市であるのが、西工業団地と梨郷団地でございます。梨郷にある産業団地ですけど、この二つの団地についてはもう区画が埋まってございますので、募集をしているというか、そういう状態にはありませんので、南陽市として団地を公募しているのかという御質問であれば、していないということになります。

以上でございます。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　となれば、中川の候補地、有力な産業団地の候補になっていいのかなというふうに思います。いろいろ市内の企業のみならず、山形方面とか、もっと広くいえばもう全国展開をして公募すれば、来ると思うんですよね。

いろいろな話を聞くと、中川につくりたいという農業関係の方とか、例えばコールセンターとか、あまり設備投資が要らなくて済むような、そういった企業もあるとは聞いていますので、造ってどうですかという。そのほうがいいと思うんですけれども。今の原野のままでは、来る人はいないと思います。一定の、かわでんさん頼みなのか。そうではなくて、もうもはや上山に移転するということを大々的に言っているわけですから、新たな企業を誘致する、そういった考えはないんでしょうか。

市長、お願いします。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　課長の答弁で、既存の産業団地には空きはないので公募は行っていないということを申し上げましたけれども、いろんな企業の方から南陽市で立地したい、新たに工場を操業したいという御相談は都度都度ございまして、それについて不動産関係の皆さんなどとも連携協力、情報共有しながら、新たな企業立地については随時受付を行っているところでございます。その際には、空いている場所等もございますので、そういったところや空き工場などを御紹介しながら、対応しているところでございます。

そして、前もって産業団地を準備して、募集するのかどうかということにつきましては、今そういった方向で庁内では考えております。

ただ、議員がおっしゃっている場所について、例えば準備したけれども、全国公募して、そこが埋まってしまいましたとなった場合に、想定企業の方が今回の経営計画による、このたびの工場の移転ではなくて新設についての、さらにその後の新たな投資をできる場所をどう確保するのかということは、大きな問題だというふうに思っています。

ですので、その空いている場所をちゃんと準備しておくということが大事でありまして、そこに全国から企業を公募して埋まってしまえば、南陽市で新たな展開をその想定企業の方がされる場所がなくなってしまうということは、しっかり考えておく必要があるだろうなというふうに思っております。

○議長　　８番小松武美議員。

○小松武美議員　　想定企業と言っていますが、もう上山に行くということで戻ってくるかどうか。戻ってくることを期待して、あそこの場所で上山以外というか、あそこが手狭になって、また中川地区に建てるかもしれないということですよね。それは、どうなんですかね。どうなるか分からないところを、確実性がないし、これから企業の業績、企業の懐を見ながらというか、業績を見ながらこっちも準備するというか、するのかしないのかよく分からないんですけれども、一応取っておくよということですね。それは、どうなんですかねという。もっと前に進んで、いつになるか分からない状態ですね、想定している企業が、あそこの場所にもっと建てるかもしれないというのは。

それよりかは、南陽市のために雇用とか活性化とか、いろいろありますよね。人口流出を止めると、そういった点からも、あそこに新たに産業団地化をして、工業を誘致する。そのほうが有利だと思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　基本的な認識のすり合わせを行いたいなというふうに思うんですけれども、議員が今おっしゃっているのは、その想定企業がどうなさるのかは分からないので、別な企業を誘致したほうがいいということだと思いますけれども、別な企業は想定企業以上に、我々はその別な企業の情報を持っていない。どうなるかは、想定企業以上に分からない状態なわけです。

であれば、より不透明なのは全国に公募する。来るのではないかと思われるけれども、どうなるか分からない。そちらのほうが不透明なのではないかなというふうに思います。

ただ、想定企業以外の企業誘致をしないんだということでは全くございません。想定企業の方の将来の投資というのは、今の中期経営計画の中にもございますので、それに基づいて先方と情報交換しながら準備していくということでありまして、それに関連する他企業についても、いろいろと想定企業の方ともお話ししながら、関連企業の集積に向けて南陽市で準備していくということは十分に考えられることかなというふうに思っております。

○議長　　８番小松武美議員。

○小松武美議員　　全国に公募するほうがリスクは高いという。これはやってみないと分からないし、それは無責任な言い方になるかもしれませんが、やらないでこまねいているよりは、民間の不動産業者も宅地造成するときに、50軒建てる予定があるから造成しているわけじゃなくて、造成して、どうぞ来てください。いろんな条件があって、駅に近い、学校に近い、そういったところを加味して家を建てると、そこを買うということになるので、空いているところもありますし。それはリスクとして当然のことだと思うんですが、産業団地もそういうふうに市でやると。市長として、南陽市を引っ張っていく首長として、やっぱりこれは目玉になるのかなと私は思っています。なので、ぜひそれは進めてほしいなと思っているわけです。

あのままでは、ちょっと公募もしていないわけですから、産業団地だか何だか分からない、原野のままでずっといくのか、いつまであの土地になっているのかという、現状のままでいくかということを考えると、せっかく産業団地化すると、企業があってですけども。そしてまた地盤が悪いとか、いろいろ理由があったようですけれども、それはやっぱり市できちんと地盤改良をしながら、そういった経費がかかるかもしれませんけれども、そういった点で市で行ったほうが有利なのかなと、そういうふうに思います。

あと、優遇措置も、ちょっと見ると、上山は

用地取得費の40％を助成するということとか様々にあるわけですが、ちょっと南陽市の場合は３年間の固定資産税の優遇とか、用地の取得の10％を助成するとか、そういった点があるんですが、ちょっと見劣りするんじゃないかなというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

市長、お願いします。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　先ほどの件でありますけれども、南陽市は新たな産業団地を準備していこうという方向で考えております。

ちょっとそこが大きな誤解があるような気がしましたので、新たな産業団地を準備する上では、その想定企業も含めて、それに関連する企業も来ていただけるようにしていきたいというふうに考えておりまして、議員がおっしゃった想定企業よりも全国のほかのというのはいかがかなというふうに思いますけれども、想定企業も、それから、そのほかのよそに立地されていて、南陽市に進出していきたいという企業も併せて対応できるようにしていきたいというのが南陽市の考えでございます。

その上で、ただいまの御質問についてお答え申し上げますけれども、よその自治体と、その企業誘致のメニューについて、いろいろ比較検討もしてみました。南陽市にはないメニューを準備しているところもございますけれども、総じて申し上げますと、先ほど壇上で申し上げました企業立地奨励金というのは、既存企業の改修にも増設にも使えますし、それから新規で立地されようとしている企業の皆様にも使えるものでありまして、予算規模でいうと決してよそに見劣りするものではないなということになっているということも、併せて御承知おきいただければなというふうに考えたところです。

○議長　８番小松武美議員。

○小松武美議員　産業団地化は考えているということで、市内全域での考え。中川出身なので中川のことを言うんですが、ぜひ中川に産業団地を造ってほしいなと心から願っているところです。駅にも近いしということで、10分くらいであそこに行けるので、有利だなというふうに思っているところであります。市内でオープンに考えるということなんでしょうけれども、まとまったあのぐらいの土地というのは、そこはないような気がするんですよね。田んぼだったり畑だったり、買収するにも多額な費用がかかるし、もしかして中川の場所だったら安く済むのかなというふうに思っているところであります。

ですので、ぜひ産業団地化を中川の候補地にお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長　以上で、８番小松武美議員の一般質問は終了いたしました。御苦労様でした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

午前１０時４６分　休　憩

午前１１時００分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

佐　藤　信　行　議員　質　問

○議長　次に、７番佐藤信行議員。

〔７番　佐藤信行議員　登壇〕

○佐藤信行議員　皆さん、おはようございます。

７番、保守公明クラブ、佐藤信行でございます。

朝晩めっきり寒くなってまいりまして、お風邪など召さぬよう、お互い気をつけてまいりたいと思います。

昨年４月に議員になり、今回４回目の質問でございます。

１回目が、令和６年６月に親元で暮らせない里親制度について質問させていただきました。その当時、令和５年時点で登録里親が８世帯13名でございました。令和７年11月30日時点で、登録里親が９世帯14名、僅かながら増えております。すこやか子育て課の御協力によりまして市報、パンフレット等でのＰＲの効果はこれから出てくるのかなと思っております。

２回目の質問が、令和６年12月、空き家問題でございます。その年の10月１日時点で空き家の件数が795件、今年度10月１日時点で762件、少し減少しております。これも建設課の頑張りによりまして、未然防止、流通促進の効果が出ているのかなというふうに思っております。

３回目が、令和７年６月、ふるさと納税についてでございます。令和６年度は10億4,340万円、今年度11月30日時点で約７億5,000万円、前年比140％、ただし10月１日にポータルサイトのポイント付与禁止ということで、その駆け込み需要があったということでございますので、これからの寄附の額に期待をしております。

それでは、通告しております一般質問に入りたいと思います。

１、いじめ問題について。

文部科学省の調査によりますと、令和６年度における全国のいじめ認知件数は、過去最多の76万9,022件、その内訳は小学校で61万612件、中学校で13万5,865件、高等学校で１万8,891件、特別支援学校で3,654件。

さらに、いじめによる自殺や不登校などの重大事態は、前年度から99件増えて1,405件で、過去２番目に多くなり、自殺した児童生徒数は413人と、６年連続で300人を上回っております。

全国で繰り返されるいじめ問題、学校現場ではＳＯＳの見逃しや初動体制の遅れなどにより、問題が長期化、複雑化するケースが全国で後を絶ちません。

そこで、以下のとおり質問させていただきます。

（１）いじめ問題の現状について。本市のいじめの発生状況やその実態について、最近の調査結果を伺います。

①市内各小・中学校におけるいじめの認知件数とその実態について。

（２）いじめ防止対策について。本市では、いじめ防止のためにどのような取組を行っているのか、具体的な施策やプログラムを伺います。

（３）相談体制の整備について。いじめに関する相談窓口の設置状況について、どのような体制を整えているのか。特に子どもや保護者が利用しやすい環境づくりについての取組を伺います。

（４）学校との連携強化。本市と学校の連携強化について、具体的にどのような取組を行っていますか。いじめの早期発見や対応に向けた協力体制について伺います。

（５）地域社会の役割について。地域住民がいじめ問題に対してどのように関与できるか、具体的な取組や啓発活動についてお考えをお伺いいたします。

（６）教育プログラムの充実について。いじめ問題に対処するための教育プログラムや研修をどのように実施されていますか。教職員や保護者への教育も含めて、具体的な計画を伺います。

（７）ケーススタディについて。具体的な事例を挙げて、どのように対処したのか、成功事例、失敗事例があればお聞かせいただきたい。

（８）今後の展望について。今後、いじめ問題に対してどのような取組が必要か、本市のビジョンや計画について伺います。

以上、よろしく御回答をお願いいたします。

○議長　　答弁を求めます。

堀教育長。

○教育長　　７番佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、いじめ問題についての御質問の１点目、いじめ問題の現状についての本市の各小・中学校におけるいじめの認知件数とその実態についてでございますが、令和６年度いじめ・不登校等生徒指導上の諸問題に関する実態調査における本市のいじめ認知件数は、小学校で366件、中学校で73件でございました。この件数は、近年と比較して、小学校は最も多く認知しており、中学校は例年並みでございました。

また、いじめの態様といたしましては、小・中学校ともに、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多く、続いて仲間外れ、集団による無視をされる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするが多い結果となり、重大事態はございませんでした。

各小・中学校におけるいじめの積極的認知によって、早期発見、迅速な対応につながり、重大事態に発展する前に適切な指導、支援を行うことができているものと捉えております。

次に、２点目のいじめ防止対策についてでございますが、本市では、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、南陽市いじめ防止基本方針を策定し、総合的かつ効果的にいじめ防止対策を講じております。

その一つとして、南陽市いじめ問題対策連絡協議会を組織・運営しておりますが、協議会において人権擁護委員協議会や保護司会等の各関係機関が取り組んでいるいじめ防止活動や、相談ダイヤル等を広報するリーフレットを作成していただき、全児童生徒及び保護者の皆様に周知していただきました。

また、本市の教育研究所生徒指導委員会においては、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応について各学校の実態を具体的に議論し、共有、提言された内容を各学校に持ち帰って、実践に活かす取組を進めております。

次に、３点目の相談体制の整備についてでございますが、先ほども答弁いたしましたが、南陽市いじめ問題対策連絡協議会において、多くの関係機関の御協力の下、児童生徒や保護者の方々が学校以外の人や場所において相談することができる体制を整えております。

学校においては、児童生徒と教職員がいかに信頼関係を構築するかが最も重要であると考えております。児童生徒が困ったときに相談しやすい関係であるよう、教職員には、日々児童生徒の心に寄り添い、温かい関わりを持つよう指導しております。加えて、学校に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の有効活動や、関係機関等との連携強化により相談体制を整え、児童生徒が心を開いて相談できる多様な環境を提供するよう努めております。

次に、４点目の学校との連携強化についてでございますが、教育委員会では、指導主事と学校教育課に配置しているスクールソーシャルワーカーが情報を共有しながら、いじめの早期発見、迅速な対応に向けて対応しております。スクールソーシャルワーカーは、学校はもとより児童生徒及び保護者の方々等と直接相談を行っており、その内容はつぶさに指導主事に報告され、いじめ、またはいじめに発展する可能性のある相談については、直ちに指導主事より学校に指導、助言しております。

加えて、学校の管理職に対して、折に触れていじめの早期発見、迅速な対応について具体的な内容を指導しており、いじめが懸念する事態発生時には、教育委員会も細部にわたって情報共有を行うなど、事案の解決や再発防止に努めております。

次に、５点目の地域社会の役割についてでございますが、学校、家庭、地域が一体的に連携し、未然防止に向けた啓発活動への御協力と、早期発見に向けていじめが懸念される事態発生時の学校への情報提供の御支援をお願いしたい

と考えております。

具体的な取組として、各学校から地域の皆様への情報発信を増やしたり、各校区のネットワーク会議における連携を強化していただいたりするなどして、地域の皆様にいじめ問題に対するアンテナを高くしていただく必要がございます。

また、地域の方に気軽に学校へと御来校いただき、児童生徒の様子を直接御覧いただいたり、児童生徒が地域に出て活動する様子を御覧いただいたりして、児童生徒のことについて語り合える機会を創出していく必要もございます。

そうした双方向の情報のやり取りによって、地域全体で児童生徒を育てていく機運を高めていくことが、いじめ問題における最大の啓発活動になると考えております。

次に、６点目の教育プログラムの充実についてでございますが、各学校において、学校の実態や児童生徒の様子、発達段階等に応じて、児童生徒、教職員、保護者の方々を対象にした教育プログラムや研修等が実施されております。

児童生徒につきましては、道徳の授業を中核に、児童会や生徒会の取組、ＳＯＳの出し方講座などのプログラムが年間を通じて計画的に実施されております。

教職員につきましては、生徒理解や生徒指導に関する打合せや職員会議等の場で、いじめ問題への対応に関する具体的な研修を日常的に行っております。

保護者の方々につきましては、ＰＴＡ総会等の場で、各学校におけるいじめ防止基本方針について御説明をし、御家庭の御協力をお願いしております。加えて、ＰＴＡによるいじめ防止に係る研修会を開催するなどして、保護者の方々が理解を深める取組を行っております。

次に、７点目のケーススタディについてでございますが、具体的な事例につきましては、個人情報に格段の配慮をする必要がございますので、特に共通理解が必要なケースについては校長会等において慎重に提示をして、各学校の今後の指導に活かしていただいております。

いじめ問題におきましては、その特性上、成功も失敗も判断が難しく、一つ一つの事案に対して当事者の方々の傷ついた心に寄り添って丁寧に対応しております。多くの事案から鑑みますと、議員御指摘のとおり、初動対応が大変重要であると感じております。

情報を早く捉え、迅速に対応することや、教職員一人で抱え込まず、学校全体、組織として対応すること、あらゆる関係機関と連携・連動して事態の対応に当たることなどが解決に向けて重要な点であると捉えております。

最後に、今後の展望についてでございますが、いじめ問題については、まずは未然防止の取組が最も重要であると考えております。そのために、学校はもとより社会全体でいじめは絶対に許さないという雰囲気をつくっていく必要がございます。教育委員会といたしましては、引き続き、各学校や各関係機関と連携・協力して、いじめ防止の社会的風土の醸成に努めてまいります。

また、南陽市いじめ防止基本方針を常に見直し、児童生徒が困ったときに助けを求めることができる環境づくりを推進してまいります。児童生徒にとって安心・安全な学校生活となるよう、児童生徒本人たちや教職員、保護者の方々、そして地域の皆様とともに、いじめ問題について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長　　再質問に入ります。

７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　分かりやすい答弁をありがとうございました。

それで、（５）の地域社会の役割でちょっと気になったことがあったんですけれども、気軽に学校に入れるという点なんですけれども、昨

日、赤湯小のボランティア活動の感謝の会というのがありまして、私と中村議員で出席してきたんですけれども、その反省会の中で、不審者が入ったら困るという話合いになりまして、やっぱり保護者とか、我々のような読み語りとか、見守り隊というこの名札をつけた人だけに限定したらいいんじゃないかという反省会でございましたけれども、その点に対してはいかがでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、防犯上の視点における学校の体制整備というのも重要な視点でございます。

しかしながら、地域、社会に開かれた学校づくりも、子どもたちを多くの大人の目で見守っていただき、そして御支援いただきながら、健やかに成長させる意味では、大変重要なことと考えております。

昨日の会議で出していただきましたような対応も含めて、とはいえ、皆様に開かれた学校とはどういうことかということも含めて、バランスの中で考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　ありがとうございます。赤湯小で見守り隊というのも２年前に発足して、今年で３年目なんですけれども、学校の先生方からは、見守り隊のおかげで、いじめをしない地域の芽が出ているという評価もいただいておりますし、できればその活動が南陽市全体に広がればという意見もあったんですけれども、その点に対してはいかがでしょうか。

○議長　　安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

議員にも日頃より見守り隊、または学校への様々な支援をいただき、本当に感謝しております。また、南陽市は地域の皆様が本当に心温かくて、どの学校の例えば朝、通学路を見回りに行きましても、地域の方がたくさん立っていただいていることに、本当に心から感謝しているところでございます。

そうした地域の皆様の温かい心によって、児童生徒が豊かに成長し、児童生徒自身にいじめを許さないというか、いじめはしないというか、そういうスタンスが生まれるでしょうし、南陽市の社会自体がそもそも皆で温かく育てていこう、学んでいこう、盛り上げていこうというような風土が出来上がって、結局は児童生徒に還元されるものと思いますので、議員御指摘のとおり、地域の皆様より一人でも多くの方に見守り隊、または何らかの形で児童生徒を温かく見守っていただけると幸いに存じます。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　ありがとうございました。

次に、山形県全体では、いじめ認知件数が全国で５年連続第１位と。そして重大ないじめは、逆に２番目に少ないということでございますけれども、令和６年度が1,000人当たりいじめの認知件数が117.2件、全国平均が57.9件、一番少ない長崎県で17.9件。重大事態件数が0.02件、全国平均で0.10件、一番多い島根県で0.32件となっておりますけれども、ポイントはいじめの積極的認知と早期の対応、先ほどの答弁と重なる点がありますけれども、本市のこの1,000人当たりの状況が分かれば教えていただきたい。

○議長　　安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におけるいじめ認知件数は、先ほど教育長が答弁いたしましたが、小学校で366件、中学校で73件でございましたので、足していただ

きますと、合計で439件ございました。

市内小・中学校児童生徒は1,289人おりますので、1,000人当たりに換算いたしますと、約340.6件となります。また、いじめの重大事態件数はゼロ件でございました。

議員御指摘のポイントになるかどうかですけれども、教育委員会といたしまして、いじめはどの学校においても起こり得るものと考え、各小・中学校に対しまして、早期発見、迅速な対応に向けて積極的な認知を強く求めてまいりました。

そのことが５年連続全国最多となりました山形県の認知件数117.2件を大きく上回る結果となり、表れているものと捉えております。事実、その後の迅速な指導・支援経過から鑑みますと、いじめの解消や人間関係の再構築などにつきまして、一定の手応えを感じております。その成果の一端が、いじめ重大事態件数が全国で２番目に少ない山形県を下回るゼロ件という結果に表れているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　　堀教育長。

○教育長　　ただいまの安達学校教育課長の答弁の中で、本市の小・中学校の人数1,289人という答弁がございましたが、これは小学校だけの人数でございまして、小・中を合わせると2,004人でございますので、1,000人当たりの数を出すときはちょうど2,000人ぐらいですから、2,000人で439人ということは、1,000人当たりにすると半分にして200ちょっとというふうな数になるかというふうに思いますので、御訂正ください。

以上です。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　ありがとうございます。

全国で山形県が一番いじめ認知件数が多い。それにも増して我が南陽市においては、1,000人当たり220人ということで、積極的に認知をして、早期解決をしているんだなというふうに感じましたので、大変素晴らしいといいますか、市町村別で言えば何か１位のような気もしますけども、それは分かりません。

続きまして、市内各小・中学校において、タブレットで授業をしていると思うんですけれども、例えば愛知県日進市の教育委員会では、いじめ相談対応にタブレットの端末ツールを独自開発した自治体もございますけれども、本市では、タブレットにおいてのいじめの相談というか、そういうことはやっているかどうか教えていただきたい。

○議長　　答弁を求めます。

安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

児童生徒が市が配付している１人１台タブレット端末によって、Ｇｏｏｇｌｅクラスルームや Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｔｅａｍｓなどを用いてメッセージを送信したり、またはサイト閲覧や２次元コード読み取り機能等を利用して、いじめ相談機関等に情報を発信したりして相談することはできる環境にはなっておりますし、年に数件そういうことはございます。

しかしながら、市内小・中学校におきましては、教職員と児童生徒の温かい人間関係とか、強い信頼関係を軸にしたフェイストゥフェイスの相談をベースに考えておりますので、完全にタブレットによる相談体制というのが確立するには至っていない現状にございます。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　重大事態がゼロ件ということで、今のところ、起きてはいない状況ではございますけれども、重大事態が起きたときに本市ではどのような対応をしているのか、起きた場合、それを教えていただきたい。

○議長　　安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の質問にお答え申し上げます。

実は、本市ではまだいじめ重大事態という状態は過去にも１件もございませんので、起きたときを想定したという前提で御質問に回答させていただければと考えます。

まずは、いじめ重大事態、法に定める定義が二つございまして、そのいじめ重大事態になり得る、なりかねない状況をつぶさに察知しまして、学校と教育委員会で情報共有をして、そもそもそちらのほうへの対応を強化しているところでございます。その上で、学校に組織をつくりまして、まずは児童生徒の聞き取りであったり、関係する方の面談であったりをしながら調査を行っております。

しかしながら、いじめで心身の苦痛を感じている児童生徒が、まだまだちょっと解決しないんだよななんていう場合には、教育委員会が調査をすることとなっておりまして、事実、教育委員会が調査するまでは至っていないんですが、教育委員会が面談に入って、皆様のお話を聞くということはございます。

教育委員会の調査でも、もし納得いかないななんていう場合には、市に重大事態再調査委員会というのを設置する条例及び方針を定めておりますので、いわゆる法律の専門家を中心としたチームを組みまして、さらに市による再調査委員会をしていただける体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　重大事態が起こらないことを祈るばかりなんですけれども、起こったときにもそういう対応を用意してあるということで少し安心しております。

ここで、我々、文教厚生常任委員会が、今年の７月14日に大阪府寝屋川市に訪れまして、寝屋川市のいじめゼロに向けた新アプローチというのを勉強させていただきました。ちょっとかいつまんで説明させていただきたいと思います。

まずは、寝屋川市の概要でございますけれども、令和７年４月１日現在、人口22万3,860人、世帯数が11万3,549世帯。

寝屋川市の状況でございます。市に監察課を設置しております。令和元年10月、市長部局の危機管理部に監察課を設置、市独自のいじめ対策を開始しております。

寝屋川市の児童生徒の数でございますけれども、令和６年５月時点で市立小学校が23校で9,917人、市立中学校が12校で5,007人。

そして、いじめの認知件数でございますけれども、令和４年度は337件、令和５年度が431件、令和６年度は554件となっております。

そして、ここからが特徴的だと思いますけれども、教育的アプローチと行政的アプローチ、この二つの目でやっているところで、教育的アプローチは、学校、教育委員会による通常のいじめ対応。目的が教育的な指導による人間関係の再構築。対しまして、行政的アプローチは、市長部局の監察課によるいじめ対応ということ。目的は、いじめを人権問題として捉え、いじめの即時停止を目的とすると。

対象でございます。教育的アプローチのほうは、いじめられている側、いじめている側も教職員にとって大切な児童生徒であるということを認識しております。行政的アプローチのほうの対象は、被害児童生徒、加害児童生徒の概念を用いるということですね。コンセプトは何たるかという部分を捉えるということでございます。

教育的アプローチのメリットといたしまして、ほとんどのいじめ事案が解決しております。行政的アプローチのメリットといたしまして、短期間で判断解決、児童と教職員の問題にも対応、独自データに基づく是正勧告の実施でございま

す。デメリットといたしまして、教育的アプローチのほうは、人間関係の再構築に長期間を要する。児童と教職員の問題への対応が困難というデメリットがあります。行政的アプローチのデメリットも人間関係の再構築が困難となっております。

続きまして、この二つのルート、教育的・行政的アプローチを並走させる意義でございます。

①ダブルチェック機能。第三者視点でいじめの対応の不備をチェック。第三者視点で最後の検証を実施。

②二つの選択肢を提示。目的の違う二つのルートを提示することで、相談者が望む形の解決を選択できる。次に別のルートを確保することで、教職員との問題にも対応が可能。

③といたしまして、役割分担。教職員の負担軽減。専門的な対応が可能。このどちらか一つのルートのみを強化してもデメリットの解消にはならないということでございます。

次に、いじめ対応の三権分立ということで、その二つに法的アプローチが加わりまして、賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用補助ということでございまして、いじめ問題を教育、行政、司法の側面から捉え、おのおのの役割を果たしながら解決を図っているそうでございます。

次に、寝屋川市には、いじめ被害者支援事業補助金等がございまして、その目的といたしまして、児童等の命と尊厳を守る社会を実現することを目的とし、現にいじめを受けている児童等の保護者に対して、学校におけるいじめの解決を図るため、補助金を交付するということであります。

内容といたしまして、一つ目が弁護士費用等支援事業。いじめを解決するために弁護士への相談、委任にかかる費用を補助しているということであります。いじめ事案１件に当たり30万円ということでございまして、過去に２件の補助をした事例がございます。

次に、転校費用等支援事業といたしまして、児童等の転校に要する費用、（１）転校先の学校が指定する制服・体操服等の物品購入費、（２）転校先の学校に通学するための交通費。補助金額といたしまして、いじめ事案１件当たり15万円の補助を出しているということです。これも過去に２件の事例があったと。

三つ目が、いじめ被害者所有物に関わる原状回復支援事業ということでございまして、被害を受けた物品の原状回復をする購入費を、いじめ事例１件当たり１万円を補助しているということで、これは過去にまだゼロ件だそうです。

次に、この３段階アプローチの三つ目の意味でございます。第一段階が教育的アプローチ、第二段階が行政的アプローチ、第三段階で法的アプローチというふうになっております。

次に、いじめの情報収集といたしまして、毎月１回、市立の全児童生徒にいじめ通報促進チラシを出して、いじめの情報収集、早期発見プラスいじめの抑止効果に貢献しているということでございまして、令和６年度、直接監察課に186件の相談があったうち、チラシによる相談が63件、メールや来庁に19件、フリーダイヤルに52件、いじめ通報アプリに17件、ＬＩＮＥ相談１件ということでございます。

この寝屋川市のいじめゼロに向けた新アプローチについて、本市のいじめ問題の取り組み方との違いと共通点を教えていただければと思います。大丈夫でしょうか。よろしくお願いします。

○議長　　安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

今、議員から御教示、御説明いただきましたように、寝屋川市は教育的、行政的、そして法的アプローチの３段階のアプローチを確立して、それ以外にも様々な施策によって市長部局を中

心に、いじめ対策をしている先進的な自治体であると認識しております。

一方、本市につきましては、原則的には学校と教育委員会が密に連携いたしまして、未然防止、早期発見、迅速な対応を重視した取組を行っております。特に地域の皆様から多大なる御協力もいただきまして、安心安全なまちづくり、ひいては学校づくりに御貢献いただきながら、多くの児童生徒を見守る、いわゆる地域総合型教育を全面展開したいじめ対策といっても良いアプローチをしております。

先ほど申し上げましたように、まだ重大事態が発生しておりませんので、活用した案件はありませんが、法的なアプローチも整えております。そういう意味で教育的アプローチと法的アプローチは行っているというようなことが言えるかもしれません。

したがいまして、寝屋川市と本市との違いにつきましては、行政的なアプローチがあちらにはあること。また、議員御指摘のいじめ通報促進チラシの配布などの先進的な取組には違いはございますけれども、逆に、教育や法によるいじめ問題に対する複線的なアプローチをしている点や、条例や方針を制定して、いじめは絶対に許さないという風土づくりを行おうとしている点、また、児童生徒に規範意識を醸成している点につきましては、共通な点ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　次に、寝屋川市にはいじめ被害者支援事業補助金というのがありますけれども、本市にはどうでしょうか。補助金はありますでしょうか。

○議長　　安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

補助金制度というのは、本市においては今のところないというような状況にございます。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　ありがとうございます。

次に、寝屋川市は月１回チラシを配布しているということなんですけれども、本市での情報はどうやっているか、教えていただきたい。

○議長　　答弁を求めます。

安達学校教育課長。

○学校教育課長　　ただいまの佐藤信行議員の御質問にお答え申し上げます。

通報促進チラシというのは、寝屋川市は行政的アプローチで行っておると思うのですが、本市では学校、教育委員会にお任せいただきまして、まず、県の取組にも加えながら、本市として年間２回の児童生徒、それから保護者の方へのいじめアンケートを実施、紙ベースで実施しております。

また、学校において頻度が異なりますけれども、タブレット等を活用しまして、困り事相談アンケートなどという名称によって、月１回から二月に１回、ばらつきはありますけれども、10回程度、子どもの様々な悩み事の中にいじめ問題も含めて、気軽に相談できる体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　ありがとうございます。

本市でも攻めの情報収集として、赤湯小の場合、月２回いじめアンケート、あと赤中もタブレットでということでありがとうございます。

今までの答弁を聞いて、市長、どういうお考えでしょうか。市に監察課をつくる計画というか、重大事態が発生した場合等におきまして、市に直接監察課をつくる計画、思いはありますか。お聞きしたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　計画の有無について申し上げれば、現在のところその計画はないということでありますが、いじめに対して適切に対処して悲しい結末に及ばないように、できるだけ早期に解決に結びつけるということについては、市長部局と、それから教育委員会とでは思いを共有しているところでございます。

一般的に、教育委員会と、それから市長部局の連携がうまくいっている自治体と、なかなかそうでない自治体があるということは、市長会においても時々伺うことでございます。

そうした意味では、教育委員会から市長部局になかなか適切に情報が伝わってこない、あるいは対応について思いを共有できないといった場合に、寝屋川市がそうだということでは全くなくて、そうしたそごが生じるような場合に、監察課かというのは非常に有効だというふうに思っております。

ただ一方で、南陽市においては、南陽市の市長部局と、それから教育委員会では、これまでそういったそごが生じたことはないというふうに認識しておりますし、常に情報共有は三役会を開催する、あるいは総合教育会議を通じて、思いを共有するなどして、連携を図っておりますので、目的、到達すべきところについては、手法は違えども、同じ思いを持っているという認識でございます。

○議長　　７番佐藤信行議員。

○佐藤信行議員　　ありがとうございました。重大事態がないということで、少し安心はしておりますけれども、いつ起こるか分からないのが重大事態でございます。教育委員会としても連携してやっていただきたいと思います。

いじめ問題は、学校や教育、社会において深刻な課題であり、子どもたちの心身に大きな影響を与えます。寝屋川モデルのような新しいアプローチは、いじめを根本から防ぐための有効な手段となり得ると思います。学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えることが重要です。いじめのない社会を実現するためには、教育者や保護者の意識改革も不可欠だと思います。

今後も具体的な取組や成果を共有し、本市に広がることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　　以上で、７番佐藤信行議員の一般質問は終了いたしました。大変御苦労様でございました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、13時といたします。

午前１１時４９分　休　憩

午後　１時００分　再　開

○議長　　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

伊　藤　英　司　議員　質　問

○議長　　次に、10番伊藤英司議員。

〔10番　伊藤英司議員　登壇〕

○伊藤英司議員　　10番、保守公明クラブ、伊藤英司です。

11月中旬に市内数か所で開催された会合に参加してまいりました。その会合で、市民の皆様から様々な御意見をいただきました。

中でも関心が多かった話題は、やはり物価高騰が大変だという御意見、また介護など福祉に関する御意見、またクマの問題など様々な御意見をいただきました。その中から、今回は認知症対策と経済対策について質問させていただきます。

それでは、通告に従って質問いたします。

１、認知症対策の本市の取組について伺います。

本市の人口は約２万9,000人、そのうち65歳以上の高齢者は35％を超え、約３人に１人が高齢者という状況にあります。今後も高齢者が増

えることは確実であります。

認知症は、誰もがなり得る身近な課題であり、本人だけでなく、家族、地域、そして行政が適切に支え合う仕組みが必要です。認知症の早期発見、家族支援、地域づくり、そして今後を見据えた予防対策・ＩＣＴ活用の観点から、本市の認識と今後の方針を伺います。

（１）認知症の早期発見と支援体制について伺います。

本市では、地域包括支援センター、医療機関、介護事業者等が認知症の方とその家族を支える重要な役割を担っております。しかし、相談窓口の周知や初期段階での対応強化など、まだ改善の余地があると思われます。

①本市における認知症に関する相談件数と、初期対応の実績をどのように把握しているか伺います。

②地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携体制は、現状どのような仕組みになっているのか。また、今後強化すべき点について、本市の考えを伺います。

③認知症の重症化を防ぐため、早期介入が重要です。本市では、認知症の疑いがある段階や、軽度認知障害（ＭＣＩ）の段階で、支援につなぐ取組をどのように進めているのか、また、その効果や課題についてどのように分析しているのか伺います。

（２）家族支援と住み慣れた地域での生活を支える体制について伺います。

認知症の方が増える中で、家族介護の負担増加は深刻な課題です。このことを踏まえて、以下のことについて伺います。

①介護する家族に対する相談支援、レスパイト（休息）支援、外出支援サービス、見守り体制など、本市が現在提供している支援の内容と、その利用状況について伺います。

②本市では、地域サロンや見守りネットワーク、社協の地域支援など、地域の力を活かした仕組みが存在します。これらの活動を市としてどのように位置づけ、支援しているのかを伺います。

③認知症の当事者や家族の声を市の施策に反映させる仕組みはあるのでしょうか。ヒアリングや意見交換の場づくり、アンケートなど、今後どのように改善・強化していく考えなのか伺います。

（３）認知症予防、地域啓発、ＩＣＴ・見守り機器の活用について伺います。

本市では、介護予防や健康づくり教室、サロン活動などが開催されています。認知症予防に特化した取組の充実が重要となっております。また、他自治体では、ＧＰＳ端末やセンサー機器を活用した見守りサービスを積極的に導入するなど、ＩＣＴ活用が進んでおります。

①本市で現在実施している認知症予防のための事業（運動教室、栄養指導、社会参加プログラムなど）実績と成果・課題について伺います。

②認知症の徘徊対策として、ＧＰＳ機器や見守りセンサーなど、ＩＣＴ機器の活用が大きな効果を発揮しています。本市として、こうした機器の導入支援や補助制度は検討しているのか伺います。

③県の認知症施策推進計画や他自治体の先進事例を踏まえて、本市として５年・10年先を見据えた認知症施策の方向性やロードマップをどのように描いているのか、方針を伺います。

２、物価高騰対策について伺います。

政府は物価高騰対策として、地域の実情に応じた支援を行うため、重点支援地方交付金を自治体へ交付する方針を示しています。

本市でも生活者支援や地域経済の底上げに向けた活用が期待されているところです。本市の経済対策の方向性について伺います。

（１）重点支援地方交付金の活用方針について伺います。

①政府が交付する重点支援地方交付金につい

て、本市はどの程度を見込んでいるのか伺います。

②本市として、まず優先すべき支援分野をどのように考えているのか。生活者支援、子育て世帯支援、事業者支援、農業支援など現時点での方向性を伺います。

（２）物価高による市民生活への影響把握について伺います。

①本市として、物価高が市民に与えている影響をどのように分析しているのか伺います。

②本市として、まず優先すべき支援分野をどのように考えているのか、現段階での方向性を伺います。

（３）地域経済全体の活性化策について伺います。

①消費喚起策（プレミアム商品券、キャッシュレスポイント還元など）を実施する予定はあるのか伺います。

②物価高の長期化に備えた本市としての中長期的な経済対策方針があればお聞かせ願います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長　答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　10番伊藤英司議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、認知症の早期発見と支援体制についての１点目、本市における認知症に関する相談件数と初期対応の実績をどのように把握しているかについてでございますが、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターにおける令和６年度の認知症に関する相談件数は、延べ323件であり、本人の症状に合わせてかかりつけ医、専門医への受診を勧めるとともに、家族・生活環境に合わせて、専門職で構成される認知症初期集中支援チームが自宅訪問を行っております。

次に、２点目の地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携体制は、現状どのような仕組みになっているのか、また、今後強化すべき点についてでございますが、地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携体制は、地域包括ケアシステムの構築を支える多職種協働を実現する上で最も重要でございます。地域包括支援センターが連携の中核を担い、日頃から専門職や関係機関とのネットワークを図り、お互いの専門性や役割を理解し、信頼関係の構築に努めております。

また、地域ケア会議での情報共有や共通理解の促進により、より良い支援へのつながりや地域課題を把握し、地域づくりへの課題提起を行っております。

今後も高齢者が医療・介護・生活支援・権利擁護など、どの側面で困り事が起きても、必要な支援へのセーフティネットとなれるよう連携強化に努めてまいります。

次に、３点目の本市では、認知症の疑いがある段階や軽度認知障害の段階で支援につなぐ取組をどのように進めているのか、また、その効果や課題についての分析についてでございますが、地域包括支援センターや認知症カフェでの相談から、早期受診や社会参加を促す支援の実施をはじめ、認知症の早期対応と重症化予防、そして地域生活の継続を支援することを目的に、認知症初期集中支援チームを設置し、専門医の指導の下、医療・福祉の専門職による支援を行っております。

早期発見のためには、本人や周囲の気づきが最も重要であるため、認知症サポーター養成講座や認知症市民公開講座を開催するなど認知症の正しい知識の普及と理解促進を図っております。

また、今年度70歳、75歳、80歳に到達される方を対象に介護予防に関するアンケートを実施いたしました。

その結果を受けて、もの忘れなどの自覚があ

る方や外出頻度の少ない方に認知症予防教室の参加勧奨を行ったところでございます。

効果、課題につきましては、これまでの取組で、早期発見・早期受診・早期対応により住み慣れた地域での生活を継続できている方がおられる一方、重症化してからの相談に対応している現状もございます。

次に、家族支援と住み慣れた地域での生活を支える体制についての１点目、介護する家族に対する相談支援、休息支援、外出支援サービス、見守り体制など、本市が現在提供している支援の内容とその利用状況についてでございますが、日頃の介護から離れ、介護者同士の交流を図ることを目的に家族介護者交流会を実施しております。令和６年度は、８人が参加されました。また、自立した生活を営むための支援として、事前に認知症高齢者の情報を本市に登録していただくことで、外出後の行方が分からなくなった際に警察など関係機関と情報を共有し、迅速に御家族等へ連絡することができるようにする、家さかえっぺ登録事業を実施しております。令和７年11月末現在、利用者は56人となっております。

そのほか、認知症相談対応ができる専門職等と交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場としての認知症カフェへの支援として、定期的に認知症カフェ連絡会を開催し、より良いカフェ運営となるよう現状把握や情報交換等を実施しております。

次に、２点目の地域サロンや見守りネットワーク、社協の地域支援など、地域の力を活かした仕組みを市としてどのように位置づけ支援しているのかについてでございますが、地域サロンや見守りネットワーク、南陽市社会福祉協議会の地域支援などの地域の力は、住民一人一人が安心して生活できる地域共生社会を実現するために非常に重要な柱と位置づけております。

地域共生社会の実現のためには、公助・共助・互助・自助の連携が不可欠でありますので、公助が届きにくい日常生活圏での互助や共助・自助の促進は、地域力を高めるためにも重要な役割を果たしていると考えております。

活動への支援といたしましては、活動助成金の交付や活動拠点の提供を実施しております。また、地域での見守りの中での気づきに対して、福祉課や地域包括支援センターの専門職による後方支援などを行っております。

次に、３点目の認知症の当事者や家族の声を市の施策に反映させる仕組みはあるのか、今後どのように改善・強化していくかについてでございますが、認知症当事者や家族の声を施策に反映させる仕組みにつきましては、これまで地域包括支援センターの相談業務をはじめ、居宅介護支援事業所等の関係機関や家族介護者交流会、認知症カフェ等での認知症当事者や家族の声を基に施策に反映してまいりました。

令和６年に施行された共生社会を推進するための認知症基本法第13条には、市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないと明記されました。

その中には、認知症の人や家族等の意見を聴取し、尊重し計画策定するように求められております。今後の策定に向け、どのような方法で聴取していくかを検討し、認知症当事者や家族の声を施策に反映させる仕組みづくりとなるよう努めてまいります。

なお、現在、令和９年から令和11年までの３年間の計画であります第10期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向け準備中でございます。計画策定に当たり実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、認知症に関する質問項目を盛り込んでおります。

次に、認知症予防、地域啓発、ＩＣＴ・見守り機器の活用についての１点目、本市で実施している、認知症予防のための事業の実績と、成果・課題についてでございますが、認知症予防

教室として二つの教室を実施しております。

一つ目は、国立長寿医療センターが開発した頭と体を同時に使うことで認知機能低下を抑制するコグニサイズで、令和６年度は延べ50人が参加されております。前後の検査を実施し、参加者が自分の状態を理解し、取り組むことで、介護予防の効果促進を図っております。

二つ目は、左右で違う動きをするなど、脳の活性化を図るシナプソロジーを取り入れた脳活教室で、令和６年度は延べ68人が参加されております。

次に、２点目の認知症の徘徊対策として、ＧＰＳ機器や見守りセンサーなど、ＩＣＴ機器の導入支援や補助制度の検討はあるのかについてでございますが、ＧＰＳ機器等や見守りセンサーにつきましては、早期発見や介護者の精神負担の軽減に有効なものと考えますが、本人が機器の存在を忘れてしまったり、外してしまったりするなど、持ち運び・装着の難しさもあると聞いております。また、本人の尊厳・プライバシーなど、デリケートな側面もございます。そういったことから、現在のところ検討は行っておりませんが、家さかえっぺ登録事業や地域の見守りネットワークとの組合せなども含めて先進事例を研究してまいります。

次に、３点目の県の認知症施策推進計画や他自治体の先進事例を踏まえ、本市として今後５年・10年先を見据えた認知症施策の方向性やロードマップをどのように描いているのかについてでございますが、今後は、県の認知症施策推進計画を踏まえ、より一層、認知症の相談窓口の周知や、認知症の方の意思尊重の促進を図り、認知症になっても何もできなくなるのではなく、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観の理解促進を図り、地域社会の実現に努めてまいります。

次に、物価高騰対策における重点支援地方交付金の活用方針についての御質問の１点目、政府が交付する重点支援地方交付金の本市への交付見込みについてでございますが、重点支援地方交付金の推奨事業メニューに係る国の予算額は２兆円でございます。これまでの国の予算額と本市への交付額の実績などから、今年度新たに三億数千万円が本市へ交付されるものと推察しております。

次に、２点目の優先すべき支援分野をどのように考えているかについてでございますが、このたびの交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業の財源とされております。支援事業の検討に当たっては、物価高の影響を受けている市民の皆様に、幅広く支援が行き届く事業を中心に据えながら、国や県の動向、社会情勢を踏まえ、子育て世代などの分野別の支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、物価高による市民生活への影響把握についての御質問の１点目、物価高が市民生活に与えている影響の分析についてでございますが、市民へのアンケート調査等は行っておりませんが、消費者物価指数や毎月勤労統計等の各種調査結果から、市民生活を取り巻く状況は、これまでになく厳しいものと捉えております。

次に、２点目の優先すべき支援分野をどのように考えているかについてでございますが、先に答弁申し上げましたとおり、市民に幅広く支援が行き届く事業を最優先で検討するとともに、なるべく早期の事業実施を図ってまいりたいと考えております。今後、国から交付金の限度額が通知され、市が行う事業を庁内で速やかに検討し、まとまり次第、議員の皆様に事業を御説明し、お諮りいたします。

次に、地域経済全体の活性化策についての御質問の１点目、消費喚起策を実施する予定があるかについてでございますが、消費喚起策の実

施は未定でございますが、国、県の動向や市内事業者との連携方法などの課題を踏まえ、市内経済活性化の手法を研究してまいりたいと考えております。

次に、２点目の物価高の長期化に備えた本市としての中長期的な経済対策方針についてでございますが、市民の生活と健康を守ることを第一に支援を届けてまいりたいと考えております。長期化する物価高の中では、支援も長期的、継続的に取り組む必要がございますので、本市の方針といたしましては、今後も、適切な財源の確保や、国や県の対応を踏まえた効果的、効率的な事業展開を図り、持続可能な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　再質問に入ります。

10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　御答弁をありがとうございました。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まずは、認知症対策の（１）の①について再質問させていただきます。

323件ということで御答弁いただきましたが、この数字は、昨年度と比べてどのような状況になっているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長　答弁を求めます。

髙橋福祉課長。

○福祉課長　お答え申し上げます。

先ほど市長の答弁の中で申し上げましたのは、令和６年度の件数となっておりまして、今年度はまだ集計が出てございませんが、年々、相談件数については増えておりまして、さらに問題につきましても、複数回訪問して関わりを持ってから、実際に必要な支援に結びつけるというような状況も増えているような状況でございます。

以上でございます。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　年々増えているという状況ということでございますが、その増えている状況の中にあって、現在、その現場ではその体制やその人員、時間などは確保されているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長　髙橋福祉課長。

○福祉課長　お答え申し上げます。

まず、初めの初期の窓口としましては、市長答弁でも申し上げました包括支援センターになります。こちらのほうにつきましては、専門職のほうを配置しまして、対応はしているところではございますが、やはり複雑化する問題の中で非常に対応する件数が増えてございます。そういったことから時間外対応についても増えておる状況でございます。

以上でございます。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　大変増えているということでございますが、今後、その人員などを増やす予定とかはあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長　髙橋福祉課長。

○福祉課長　お答え申し上げます。

包括支援センターにつきましては、それぞれ専門職が配置されているセンターでございます。専門職のほうの確保も大変厳しい中でございます。

また、市のほうから委託業務ということでお願いをしているところですが、そういった部分で経費的な部分もございます。現状かなり厳しい状況ではございますが、現在のところ、新たなセンターの設置等については、まだ議論にはなっていないところでございます。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　この早期相談でございますが、周知は相談に来るのを待っている状況なのでしょうか。それとも周知を行って、その周知によ

って来ていただいているような状況になっているか、お聞きしたいと思います。

○議長　　髙橋福祉課長。

○福祉課長　　お答え申し上げます。

相談につきましては、基本的には家族の方からの御相談が一番多くなってございますが、このような大変増えている状況もございますので、ケアマネジャー、あと民生委員、そういったところからも情報提供いただくようにお願いしているところです。

また、あわせまして、様々な政策につきましては、各定例会などでこのような取組をやっていますということで啓発をしているところでございます。

○議長　　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　　この早期の相談でございますが、本当にデリケートな問題で家族も大変相談しづらい状況もあると思います。そんな中でやはり周知の徹底が大事だと思いますので、ぜひ早期の対応の周知をよろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、２番の家族支援、住み慣れた地域での生活体制づくりについてお聞きします。

（２）の①についてでございますが、様々な支援、介護者相談、休息支援、外出支援サービスなど、これも前年、前々年度と比べてどのような人員の推移になっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長　　髙橋福祉課長。

○福祉課長　　お答え申し上げます。

家族介護者の交流激励関係の事業でございますが、例年、宿泊コース、または日帰りコースということで、様々な研修を通しまして参加者を募っているところでありますが、こちらにつきましてはほぼほぼ例年同じような参加人数というふうな形で推移しているところでございます。

○議長　　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　　このサービスでございますが、家族が要望する支援、そのようなアンケートなどを取って、そのような支援があるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

髙橋福祉課長。

○福祉課長　　お答え申し上げます。

こちらの事業につきましては、こちらのほうで主な事業の計画の骨子をつくりまして、そちらのほうを御案内して利用を促していくという形になってございまして、都度都度の家族からのアンケート・要望等、こちらについては特に取っていないところでございますが、利用された際に実際に使われた感想等はこちらのほうでも把握をさせていただくようにしているところです。

○議長　　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　　ありがとうございます。家族会や交流の場などの機会に、家族支援の充実をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

地域包括センターのヒアリング、ケア会議など、アンケートなどを通じて、家族の意見を収集しているということでございますが、（２）の③についての質問をいたします。

このアンケートを行ったものについて、施策に反映された具体的な例などはあるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長　　髙橋福祉課長。

○福祉課長　　お答え申し上げます。

アンケートの中では、地域の中で当事者の方、また家族の方がどのようなサービスを望んでいらっしゃるか、また、どのような施策が必要かということをお聞きしてございます。そういったことで、通いの場であったりとか、また地域での交流の場、そういったところを実際に施策のほうに反映させていただいているところであります。

以上です。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　このような問題もなかなか意見を出しづらいという家族の方もいらっしゃると思いますので、家族の方の意見を十分に聞いていただいて、この施策に反映させていただきたいと思います。

続きまして、（３）のＩＣＴ機器やＧＰＳ端末などを使った取組について質問いたします。

このＩＣＴなどを使った取組について、先ほど問題点を御指摘いただきましたが、もう一度その問題点などがあればお聞かせ願います。

○議長　答弁を求めます。

髙橋福祉課長。

○福祉課長　お答え申し上げます。

市長答弁の中でもお答え申し上げましたが、まずは御本人が家を出られる際に忘れてしまう、また装着を嫌がるという物理的な面が一つございます。

あと、もう一つが、こちらのＧＰＳ機能等、御本人のほうの意思であったりとか尊厳、こちらのほうを確認しなければなりません。精神的な部分での本人、家族のハードルもあるかというふうに考えてございます。

なお、ＩＣＴ機器につきましては非常に有効で、先進的に取り組んでいらっしゃる自治体もございますので、警察との連携を行っております家さかえっぺ登録、またシール式でその方がどこの誰ということが分かるような、どこシル伝言板というものもございますので、そういった機能と複合的に活用できるかどうか、こちらのほうは研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　ありがとうございます。

このＧＰＳや見守りセンサーなどを使った他の自治体の事例といたしまして、長野県の大町市、こちらのほうでは見守りシューズということで、シューズの中にチップを入れて、行っているということでございます。

また、三重県の桑名市では、ＩｏＴ、モノのインターネットの略でございますが、家の中のいろいろな家電にセンサーをつけまして、そのお年寄りの方がどこに立ち寄っているかという研究を行っているということでございますので、本市でもこのような事例を参考にしていただきまして、今後、取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　髙橋福祉課長。

○福祉課長　ただいま議員のほうから御紹介いただきました先進事例、どのような形で有効に活用されているのか、また実際の実績、さらに経費的な面、こちらのほうをさらに改めて研究のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　いずれにしましても本人と家族の了解、相談が本当に大切だと思いますので、実現に向けて、家族と十分な話合いを行って、前に進めていただきたいと思います。

この認知症や介護の問題でございますが、昨日も相談いただきまして、議会が始まる前に市民の方にも会ってきたんですけれども、この介護の問題というのは、なかなか全部解決するのは本当に難しい問題で、家族だけで悩んでいるという方が多くて、話を聞いてもらうだけで本当に安心しているような面が半分ぐらいありますので、ぜひ丁寧に対応していただいて、話を聞いていただきたいと思います。

そして、認知症の方が御家族と一緒に住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、行政と地域の一体となった支援強化をよろしくお願いいたします。

次に、物価高騰対策について質問いたします。

この物価高騰対策の支援なんですけど、まだ確定ではないので何点か、その方向性だけについて市長に伺いたいと思います。

先ほど、市長からの御答弁がございましたが、一番はこの消費喚起策としまして具体的な方策を考えておられるのか、もう一度お願いいたします。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　壇上でも申し上げましたけれども、消費喚起策の実施についてはまだ未定でございますけれども、国、県の動向や市内事業者との連携方法などの課題を踏まえて、手法を研究してまいりたいと考えております。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　今まで行った消費喚起策、様々な経済対策があると思うんですけれども、その経済対策の中で効果の高かった事業や今回新たに検討している事業などがあれば、もう一度お願いします。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　これまで度重ねて国の交付金を活用して、様々な対策を行っておりますけれども、その中で全市民応援クーポンなどについては、市民の皆様からも早く配布したということと、それから平等であったということについて好評をいただいておりますし、他市町村からの方からも好評いただいているというふうに承知をしております。

そのほかのちょっと細かいことについては、今急に言われましたので、それぞれに良い面、それから反省すべき面、いろいろあっただろうというふうに認識しております。

○議長　渡邊商工観光課長。

○商工観光課長　補足になります。今、市長が答弁いたしましたように、全市民応援クーポン、こちらのほうは二度、直近で３回やっています。

あと、一番最近ではおこめ券ということで、全市民のほうに平等にということで、配布させていただいております。

そのほかに交通事業者、運送業であったり、あとはタクシー事業者のほうに１台当たり幾らということでお支払いしたというところもございます。

また、２年前になるんですが、夜間飲食店のほうから要望がございまして、８時以降の利用に関して利用できるようなクーポン券を発行したということで、事業者さんのほうからは好評を得ているところなんですが、ちょっと手間もかかってというところで、両面のお声をいただいているようなところでございます。

以上でございます。

○議長　10番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員　市長がおっしゃったとおり、他の自治体の方からはプレミアム商品券につきましては、本当に南陽市は良いなという声が聞こえてきたところでございました。

この物価高なんですけども、今回市民の方々からいろいろ御意見をいただいたんですけれども、市民生活と地域経済の両方が本当に大きな影響を受けている中でございますので、本市として実効性のある対策を早期に講じていただくことを強く期待いたしまして、今後とも前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長　以上で、10番伊藤英司議員の一般質問は終了いたしました。御苦労様でした。

ただいま、一般質問中でありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行うことといたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

散　　会

○議長　本日は、これにて散会したいと思います。

御一同様、御起立願います。
御苦労様でした。
　　午後　１時４３分　散　会

令和７年１２月４日（木曜日）

本　会　議

令和７年１２月４日（木）午前10時00分開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議事日程第４号

令和７年１２月４日（木）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

散　　会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程第４号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（１６名）

１番	髙岡遼多 議員	２番	大友太朗 議員
３番	茂出木純也 議員	４番	佐藤和広 議員
５番	中村孝律 議員	６番	外山弘樹 議員
７番	佐藤信行 議員	８番	小松武美 議員
９番	濱田藤兵衛 議員	１０番	伊藤英司 議員
１１番	須藤清市 議員	１２番	山口裕昭 議員
１３番	島津善衞門 議員	１４番	高橋一郎 議員
１５番	板垣致江子 議員	１６番	遠藤榮吉 議員

◎欠席議員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
長沢俊博	総務課長	穀野純子	みらい戦略課長
小野勝司	情報システム主幹	島貫正行	財政課長
大沼清隆	税務課長	川合俊一	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	髙橋直昭	福祉課長
佐藤幸代	障がい支援主幹	嶋貫憲仁	すこやか子育て課長
山口広昭	農林課長	渡邊正規	商工観光課長
嶋貫幹子	観光振興主幹	加藤善和	建設課長
遠藤晃司	上下水道課長	髙橋宏治	会計管理者
堀裕一	教育長	鈴木博明	管理課長
安達心	学校教育課長	田中聡	社会教育課長
角田朋行	史跡文化主幹	吉田茂樹	選挙管理委員会事務局長
佐野毅	監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹	山内美穂	農業委員会事務局長

事務局職員出席者

太田徹	事務局長	江口美和	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	楠賢史	書記

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　議

○議長（遠藤榮吉議員）　御一同様、御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名全員であります。

よって直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第４号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長　日程第１　一般質問であります。

昨日に引き続き一般質問を始めます。

―――――――――――――――――――――――――

高　橋　一　郎　議員　質　問

○議長　最初に、14番高橋一郎議員。

〔14番　高橋一郎議員　登壇〕

○高橋一郎議員　おはようございます。

14番、真政会、高橋一郎です。

インターネットで傍聴されている方、大変ありがとうございます。

今年の夏の40度を超える記録的で危険な猛暑、その後の北海道、秋田での大雨の被害、令和のコメ騒動も何か忘却のかなたに飛んでしまうような、季節は移ろいでいきます。今日はまさしく冬将軍がやってきました。師走を体で体感することになりました。

さて、多分誰も言わないと思いますので、私から若干国政について、冒頭に言わせていただきたいと思います。

高市首相の台湾有事が存立危機事態になり得る発言は単に可能性を述べたまでといっても、国会答弁では公式発言となり、中国の猛反発を浴びることになりました。言葉の影響は大変怖いです。

台湾海峡での日本の存立危機事態になり得るとは、アメリカ軍が中国から攻撃を受けたときであり、日本が同盟国である米国へ、アメリカへの集団的自衛権を発動することです。ＧＮＰ世界第１位のアメリカと第２位の中国が戦争をしたら、世界大戦となり、核使用も辞さなければ世界が消滅することになる。人類滅亡に導くことにほかなりません。冷静に考えればあり得ないことです。中国の怒りは、あなたたち日本は中国がそんなことをする国と思っているのかとアピールしていると私は考えています。

まさしく口は災いの元です。特に相手に誤解されてしまうのが、一番たちが悪いのではないかと思っています。こうやって私が話していても、私の真意が伝わらず、誤解されるかもしれません。

中国は日本の農産物の輸入を禁止するなど、貿易のみならず、文化交流も取りやめて対抗しており、とばっちりを受けた生産者や関係機関は大変困っています。日本の対外政策に変わりないと粘り強く説明しても、態度を軟化させない状況です。膠着状態を打開するには、面子を捨てて、言わばオウンゴールを認め、発言を撤回すればいいと思います。総理大臣の面子で国民が犠牲になるのならば本末転倒であり、政府もそれは望んでいないと思います。政治は誰の幸せにあるのかを、改めて問い直す必要があると私は思います。

それでは、通告していることについて質問いたします。

１、最初に、市役所働き方改革と市民サービスの両立についてです。

（１）市役所窓口時間とコンビニ活用のさらなる推進について。

上山市の窓口時間の短縮試用を参考に、本市

でも窓口時間の短縮に取り組むことと並びにコンビニでの住民票等交付のさらなる推進を図るための啓発について、市長のお考えをお聞きします。

２、熊対策の抜本策について。

本市においても、人的被害が生じました。次のことを質問いたします。

（１）人的被害予防と初動体制について。

（２）熊の生態研究も含めた熊と人とのすみ分け方策について。

３、台湾との交流推進について。

（１）2024年度の台湾からの訪日旅行者と山形県と本市の観光客数は。

（２）日台交流推進について。

11月10日から12日にかけて議会運営委員会で台湾へ行政視察に行ってまいりました。そして、次の機関と交流を行い、台湾からの誘客及び物流等の推進を図ってまいりました。①日僑文化事業股份有限公司、②日本台湾交流協会（ＪＥＴＲＯ）、③東北ジャパンネットワーク。

つきましては、本市及び置賜地域の観光文化、とりわけシェルターなんようホール及び夕鶴の里、南陽スカイパークの利活用を含めた本市独自の滞在型宿泊観光プロモーションについて、市長の考えをお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。真摯に受け止めていただき、前向きな御答弁を御期待申し上げます。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　おはようございます。

14番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市役所働き方改革と市民サービスの両立についての御質問の窓口時間の短縮についてでございますが、本市でも窓口受付時間を短縮する方向で検討しており、試行をされている上山市を参考にして関係課で協議を進めているところでございます。

また、コンビニでの住民票等交付のさらなる推進を図るための啓発についてでございますが、本市では、マイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスを令和５年11月１日より開始いたしました。このサービスは、窓口での取得に比べ手数料が400円から200円と安価になる上、早朝や夜間、土日祝日を問わずお近くのコンビニエンスストアで証明書が取得できるという高い利便性が大きな特長でございます。

令和５年度は17.8％の利用率でございましたが、直近の令和７年９月末現在33.3％と着実に市民の利用が浸透し、利用率が大きく伸長している状況でございます。

また、市民課の窓口におきましては、証明書等の申請にお越しいただいた市民に対し、次回以降コンビニ交付サービスを御利用いただけるよう、安価であることを含めたメリットや、コンビニ交付と同じ画面操作で利用できる支援ツールを活用し、コンビニ交付の利用方法の御案内を実施しているところでございます。

周知啓発につきましては、市の公式ホームページや市報等、様々な媒体を通じてお知らせしているところでございますが、市民サービスの向上と行政運営の効率化のため、さらなる利用者拡大に向け、引き続き広報に努めてまいります。

次に、クマ対策の抜本策についての御質問の１点目、人的被害予防と初動体制についてでございますが、南陽市クマ出没時の対応マニュアルに基づき、クマ出没時の対応に当たっております。

具体的には、クマ出没情報の収集・集約と南陽警察署、庁内関係課、クマ出没地域の地区長等への情報伝達・共有、ＳＮＳ等を用いた注意喚起や出没地点付近への注意看板設置などの広

報活動、南陽警察署と連携した巡回パトロールなどの住民の安全確保対策を行っております。

また、現場で対応する職員につきましては、原則２人以上で行動し、特に、車外での対応など危険が想定される場合は、ヘルメットやシールド、防御用長ぐつ、防災防護服などの装備を徹底しており、このたび京都府八幡市から寄贈いただきました防護服も今後活用してまいります。

今後とも、人的被害の発生防止に向け、体制の強化と安全対策の徹底に努めてまいります。

次に、２点目のクマの生態研究も含めたクマと人とのすみ分け方策についてでございますが、まずは、クマの行動圏や食性などの生態を理解するとともに、環境整備、防除、捕獲等の基本的対策を総合的に行うことが必要となります。

クマが人里に近づく主な理由として、生ごみや廃棄農作物、不要果樹などが誘引物となることから、人の生活圏においては、誘引物を除去することや集落周辺の藪の刈り払いを行うなど環境整備を行っていくことが大切でございます。

また、防除に関しては、農地に電気柵を設置するなど、物理的な防御措置を講じること、捕獲に関しては、有害個体の捕獲等により適正な水準の生息数を維持すること等が主な対策となります。

あわせて、クマとの偶発的な遭遇を避けるため、山林などのクマの生息圏では、クマの出没情報を共有し、入山時にはクマ鈴などで音を出し、人の存在をクマに知らせる等の対策が必要となります。こうした、市民一人一人が実践できる行動や対策を行うことで、人の活動域とクマの生息域を分離し、摩擦を減らしながら共存を目指していかなければならないと考えております。

次に、台湾との交流推進についての御質問の１点目、2024年度の台湾からの訪日旅行者と山形県と本市の観光客数についてでございますが、2024年の台湾からの訪日外国人旅行者数は、604万4,000人、台湾からの山形県内への旅行者の受入数は34万1,000人となっております。台湾から南陽市内への旅行者数については把握しておりませんが、台湾からの置賜地域への旅行者受入数は６万人となっております。

次に、２点目の日台交流推進についてでございますが、これまでもシェルターなんようホールでは、外国人の方を招いての音楽や歌、舞踊などのコンサートを実施しております。その中で、令和５年には台湾からお越しいただいた総勢61人の方に、地元歌謡イベントへの出演や赤湯温泉ふるさと祭りに参加してもらい、交流を行っていただきました。

また、南陽スカイパークで行われた令和６年度のパラグライダー日本選手権では、国外からの参加者もあり、ハンググライダーも含めたスカイスポーツでは、年間を通して外国人の利用があり、スポーツを軸とした国際交流をしていただいております。

山形バリアフリー観光ツアーセンターでは、台湾国立屏東大学と交流を行っており、そうした御縁もあって、令和５年度に私が台湾を訪れた際に、屏東大学を訪問し、バリアフリー観光について意見交換を行い、南陽市をＰＲするとともに日台のつながりを強めてまいりました。

さらに、今年10月には、アメリカの有力旅行メディア、ナショナルジオグラフィックにおいて、山形県が2026年に行くべき世界の旅行先25選に選出され、多くの外国人旅行客が本県を訪れることが期待される状況でございます。

こうした芸術や文化、スポーツなどの様々な観光資源を通して、今後も本市に訪れていただけるよう、シェルターなんようホールや南陽スカイパークを活用し、多様な交流の促進をサポートしてまいります。

台湾の方を含めた外国人観光客の方は、せっかく日本に来るならと、１か所にとどまらず、

県をまたいだ広域的な観光を楽しまれています。

今後もインバウンド推進事業を行っている置賜地域インバウンド促進会議や市観光協会、やまがたアルカディア観光局などとも連携し、本市の観光資源や施設を活用し、訪れた方の本市での滞在性を高め、交流が促進されるように支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　再質問に入ります。

14番高橋一郎。

○高橋一郎議員　再質問に入ります。

再質問をさせていただきます。

最初にこの順番どおりにいきたいと思うんですが、市役所の窓口時間とコンビニ活用のさらなる推進についてというところです。

南陽市、本市は、ほかのところと比べても、いわゆる市長が推奨している、行かなくてもいい市役所というところで、そういった意味ではレベルが高いのかなというふうに私は思っています。

ただ、なかなか知っている人と知らない人があるというのが事実。先ほどの答弁では、コンビニの利用率は、直近で33.3％というふうな話がありました。これは、私はいいことだと思っていますし、利便性が、何せ利用する人がいいわけですから、それが一番いいわけで、一番大事な観点は、やはり市民ファーストであり、そしてその次に働き方改革かなというふうには思っています。

それで再質問したいんですけれども、私がこの質問を提出する段階で、コンビニとしていっていたんですけれども、実はいろいろオンライン申請についても本市は非常に頑張っているというふうに思っています。

そのオンライン申請のことをちょっと書かなくてしまったんですけれども、そのオンライン申請の何か情報というか、利用率というか、そういうのを把握していますか。

○議長　答弁を求めます。

小野情報システム主幹。

○情報システム主幹　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

南陽市では、インターネットの手続ということで行ってございまして、業務数でいうと100件以上が登録されているような形になります。

その中で、様々な国の関係の申請、それから県で行っているやまがたｅ申請、それからあと市独自で行っている申請ということで分類されているわけでございますが、その中でやまがたｅ申請が特に多く使われている状況でございます。

それぞれの課独自で申請のフォームを作ることができまして、それで申請を受け付けているというような状況でございます。

件数で申し上げますと、特に多く使われているのが上下水道課の水道の開栓、それから閉栓ということで、大体年間600件くらい申請があるようでございます。

以上でございます。

○議長　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　すみません、このオンライン申請のことを書いていなかったものですから、急な質問になってしまいました。

実は、私もオンライン申請の項目をホームページからずっと見ていて、随分いろいろあるんだなと思いました。今、上下水道の開栓、閉栓のこともありましたけれども、ほとんどがマイナンバーカードがあればできるんですね。

例えば、住民票の写しの交付請求はもちろんですけれども、犬の登録申請であるとか、オンライン移住であるとか、あと福祉関係も含めて、様々なところでできることになっています。これは、もっともっと広く市民に周知をするべきかなというふうに、せっかくいいものがあるものですからと思います。

というのは、例えばシニア世代で、もううち

にいて自由な時間がある方については、これはいいんです、窓口に来て、いろいろ話をしながら。ですけど、いわゆるサラリーマン世代、現在仕事をしている方については、やはりこのオンライン申請とか、あるいはコンビニ交付というのは非常にメリットがあるというふうに、私のみならず、皆さんが思うところだと思います。非常に前向きで評価したいと思います。

ただ、それがやっぱり市民として分かっていない。私も含めて、分かっていなかった部分があります。そこについての認識と、それから今後、何かうまい手当。

先ほどだと、来客に来てくださった方に、こんなこともできますよというようなことの説明をしているというふうなこともありましたが、市役所に来ない人について、いろんな公文書を頂くに当たって、やはり市役所に行かなきゃ駄目なんだなというふうに、最初に先入観が入っていますので、そこらをどういうふうにオンラインでもコンビニでもできるんだよというようなことを、もっともっとＰＲする必要があると思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

コンビニエンスストアで証明書の取得を始めるときに、市民課と私で実際にコンビニに行って、その証明書を発行するところを動画で撮って、こういうふうにできますということをお知らせしようということをしたことがございました。やっぱり見てみないと分からない、文章で説明されてもなかなか理解できない方が多いんじゃないかなという思いから、そのようなことをしたわけでございますけれども、このオンライン申請につきましても、ひょっとしたら同じかなというふうに今感じたところです。

なかなか行政でやっていることが、市民の皆さんに伝わらないというのは大変心苦しいところで、私も残念に思っているところです。

議員の思いと共有するところですので、いろんな方法で、他の市町村がどのような方法をやっているかも含めて研究して、できるだけ知っていただくようにしてまいりたいと思います。

○議長　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　ぜひそのような形で、もうちょっと進化をするような形でお願いしたいなと思います。

一つはオンライン申請で、ちょっと私も分からなかったことがあるんですが、これはもうちょっと工夫して、説明を付け加えたほうがいいのかなと思っていることがあります。

ホームページから入って、オンライン申請ができる行政手続一覧とあります。その中でリンク先があるんですね。リンク先で、ぴったりサービス、マイナポータルはいいです。それから〝山〟：やまがたｅ申請、〝専〟：専用サイト、こういうふうに備考欄に〝ぴ〟、〝専〟、〝山〟というふうに書かれているんです。

それは一体どういうふうな手続なのかということが分からないと思うんですが、分かっている方はもちろん分かるんでしょうけど、私はちょっと分からない。多分ぴったりサービスなんて言われたら、ちょっと意味が分からないですね。専用サイトとは、専用サイトがどこにどういうふうにあるかも分からない。

そういったことで、まだこれは完全なものだと私は思っていませんので、ぜひそこらも含めて、分かりやすいような検討をしてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長　小野情報システム主幹。

○情報システム主幹　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、ホームページのほうでちょっと分かりづらい表記というようなもの

がございます。職員であれば、中身についてはある程度理解はできるんですけれども、一般市民から見ても、簡単に理解できるように工夫のほうを考えていきたいというふうに思ってございます。

○議長　　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　　よろしくお願いしたいと思います。

それで、市長にお願いしたいんですが、先ほど上山市の試験というか、試用を見て、検討していきたいというふうな答弁がありました。上山市に関しては、１階の窓口時間を８時45分から16時30分、ほかは８時半から17時15分ということで、ホームページ上に一番下に書かれてあります。

今検討しているというふうなところは、この上山と同じような時間帯になるのか。あとは、窓口はどこの窓口をそういった短縮時間にするのか。現在分かっていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

今、高橋議員おっしゃったとおり、上山のほうでは今年の５月から試験的に実施してございます。総務課のほうでも５月の中旬に上山市を訪問いたしまして、庶務課、南陽市でいう総務課を訪問いたしまして、情報交換をしてまいりました。議員おっしゃるとおり、上山につきましては庁舎１階のみ、時間についても８時45分から16時30分までとしているようでございます。

それを基本にしながら、南陽市のほうでも検討はしてございますけれども、例えば市役所１階のみでなくて、全庁に広げた場合はどうなのか、さらには上下水道課、水道庁舎も含めてどうなのかということまで検討している段階でございます。

○議長　　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　　分かりました。

とにかく、一番最初に申し上げたとおり、市民ファーストというふうな観点は変える必要がないと思いますし、市民ファーストの観点で言っても便利だよというふうなことで、オンライン申請なり、コンビニに行く。そうすれば、サラリーマンの方は当然、時間休を取ってこなきゃならないので、そうすれば、どちらにしても夕方５時半までやっていたとしても、時間休を取ってこなければならない。そういったことがありますから、これは私は窓口時間を早く閉めても、銀行を例にして悪いんですけれども、早く閉めてもいいですよね。

そのような形を考えていったほうがよりいいのかなというふうに思っています。どっちみち、いらっしゃる方については、やはりサラリーマンでない方が日中は多いと思いますので、それでも差し支えないのかなというふうに私は思っています。ですので、市民ファーストの観点からでもオーケーだというふうに私は判断しているところです。

上山市の例を出しました。上山市の議員から、やってみてどうですかと、聞いていますかというふうに聞いたら、支障があるとかクレームは来ていないというふうに言っていました。本格的に制度化するというふうな動きに向けているのかなというふうに思っています。

あともう一つ、上山市の１階というのは、市民生活課、健康推進課、税務課、福祉課、子ども子育て課、上下水道課、観光ブランド推進課、商工課です。ということは、南陽市に当てはめた場合は、観光ブランド推進課、商工課というのは１階でないんですよね。そうすると、そこの部分についてはどうなるかとかということを、総務課長は先ほどいろいろ検討をしていきたいというようなことですので、ここらも含めて、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それで、市長にお尋ねしますけれども、これは来年度の４月、試験運用をするというふうな認識でよろしいですか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　総務課長に指示しているのは、実際、今年度初めから上山市さんは始めたわけですけれども、全国においては昨年度あたりから、ちらほらと、そういったことを実施する自治体が増えてきているという状況を認識しておりましたので、そういった課題意識を持って、できるだけ早くというふうに指示しているところでございます。来年の４月からになるのか、前倒しできるのかについては、まだちょっとお答えできない段階でありますけれども、そういった指示内容でございます。

○議長　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　年度末、年度初め、これはいわゆる申請件数も多くなると思いますね。利用者も増えてきます。市役所を訪れなければならないこともいろいろあると思うんですが、その場合は、例えば土日も開庁してやるとか、そういったことをもうやっているわけですね。

そういったことも並行してやっていて、市民に不便のないような、かえって、いや、いいねみたいな形になったほうがいいと思いますので、ぜひ、これは市長の腹で決まりますよ、やるかやらないかは。総務課長にしたら、もう十分と情報は入っているわけですから、やるかやらないかは市長次第です。これは早めにお願いしたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、クマ対策についてです。これ、今日は本当にベーシックな話になるのかなというふうに思っています。私たちは、あまりにもクマのことを知らな過ぎると思うんですよ。

12月２日の一般質問で５番の中村議員が鳥獣被害防止対策として幅広く取り上げて議論していますので、そのことは割愛させていただきたいと思います。

また、昨日は８番小松議員が、壇上でクマ対策として地元上場企業がクマ撃退スプレーを５か所へ配布、寄附されたことを発言されました。とてもありがたいことで、地元愛に満ちていることに私は感銘をしました。

そういったことを含めて、私が今回再質問したいということは、これは市長も御存じだと思うんですけれども、今、山形新聞で特集していますね。今日も記事がありました。何でクマが人里に下りてくるのかということ、それからどういうふうな個体数の変化があるのかとか、様々な観点から論評されています。

私は、このクマの生態、ツキノワグマの生態をやっぱり知ることで、自分たちの守る術を知るということが大事なのかなというふうに思っています。人間が十人十色のように、十クマ十色といいますか、クマも個体によって全く違う。凶暴なクマもいれば、もう本当に人間が怖くて全然駄目だというクマもいると思うんですよね。ただ、私たちが見かけるのは、やっぱりこの凶暴なクマ、あるいは腹が減ってどうにもならないクマだと思います。

そこで私が質問したいのは、これ、御存じであればお聞きしたいんですけれども、クマの嫌いな物です。クマの嫌いな物は何なのかということですね。例えば撃退スプレーを買って、いや、今なかなか買えないとか、いろいろありますけれども、持っていたいとしてもなかなか買えないとか、でも、身近な物で何かクマが嫌いな物があれば、ちゃんとできるんじゃないかというふうに私は思うんですね。例えば、辛い物というか、撃退スプレーはカラシというか、カプサイシンですかね、そういった物が嫌いだということであれば、例えば自宅の四つ角にそのトウガラシを置いて撃退できるのかどうか。分かりません。情報がないです。例えば、そうい

うふうなことを、兵庫県の非常に詳しいデータがありますよね。

そこでいろいろ調べているものがあると思うんですよ、クマの嫌いな物。そういったものをうまく情報収集して、本当にその撃退スプレーでなくてクマが寄ってこないような、そういうふうな対策ができないものかなというふうに思っているんですけれども、その辺は何か情報があれば教えてもらいたいんですが。

○議長　答弁を求めます。

山口農林課長。

○農林課長　議員の御質問にお答えしたいと思います。

これの有効策というものは、私どもも基本的に持ち合わせていないというところでございますけれども、先ほど出ました兵庫県の例などを見ますと、学習的にクマの撃退スプレーを幼獣、小さいうちに捕らえたクマにかけて、人間の怖さを知らせて、奥山に放つというようなことをなさっているというようなことをお聞きしています。

また、ネット上では、例えばトウガラシとか、あるいはネギ類とか、そういった物も嫌いなのではないかというようなことを論じているネットのサイトもございますけれども、いずれもそちらのほうの信憑について私どもも把握してございません。

ただ、１点申し上げられますのが、やはりそういった物、例えば忌避効果をうたう物も本当に効くのか、効かないのかということの議論は別にしてあるわけでございますけれども、専門家のお話によると、例えば強い空腹時や、それを学習した、要するにそこにはあるんだけれども、その中にはうまい物があるので、単に人間がその周りに植えているんだなということを頭が良くて、もう学習しているクマ、あるいは子連れのクマ、こういったものについては、そういった恐ろしい、あるいは嫌だというものをリミッターを外す、異常に興奮している部分についてのは、なかなか効かないねというようなことの御発言も専門家にあるようですので、一概にどういった場面でそれを植えていれば大丈夫か、あるいは遭遇の危険性がないかということについては、今後の議論を待ちたいなと思っているところであります。

以上です。

○議長　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　今のようにクマの生態について、いろいろ情報をキャッチアップしていくというようなことは大切なことだと思いますし、それが私たちの身の安全を守るために非常に有効だということがあれば、ぜひ発信していただきたいものだというふうに思います。

それで、あとは山のブナの木、ブナの実、ナラ、それからドングリですね。それが凶作で、ないから下りてくるんだというふうに新聞でも報道されていますが、これは例えば南陽市の山々、南陽市だけではないわけですけれども、一応南陽市を見た場合、今回そのブナの実、それからいわゆるドングリについても、これは不作、凶作というのが周期的にあるんでしょうか。

今年は非常に凶作のときだというようなことを言われているんですけれども、ただ、ドングリでいえばナラ枯れというのがあって、そのナラの木を、じゃあ、今後もやっぱりクヌギが実らない、ドングリが出てこないというようなことがあれば、また同じようなことがあるんじゃないかなというふうに危惧をしているわけですけども、その辺の木の状況について把握しているんでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

山口農林課長。

○農林課長　議員の御質問にお答えいたします。

ブナの実、それからドングリの成熟といいますか、今年はどのくらいのということについては、御存じのとおり、県のほうでメッシュ画面

で公表しております。その中においては、県の中においても南陽市の部分については、不作の年なんだろうなというような捉え方をしてございますので、一義的には県のほうでその調査を行っているというようなところでございます。

また、秋葉山の例などを見ても、確かにナラの木がかなり焼損したわけですけれども、根萌芽ということで、枯れた木から生命力が出てきてというようなことがございますので、例えばナラの木を切ってパルプ材に出しました。あるいは、そういった部分で伐採許可届も出てくるわけなんですけれども、一般的にはそういった天然萌芽により再生しますというような形の森林再生の届出が多いなという感じを持っておりますので、一概に在のそういった伐採、あるいは病損による枯損によって、ドングリそのものがどんどん減少していくという印象は持っておりませんけれども、ただ、本日の山形新聞等でも、これまでの中でドングリの実が不足していることによって、生態系の中で生存の適正な数が移動しているのではないかという議論もあるようですので、そちらについては県の専門家の方々の十分な御議論をお待ちしたいなと思ってございます。

以上であります。

○議長　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　そうですね、まずはクマの生態、それから自然の状況がミックスになって、こういったことになっていると思いますので、ぜひその観点で引き続き情報を収集し、研究し、そして市民に安心・安全を届ける方策として何かお願いしたいものだなというふうに思います。

市長、その辺についてどういうふうな考えを持っていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　クマの性質、あるいは自然環境、全て重要な関連性があるなというふうに思っているところです。

先日の中村議員の御質問においても話題に出ましたけれども、今、高橋議員からもありましたけれども、兵庫県立大学の横山教授が報道において、いろいろ述べられておられることは大変参考になるなというふうに思っているところです。

横山教授によると、兵庫県では生息数、個体数は800頭が適正な数ということで、それに合わせる形で捕獲計画を立てて、20年間取り組んできたということでありました。その横山教授が東北に関しておっしゃっていたのが、東北では個体数管理ができていなかったのではないかと。個体数について、山形県では2,000頭前後で推移しているという推計でありましたけれども、先日もその推計を取りやめるというような県幹部の発言があって、いかがなものかなというふうに私は感じたところですけれども、やはり大本は個体数をしっかり管理・調整していかないと、山の状況、いろいろな環境整備が追いつかなくなってしまうというところが一番大きな、抜本的なことかなというふうに感じているところでございます。

○議長　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　私も全く同感です。それは新聞情報ですけれども、これはやはり正しいのかなと私も感じますね。個体数の把握がどうなんだろうと。それはいわゆるただ山に入る人というか、狩猟者も含めて、なかなかいなくなっているのかなというようなこともあると思いますので、総合的に、ぜひクマの対策については考えていただきたいなというふうに思います。

最後になりました。台湾との交流推進についてです。

御存じのとおり、今回、議運で台湾に訪問しました。ときを同じくして、山形市のほうで、これは台北じゃなくて台南市のほうに訪問団を

30人派遣したというふうなことで、これは11月23日の山形新聞に載っていました。

その団長が山形市長。それから、これは様々なあれがあるんですが、山形商工会議所、県日華親善協会、観光関連団体、市議会で30人。その中で市議会の人からちょっと聞いたんですけれども、もうこれは2017年からしていて、毎年行っているんだというふうなことでした。

台南市については185万人で、日本の統治時代の首都だそうです。日本の新幹線が走っているそうです、同じ。前に払下げというと失礼ですけど、そんな形でやっているんですね。１時間30分ぐらいで台北から行くんだというふうなことをお聞きしています。

台南市長は、あの山形の芋煮会に来ていますというふうなことで、うまく交流されているなというふうに思っています。

そういった実態があって、最初に何で山形市は台南市と交流したんですかというふうに聞いたところ、やっぱり産業間、経済間のことだったようですね。それが進んで今も行っているんだと。

ちょっと面白いなと思ったのは、山形の市内の野球スポーツ少年団チームが行っているんだそうですね。元日に試合してくるんだそうです。へえと思いました。これも一つの交流の効果だというふうに私は思っています。

今回、私が取り上げて述べたかったのは、議運で行って、様々に勉強してきました。その中で、やはり大事な人と人との交流、人材との関係、そういったものが私は大事だなと思ってきました。ここに書いているとおり、この三つの全て公的ではありませんけれども、東北ジャパンネットワークについては準公共、民間ですけれども、そういった意味があるのかなというふうに思っています。

それから、例えば、じゃじゃという全農台湾の店、食品販売しているところにも行ってまいりました。山形食品の山形代表もそこにありました。

ということは、非常に親日的ですので、私は台湾というのは、台湾有事があってと言われても、私は大丈夫だというふうに思っています。引き続き、これは推進していくべきだというふうに思っていますが、市長に南陽新時代として、これはチャレンジしていただきたいものだなというふうに思います。

ただ単に行くだけじゃなくて、本当に姉妹都市になるのか、交流都市になるのか分かりませんけれども、どっかと何かきっかけをつくって、やれないものかなというふうに思っているんですけれども、それについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　議会運営委員会での台湾の視察、大変お疲れさまでございました。

私も何回か台湾に足を運んでおりますけれども、私、胃腸が弱くて、おなかに影響があるということを乗り越えて、日台の交流というのは重要だなというふうに思いますし、それから親日国であるということ。また、さらには台湾からはインバウンド、大変多くの方が毎年来ておられると。そういったことを鑑みて台湾との交流を推進していくべきだというふうに、議員とともに思っているところです。

御指摘の姉妹都市、友好都市については、山形市が商工会議所とか民間の交流をベースにして、そういったところのしっかりとした土台があって、ずっと交流が発展してきているのが大変いいなというふうに思っているところです。

南陽市もそういったところを探して、ずっと続けていけるようなベースを基に、姉妹都市、友好都市が結べたら大変望ましいというふうに考えております。

○議長　14番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　　そうですね、そのような形でぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

交流するということは人と人ですので、蔵王にお釜も含め、樹氷林も含め、来ていますけれども、年間通じてグリーンシーズンも来てもらいたいということで山形市は売り出しているわけですね。そうすると、蔵王温泉、あるいは上山温泉で足りなくなるそうなんですよ。

おこぼれではないんですけれども、それを活用していくと。赤湯温泉に来てもらうということも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私の一般質問は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長　　以上で、14番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労様でした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、11時とします。

午前１０時５１分　休　憩

午前１１時００分　再　開

○議長　　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

大　友　太　朗　議員　質　問

○議長　　次に、２番大友太朗議員。

〔２番　大友太朗議員　登壇〕

○大友太朗議員　　おはようございます。

２番、保守公明クラブ、大友太朗です。よろしくお願いを申し上げます。

今回は12月定例議会ということで、今年も残すところ１か月を切るという時期を迎えました。今年を振り返ってみると、年当初から記録的な豪雪となり、市民生活に多大なる影響を与えました。そして夏には全国各地でこれまでの最高気温を次々と更新し、歴史に残るような酷暑となり、農作物への被害、熱中症の急増など、これもまた私たちの生活においても、悪影響を及ぼした状況となりました。

そして、今現在も続いているクマ騒動ということで、本市においては、クマによってけがを負ってしまうという方も出るという事態まで発生してしまいました。このように、気象現象、環境の変化、現象によって様々な影響が出ております。私たちの市民生活において、こういう困難な状況が続いたということを改めて感じる１年だったというふうに思っております。

このような状況が続く中で、地域に視点を向けてみると、宮内の熊野大社のところに併設されております證誠殿、こちらのほうがハレ晴れというような名称で今回新しいスタートを切ることになりました。宮内地区のみならず、南陽市全体の地域発展にも非常にいい意味で寄与していくようなことだと思っておりますので、南陽市にとっても明るい未来の兆しが見えてきた状況かなというふうにも思っております。

このようなうれしい出来事もありますので、その中で、やはり安心・安全な市民生活というものが土台にあって、地域発展を良い方向に常に考えて行動していかなければならないと強く感じるところでありました。

それでは、通告させていただいた質問に入らせていただきます。

１、市民生活を守る除雪対策について。

近年、地球温暖化の影響で、通常、雪が降らない地域でも、大雪や降雪を頻繁に伴う災害に匹敵するような豪雪を記録する状況になっています。このように、地球温暖化の天候による雪での被害により、全国的にも日常生活に影響を及ぼしています。

本市でも昨年の冬と今年初めの冬期間は豪雪となり、市民生活にも甚大な被害を引き起こしました。その中で、市が行う除雪は多世代で暮らす家庭はもちろん、高齢者のみや独居老人宅でも信頼し頼りにする、なくてはならない存在

であります。

今後も地球温暖化の影響で、毎年のように豪雪が予測される状況において、市民生活を守る、安心・安全かつ市民にやさしい除雪を基盤に置いた対策が求められると考えます。

これらの観点から、以下の質問を行います。

①令和７年度施政方針にある、きめ細やかな除雪や、やさしい除雪とは、具体的にどのようなものかお聞きをいたします。

②昨年の豪雪状況による相談や問合せ等はどのぐらいあったのか、お聞きをいたします。

③除雪での地域の方やボランティアの方への支援はどのような状況になっているのか、お聞きをいたします。

④本市で除雪業務を委託している南陽市除雪組合の除雪オペレーターの人数と平均年齢を教えていただきたいと思います。

⑤除排雪のお知らせなどを市民に伝える広報はどのようなことを行っているのか、お聞きをいたします。

２、選ばれる市役所になるための働き方改革について。

国における働き方改革が急速に推進されている状況において、地方においても働き方改革が進んでおります。市役所や役場においても、働き方改革を推進している自治体が増加している実状となっております。特に市役所の窓口時間短縮は全国に進んでいる動きとなっていて、職員の働き方改革や業務の効率化、住民サービスの向上が目的となっています。

実際の内容として、開庁時間の短縮や電子サービスの導入、休日・時間外の対応を継続して利便性の維持と向上させる取組などが行われております。

近隣の自治体では上山市が窓口時間短縮試行という状態で、働き方改革を推し進めております。本市も市民生活の向上を図る上で、選ばれる市役所となるために、働き方改革を推進していく必要があると考えます。

これらの観点から、以下の質問を行います。

①過去５年間の職員の採用の人数と、離職者の人数を教えていただければと思います。

②過去５年間での定年退職前で離職された人数、また、採用通知を出した人数と実際に入庁された人数をお聞きいたします。

③上山市での働き方改革についての成果や課題などは把握されているのか、お聞きいたします。

④働き方改革について、職員や市民からの意見や声は上がっているのか、お聞きをいたします。

⑤窓口業務の内容等の情報は、どのような広報媒体を活用して行っているのか、教えていただきたいと思います。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。御回答をよろしくお願い申し上げます。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　２番大友太朗議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市民生活を守る除雪対策についての御質問の１点目、令和７年度施政方針にある、きめ細やかな除雪ややさしい除雪とは、具体的にどのようなものかについてでございますが、道路除雪の際に間口に残った大きな雪の塊を極力潰す取組を南陽市除雪組合へ通達し、行っております。これと併せまして、各地区に御依頼し、より多くの雪押し場を提供いただくことにより、今までよりも除雪幅を確保し、各戸の間口除雪が軽減されるよう取組を行っております。

また、朝方からの降雪に対応した日中除雪の実施、吹きだまりや圧雪の除去、通学路を中心とした交差点の見通し確保、幹線やバス路線のこまめな拡幅作業など、除雪業者や地区長の皆様との情報交換を通して総合的な取組を行うこ

とにより、市民の方々が安心・安全な冬期間の道路交通確保に努めております。

さらに、私道等、市道以外の除雪につきましては、他市町村では実施しなかったり、地区の負担がある形で実施している現状でございますが、南陽市におきましては、条件を満たす路線につきまして除雪計画に組み入れて実施しているところでございます。

次に、２点目の昨年の豪雪状況による相談や問合せ等についてでございますが、12月から３月の期間において、電話による要望や苦情等を156件受付しております。内容としましては、主に大雪時の除雪の遅れや、再除雪の依頼などでございます。

次に、３点目の除雪での地域の方やボランティアの方への支援はどのようになっているかについてでございますが、市民の相互扶助を促し、支え合いの活動機会を提供することを目的として、南陽市社会福祉協議会において、除雪作業を含む有償ボランティアのコーディネートが実施されております。この活動において、支援を行うサポート会員の皆様には、社会福祉協議会がボランティア保険料を全額負担することで、活動中の安全を確保し、安心して活動に取り組んでいただける環境を整備していると承知しております。

次に、４点目の本市で除雪業務を委託している南陽市除雪組合の除雪オペレーターの人数と平均年齢についてでございますが、令和７年11月現在の登録者数は132人、平均年齢は48.5歳でございます。

次に、５点目の除排雪のお知らせ等を市民に伝える広報はどのように行っているのかについてでございますが、例年12月１日号の市報に除雪作業の協力依頼記事を掲載し、併せて道路除雪作業についてのお願いについては全地区に隣組回覧で周知しております。

次に、選ばれる市役所になるための働き方改革についての御質問の１点目、過去５年間の職員の採用人数と離職者の人数についてでございますが、採用人数につきましては、令和２年度８人、令和３年度８人、令和４年度８人、令和５年度９人、令和６年度５人でございます。

また、離職者の人数につきましては、退職後に暫定再任用短時間勤務職員または会計年度任用職員として引き続き雇用された方を除いて、令和２年度７人、令和３年度７人、令和４年度３人、令和５年度３人、令和６年度13人でございます。

次に、２点目の過去５年間での定年退職前で離職された人数及び採用通知を出した人数と実際に入庁された人数でございますが、定年を迎えずに退職された早期退職者につきましては、令和２年度２人、令和３年度５人、令和４年度２人、令和５年度３人、令和６年度11人でございます。

また、採用通知を出した人数と実際に入庁した人数につきましては、令和２年度９人に対して８人、令和３年度12人に対して８人、令和４年度14人に対して９人、令和５年度６人に対して５人、令和６年度15人に対して11人でございます。

次に、３点目の、上山市での働き方改革についての成果や課題についてでございますが、上山市にお聞きしたところでは、窓口受付時間を短縮することによって、職員の時間外勤務を減らす目的もありましたが、試行であることから効果は限定的であり、今後、本格運用となったときに、いかに時間外勤務削減につなげていけるかが課題であるということでございました。

次に、４点目の働き方改革について、職員や市民から意見や声は上がっているかについてでございますが、本市職員組合が窓口受付時間の短縮について組合員にアンケートを行ったところ、63％が短縮したほうがよいと回答しております。さらに、その理由として一番多い回答が、

受付の時間が終わってから、事務処理の時間を確保できることでありました。なお、職員組合からは、11月６日付で窓口開庁の時間を短縮し、職員の負担軽減に取り組むことについての要求書が提出されております。

次に、５点目の窓口業務の内容等の広報媒体についてでございますが、通常の窓口業務の内容に関しましては、ホームページで課ごとに御案内しております。また、窓口時間の延長や休日窓口の御案内、臨時の窓口設置等に関しましては、ホームページのほか、市報やＳＮＳによる情報発信を行っております。

以上でございます。

○議長　　再質問に入ります。

２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　御回答のほう、ありがとうございました。それでは、再質問のほうに移らせていただきます。

まず初めに、除雪のことでございます。

市民生活を守る除雪対策についてということで、今日ももう雪が降ってきまして、本格的に雪は積もって、今日の朝も市内は５センチ弱だったでしょうか、宮内のほうは大体５センチ弱ぐらいだったんですけれども、場所によってはそれ以上積もっている箇所もあるということでした。

やはり先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、今後この地球温暖化が続く中で、やっぱりこの雪というものが非常に市民生活においても困難な部分も極めてくるということで、市民の皆さんは、この時期は本当にこの雪に困っておりますので、そこのところを先ほど申し上げたきめ細やかな除雪、やさしい除雪というところ、そこを観点に深掘りして質問させていただきたいというふうに思います。

本市でも、昨年の冬、豪雪となって、そのときに市長をはじめ議長にも御尽力をいただいて、除雪に対する予算を大幅につけていただいたと。市民の皆さんからも本当に助かったと、本当にありがたいというお話を聞いております。

この対応が置賜地区でもいち早く動いていただいて、雪対策を講じてもらったということで、やはり行政はスピーディーに動く、そしてその市民の安全を守るということで、今回、市民の方にもそういう意識づけがなったのではないかなというふうに思います。

やっぱりスピーディーにより早く動いていただいた、道路のほうは本当にきれいになったんですけれども、その中で、市民生活の中で、どうしても間口に雪が置かれてしまって、それをちょっと片づけるのが非常に大変だと。やっぱり雪が多ければ多いほどこういう悩み事、困り事というものは増えていくというふうに思います。

今ほど申し上げたように、そこの部分をきめ細やかな除雪、やさしい除雪を観点でまず質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど御答弁の中で、12月から３月の期間において、その問合せ相談というものが156件受付をしたということとありましたが、そのうち高齢者宅や独居老人宅というものは何件あったか、把握されていればお聞きしたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長　　お答え申し上げます。

ただいまの質問にお答え申し上げます。

昨年度、相談等の問合せ件数は156件でございまして、そのうちに高齢者の方や独居老人に関する問合せもそこの中には含んでいるんですけれども、件数までは把握してございません。

以上です。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　ありがとうございます。高齢者の方、独居老人の方も含めて、体が不自由の方も、そういう方がやっぱり除雪には非常に困っているというふうに思います。そこの部分で

きめ細やかな除雪、やさしい除雪というものをもっともっと心がけていかなければいけないというふうに思います。それは行政としてもそうですし、民間の団体とも協力しながら、そこの部分は行っていかなければならないというふうに思います。

その中で道路除雪の際に、間口に残った大きな雪の塊を極力潰す取組をやっておられるということで、そのことが、先ほど言ったきめ細やかな除雪、やさしい除雪につながっているということは理解したんですけれども、昨年の大雪などのときに、高齢者のお宅とかに除雪の際の雪をどんと置いていることを除雪業者が把握しているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長　答弁を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長　ただいまの質問にお答え申し上げます。

昨年度に関しましては、早朝、日中を合わせて一斉除雪が21回ございました。その中でも、連続して１月９日から11日まで３日間連続の早朝一斉除雪、２月５日から10日までの６日間の連続の一斉除雪、また、最後に２月22日から24日までの３日連続の一斉除雪と、例年になく一斉除雪が続きました。

道路除雪はまず通勤通学時間帯まで、道路、交通を確保するということで、除雪組合の皆様方に一生懸命頑張っていただいておりますけれども、やっぱり連続して早朝除雪が続きますと、間口の雪がどうしても増えるような状況でございます。

そこのところで各地区とかで御要望いただいたところに関しましては、建設課だけじゃなくて福祉的なアプローチということもあって、福祉課さんと相談しての対応だったり、そのような要望いただいたところに関しましては、関係機関と調整して対応を昨年度はさせていただきました。

以上でございます。

○議長　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　ありがとうございました。やはりそこの部分をもっともっと把握していただいて、考慮して、除雪をしていかなければいけないというふうに感じております。

それで、東北は、もちろんこちらの日本海側はかなりの雪ということで、やっぱり困り事というのは非常に多いなと思っているんですけれども、その中で、今の部分に対して、近隣でどういうような対策をしている自治体があるのかなということで、ちょっと私、調べさせていただいたところ、秋田県秋田市は、この間口の雪よせ作業のところを事前登録にして、そして除雪業者が間口部分の雪よせ作業を行っているということと、あと高齢者宅、独居老人宅に目印をつけて、そしてここは高齢者のお宅だということで、そこはさらに丁寧に、きれいに除雪を行うというような取組を秋田市のほうでは行っているということでした。

本市もやはりそういうアイデアを出して、特に高齢者宅、体が不自由なお宅に対してのさらなるきめ細やかな除雪、やさしい除雪というものは必要かというふうに思いますが、この辺の工夫などを今後どのようにされるのか、ちょっと市長のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長　答弁を求めます。

市長。

○市長　除雪に関しましては、私が26年に就任させていただいてから、本当に毎年毎年悩みに悩んで、遠藤議長をはじめ議員の皆様や市民の皆様からも様々な御助言、御意見をいただいて、少しずつ改善に取り組んできたところでございます。

その中で、このきめ細やかな除雪や、やさしい除雪という考えも新たに設定して、対応をしてまいったわけですけれども、昨今のこの雪の

降り方、大雨・豪雨災害と同じく、一気に重く湿った雪が連続して降ってくるということで、高速道路やあるいは一部の都市において、本当に都市機能が麻痺してしまうというような状況になっております。

そうしたことから、基礎自治体においては、雪は災害だという認識を国全体で持ってもらおうということで、この豪雪災害対策に関する国や県の支援を求めてもきておりますけれども、その中で、議員が御提案いただいたような方法についても、国や県で対応すべきことと、それから現場の市町村で対応すべきこと、できることを研究して、より対応を進化させていかなければいけないというふうに感じております。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　大変ありがとうございました。

本当に市長がおっしゃるとおりに、雪は本当に災害だと思います。その中で、この雪国にどうしても暮らしていかなければいけないというものは私たちの市民の使命でもありますけれども、やはりその雪や災害という部分、今、市長がおっしゃったように、高齢者宅、あと体が不自由なお宅、特にそういうところにもいろんなアイデアを出していただいて、雪国でもこうやって暮らしていけるというようなところを施策として出していただきたいというふうに思いますので、今、市長がおっしゃっていただきましたので、今後の対策に希望を持ちたいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

それで、行政でのその除雪というものはやっぱり限界があって、民間のボランティアというもののお力を借りて除雪のほうはしていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、ボランティアということで、有償ボランティア、先ほど述べていただきましたけれども、今、何件、ボランティアの団体があってという詳細を教えていただきたいというふうに思います。

○議長　　答弁を求めます。

髙橋福祉課長。

○福祉課長　　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

先ほど市長答弁の中で申し上げました南陽市社会福祉協議会で行っております有償ボランティア、こちらフク菊丸応援隊というものになってございます。事務局は市社協のほうで行っておりますが、現在支援を行いますサポートを行う会員の方は16名でございます。昨年度の活動実績でございますが、利用を望まれる会員の方、20件の方の玄関から道路までの生活動線を確保する、除雪に限りますがこちらを行っておりまして、令和６年度の除雪の回数につきましては、延べで235回ということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　ありがとうございます。やはりこのボランティアもどんどん活用していかなければいけないというふうに思います。

今お聞きした戸数とサポート会員数というものは、非常に私はちょっと少ないかなというふうに思いますので、そこの部分、もちろん無償でのボランティアも必要ですけれども、やはりこれ有償できちっと有償でやってもらうというところも、どんどん力を入れて厚みを増していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

その中でちょっと私が気になった、やっぱり全国的にもこの有償ボランティアのところをやっている自治体がありまして、長野県の飯山市というところの有償ボランティアでありますが、ここは隊員として事前に登録して、その有償の除雪を行っているということで、対象世帯における除雪作業の負担ということは１人当たり2,000円、時間で除雪機を使用した場合は別途その支払いが必要なんですけれども、その市の

認定を受けた要支援世帯については1,600円と。時間の補助も支給をされているということで、こういう補助も使ってやられている自治体というものは各地にありますので、そこの部分もこのボランティア、民間でしていただくというところも、ここは今後、厚みを持って対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、除雪をするに当たって除雪オペレーターの方というものは、私は本当に感謝しているところでありますけれども、そこの部分で、先ほど平均年齢が48.5歳ということでお聞きいたしました。

私はこの年齢を聞いたときに、若いなと、非常に平均年齢は若い方がやられているんだなということで受け止めたところですが、こちらの技術を習得するために講習会などというものは設けているのか、それと、オペレーターの定年制度はあるかどうかお聞きをいたします。

○議長　　加藤建設課長。

○建設課長　　ただいまの質問にお答え申し上げます。

除雪オペレーターの研修に関しましてですけれども、令和５年度までオペレーターの方々、南陽市除雪組合で従事なさっている新規、新しく除雪なさる方に関しましては、オペレーターの技術講習会を開催させていただいておりました。ただ、今、現段階では担い手確保対策が重要だということで、令和５年度からに関しましては、除雪オペレーターの担い手確保支援の補助金ということで免許取得等の補助事業を新設しまして、オペレーター確保に努めている状況でございます。

あと、定年制度でございますけれども、昨年度まで70歳の定年ということで組合の方と協議させていただいたんですけれども、やっぱり従事していただく方がだんだん、健康な方でも70歳で除雪ができない。ほかの市町村ではもう定年はなくて、健康管理をしっかりしていただいて、除雪に従事していただいているオペレーターもいるということで、令和７年度からは健康状態を毎年毎年、各企業の方、除雪組合の役員の方と協議しまして、75歳までということで定年のほうは延長してございます。

以上です。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　そうですね、今75歳までということで、講習会も順次行っていただいております。この除雪オペレーターの方たちがいなければ、本当に除雪というものはできない状態だと思いますので、今おっしゃっていただいたように、様々な工夫をしていただきながら、この除雪オペレーターの育成というものも市として力を入れていただきたいというふうに思います。

先ほども、市長からもこの除雪に関しましては、今、私が申し上げた項目に対しても、きちっと力を入れて進めていただけるということですので、ぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、選ばれる市役所になるための働き方改革について御質問させていただきます。

先ほど、高橋一郎議員の部分とちょっとかぶるところはあるんですけれども、私からはやはり市役所でもこの働き方改革が本当にこの行政でも必要じゃないのかというところを根底に質問させていただきたいというふうに思います。

先ほどの御答弁で、早期退職者という部分に関しましては、毎年いらっしゃるというところで、特に令和６年、これが11人ということで二桁になっております。

これは、私は非常に多い人数だなというふうにちょっと衝撃があったんですけれども、この早期退職者の理由などを把握されているのか、もしされていればその理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

令和６年度の早期の退職者11名でございます。業種につきましても、行政職だけでなくて、土木技術職、あとは保育士、調理師といらっしゃいます。その中で、やっぱり保育士、調理師の方ですと、御本人が言うには年齢的な体力の部分でなかなか難しくなってきたというふうな理由。

あと、行政職と土木技術職につきましては、例えば家庭の事情で、もともと山形県内でなくて、ほかの県にお住まいでいた方が、南陽市役所のほうを受けられて市の職員になりました。ですけれども、実家近くのほうに戻られたりとか、そういった家庭の御事情等が多いようでございます。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　今おっしゃっていただいたように、理由はやっぱり健康上の問題、体力的な問題、そしてその家庭の事情というものがやっぱり多くあるかと思うんですが、それとともに、やはり特に若い方なんかは、今のこの働き方みたいなものに、どうしても不満を持っている方という方も、私は実際にいらっしゃるんじゃないかなということを思っております。

早期退職者をそういう理由なども含めて、早期退職者に対しての対策というものは、市のほうで行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長　　長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

早期退職される方、若い方、ここ数年で数人いらっしゃいます。退職される際に、その理由なども私のほうでも御確認しますけれども、実際のところ、本音で言っていただいているのかも分かりませんけれども、そういった方々の内容をお聞きして、市として改善できるものについては今後努めてまいりたいと考えてございます。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　それが、やはり採用通知を出して、実際に入庁されたのが、令和２年度９人に対して８人、令和３年度12人に対して８人、令和４年度14人に対して９人、令和５年度６人に対して５人、令和６年度15人に対して11人と、実際に入庁をしていないという方はいらっしゃる。特に令和６年なんていうのは、これも15人に対して11人という、これは数字的に非常に大きいということだと思いますので、そこの部分の職員のケアですね。今、どういう悩みがある、不安がある。

やっぱりそういうところを、私はもっともっと市として、心のケアも含めた対応を取っていかなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、市長、どのように思われますでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　働き方や社会の在り方の考え方がここ数年、コロナ禍を経て、急激に変わってきているという状況がございます。その中では特に民間においては、人材を紹介する会社が非常に多くなり、転職は当たり前というような状況になっております。

また、これは民間だけではなくて、公務員の世界でも同じでありまして、よく報道されるのは、国の国家公務員の若手の募集が、非常に応募が少なくなっていると。また、離職、転職される方も多くなっていると報道がございます。

これは国家公務員だけではなくて、都道府県職員、そして基礎自治体、市町村職員についても同様の実態がございまして、例えば置賜広域行政事務組合の会議などで、３市５町の首長が集まって採用の話なんかになりますと、本当に合格、内定を出しても、例えば県に持っていかれる、よその市町村に持っていかれる、国家公務員に持っていかれると、そういうことは本当に多くなってきたと、職員の確保が非常に難し

くなってきております。

そういった実態を踏まえて、南陽市でもこの職員の皆さんに選んでいただいて、できるだけ気持ちよく勤務していただけるように環境を整えるということは、大変大事だというふうに思っておりまして、その職員の窓口での対応や勤務時間なども改善できるところは改善していこうと、少しずつ進めているところでございます。

議員からの御提言もいただきながら、できるところから進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　私も市長が今おっしゃっていただいた状況に本当になっておると感じております。

そのコロナ禍があって、やっぱりその働き方という根源が変わってしまったという中で、ただそれでもこの市役所が市民生活の向上をきちっと守る、きちっとその力の厚みを増していくためには、今のような対策をこれから力を入れて取り組んでいかなければいけないというふうに思いますので、そこのところはぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、先ほど高橋一郎議員の中でも上山市での取組というものが述べられましたけれども、私は、そもそも市長がこの働き方改革をやるべきなのか、やらなくてもいいのかということをお聞きしようと思ったんですけれども、市長のほうからは先ほど前向きに進めていくというふうな御答弁をいただきましたので、そのやる上での懸念点といいますか、その働き方を進める中で不安な材料みたいなものがあるかどうかということを市長にお聞きしたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　窓口時間の短縮について申し上げますと、これまで窓口に来られていた方が、その時間に来られなくなるということで、市民サービスの縮小につながるのではないかというような懸念がございます。

ただ、これに関しましては、先行している上山市や、あるいは全国の自治体がございますけれども、ＤＸ、行かなくても済む市役所づくりなどを通じて、そういった不便をおかけせずに、窓口時間の短縮は実行可能だという感触を私は思っております。

窓口時間の短縮は、職員の働き方改革という面もございますけれども、一方で、与えられた勤務時間の中で、窓口に対する時間をＤＸ化によって市民サービスを低減させずにしっかり維持した上で、時間を有効に使って、より市民福祉の向上を図るという前向きな取組だと思っておりますので、これに関してはそういった良い面をぜひ前面に出して進めてまいりたいと考えております。

○議長　　２番大友太朗議員。

○大友太朗議員　　ありがとうございました。市長がおっしゃるとおり、本当に市民サービスの縮小につながっては一番駄目だというふうに思っておりますので、ＤＸ化も含めて、その低減させないような取組を、今後、南陽市としてもやっていただきたいというふうに思います。

今質問をいろいろさせていただきましたけれども、そういう部分がきちきちっと市のほうで取り組まれることで、選ばれる市役所になって、そしてその若い方がどんどん市役所に入ってくるような、そういう状況になっていくということを、私も含めて、これからも推し進めていきたいというふうに思いますので、御協力をいただくことをお願い申し上げて、私からの一般質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長　　以上で、２番大友太朗議員の一般質問は終了いたしました。御苦労様でした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、13時とします。

午前１１時４８分　休　憩

午後　１時００分　再　開

○議長　　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高　岡　遼　多　議員　質　問

○議長　　次に、１番高岡遼多議員。

〔１番　高岡遼多議員　登壇〕

○高岡遼多議員　　１番、六合会、高岡遼多です。

図らずも、最後の質問者になりました。先ほどの大友議員とかぶる部分もありますが、市民の皆様の期待に応えられるよう、そして、本市の未来に一歩でも前進をもたらすことができるよう、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、2000年には約３万6,000人の方が暮らしていた本市ですが、令和２年の国勢調査による人口は３万420人であります。さらに、本年12月１日現在の人口は、２万8,593人となっています。そして、将来推計によれば、2050年時点では、人口約１万9,400人にまで減少する可能性があるとのデータも示されております。

また、高齢化、若年層の流出、生産年齢人口の減少、これらが同時進行する事態は、行政サービスの維持や地域の活力にとって大きなリスクであり、非常に重く受け止める必要があります。

このような厳しい人口社会構造の下で、人が減り、支える側の行政が縮小すれば、地域社会の基盤が揺らぎます。だからこそ、今改めて人材確保、行政運営の効率化、革新、将来を見据えた体制づくりの問い直しが必要と考え、三つの観点から質問させていただきます。

１、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進について。

本市において、本年12月１日の人口は２万8,593人と、人口減少と高齢化は容赦なく進んでおります。行政サービスを維持し、むしろ質を高めていくには、もはやこれまでの延長線だけでは到底立ち行きません。ＤＸ、デジタル技術を活用して、業務プロセス、製品、サービス、ビジネスモデル、企業文化などを根本的に変革し、競争優位性を確立すること。単にデジタルツールを導入するデジタル化やＩＴ化とは異なり、変革そのもの、これの推進は限られた人員、財源で市民生活を守るための必要条件であると強く認識しております。

ただ、ＤＸがどれだけ効果を生んでいるのか、誰にとって便利になったのか、そこが大切です。

（１）ＤＸ推進による具体的な効果と、その評価についてお聞きします。

例えば、事務処理時間の短縮、窓口負担の軽減、ミスの削減、住民サービスの迅速化といった目に見える改善は、どの程度確認されているのか、また、それらを評価するために、利用率、処理時間、コスト削減額など、どのような評価指標を用いているのかをお伺いします。

①ＤＸにより発生した具体的な効果と、また評価指標について。

②オンライン申請の件数と実際の利用率について。

③情報格差による「デジタル弱者」支援について。若い世代に比べ、高齢者はまだ抵抗感がありますが、どのように考えていらっしゃいますか。

２、人材確保について。

地方自治体における人材確保の困難さは、全国的に深刻化しております。本市も例外ではありません。人口減少が続けば、応募者数は自然と減り、働き手の確保はますます厳しくなります。そして、この影響を最も直接に受けるのは、行政サービスを必要とする市民であります。

そこで、（１）職員数の現状と今後の採用計画についてお聞きします。

①職員採用の現況（近年の応募者数・倍率・

辞退率）について。近年の状況をどのように捉えているか、また、市として危機感を共有しているのか伺います。

②会計年度任用職員（非正規）の応募状況（応募者数・倍率・辞退率）について。今や行政を支える大きな柱でありながら、確保が難しくなっているとお聞きしますが、応募の実態と課題についてお伺いをいたします。

③専門職・技術職の確保策について。技術系、福祉系など、全国的に人材が枯渇する分野への対応をお伺いいたします。また、本市独自の工夫や支援策が必要ではないかと考えますが、現状をお伺いいたします。

④職員の離職状況についてをお伺いをいたします。

次に、３、ＡＩ（人工知能）の活用状況についてお伺いします。

ＡＩ技術は、少人数で多くの仕事をこなさなければならない時代の強力な味方であると感じています。本市の人材確保が今後ますます難しくなるのであれば、ＡＩの活用は避けて通れません。

本市も令和６年度施政方針で、生成ＡＩの導入がうたわれ、「一発ＯＫ！！市民も使える！生成ＡＩ活用実例集（プロンプト集）」などが試験公開されており、ダウンロード数が5,000を超えるものもあり、非常に高く評価されています。しかし、生成ＡＩは万能ではありません。やはり便利の裏にはリスクがあり、そこには人の判断が不可欠です。

だからこそ、どこで使うのか、どう使うのかを明確にした上で、今後さらに活用していく必要があると考え、質問をいたします。

（１）ＡＩの活用状況、また今後の使用予定についてお伺いいたします。

①庁内におけるＡＩ・生成ＡＩの導入状況について。

②個人レベルでの使用状況について。

③行政での活用の予定について。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　１番髙岡遼多議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進についてにおけるＤＸ推進による具体的な効果と、その評価についての１点目、ＤＸにより発生した具体的な効果と、その評価指標についてでございますが、本市では、令和３年10月に、デジタル変革により市民サービスを向上させ、いつでも、どこでも手続ができる、行かなくても済む市役所を目指すとする全体方針を決定し、ＤＸの推進に取り組んでまいりました。

具体的には、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書のオンライン請求が可能となるスマート申請、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付、マイナポータル上で提供されているオンライン申請サービスであるぴったりサービス、県と市町村が共同利用するやまがたｅ申請を活用した、行政手続のオンライン化などを進めてまいりました。これまで窓口等で行う必要があったアナログの手続を、自宅等からデジタルで申請できるように環境を整備することで、市民の利便性向上に寄与することができたものと認識しております。

なお、ＤＸ推進の取組につきましては、国の方針を基本とし、本市において実施すべき事業を位置づけたものであり、具体的な評価指標までは設定しておりません。

次に、２点目のオンライン申請の件数と実際の利用率についてでございますが、申請件数は、令和３年度は1,107件だったものが、令和６年

度では4,231件と利用者は着実に増加しており、直近の利用状況といたしましては、総申請件数に占めるオンライン申請件数はおおむね１割程度となっております。

オンライン申請の利用拡大は、市民の利便性向上や庁内事務の効率化に寄与する重要な取組であることから、今後も対象手続の拡大や周知の充実を図りつつ、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、３点目の情報格差によるデジタル弱者支援についてでございますが、デジタル機器の利用に不安を抱える高齢者等を対象に、デジタルデバイド対策としてスマートフォン講座を開催しております。今年度は要望がないため開催しておりませんが、令和６年度は19回開催し、延べ174人が参加されております。

今後も、高齢者を含むデジタル機器に不慣れな方が取り残されることのないよう、地域のニーズに応じた支援を継続してまいりたいと考えております。

また、従来の対面や紙による手続も併用し、デジタルに不慣れな方でも引き続き安心して行政サービスを利用できる環境を確保してまいります。

次に、職員数の現状と今後の採用計画についての１点目、職員採用の現況についてでございますが、応募者につきましては、募集した全ての職種を合わせまして、令和４年度209人、令和５年度58人、令和６年度97人でございます。令和４年度の応募者が突出して多くなっておりますが、これは、令和２年度から取り入れているＳＰＩ試験の受験方法によるもので、自宅などのインターネット環境のある場所からいつでも受験可能になったことで、年々応募者が増加してきたものです。

しかしながら、本市を希望しない方が受験している実態もあったことから、令和５年度からは受験会場を南陽市役所に設けて、ペーパー試験に変更したことにより応募者数が減少したものです。

なお、試験の実施回数も年度によって異なることから、回数がほかの年度より少ない令和５年度の応募者数が少なくなっております。

採用者に対しての応募倍率でございますが、令和４年度23.2倍、令和５年度11.6倍、令和６年度8.8倍でございます。

二次試験合格者のうち、採用を辞退された方の割合につきましては、令和４年度35.7％、令和５年度16.7％、令和６年度26.7％でございます。

次に、２点目の会計年度任用職員の応募状況についてでございますが、通年雇用の会計年度任用職員の応募者について申し上げますと、令和４年度74人、令和５年度93人、令和６年度107人でございます。

また、募集人数に対しての応募倍率でございますが、令和４年度1.5倍、令和５年度1.6倍 、令和６年度2.4倍でございます。

合格者のうち任用を辞退された方の割合につきましては、令和４年度６％、令和５年度1.9％、令和６年度2.4％でございます。

次に、３点目の専門職・技術職の確保策についてでございますが、再任用職員を含めない職員数の現状につきましては、土木技師及び建築技師18人、保健師13人、栄養士３人、保育士15人、調理師７人、技能士５人となってございます。

技術職の退職者が出た場合は、その分の採用人数を確保し、市民サービスの低下につながらないように努めておりますが、学校等の施設に配置されている職員につきましては、今後の施設整備計画による人員の配置等も見据えながら必要な人数の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、４点目の職員の離職状況についてでございますが、大友太朗議員の御質問に対しても

御答弁申し上げましたが、令和４年度３人、令和５年度３人、令和６年度13人でございます。この中には早期退職者も含まれておりますが、家庭の事情、体調や体力的な問題、新しい道への挑戦など、様々な理由により退職されております。

全国的にも少子化や民間企業との競争を背景に、特に技術系や専門職を中心に採用が困難な状況となっておりますが、将来にわたり安定的な行政サービスを提供していくために、職員の人材育成と定着を図りながら、ＤＸの推進や外部委託なども含めた業務見直しにより、職員の負担軽減と業務効率化を進め、限られた人員で最大限の行政効果を発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ＡＩ（人工知能）の活用状況についてにおけるＡＩの活用状況、また今後の使用予定についての御質問の１点目、庁内におけるＡＩ・生成ＡＩの導入状況についてでございますが、初めにＡＩにつきましては、音声認識技術を用いた文字起こしツールを導入しております。

次に、生成ＡＩにつきましては、令和５年度に実証実験を行い、その有効性を確認した上で、令和６年度から本格導入し、文書作成の支援、データ集計・分析、翻訳・要約、情報検索等に利用し、業務の生産性向上に努めているところでございます。

次に、２点目の個人レベルでの使用状況についてでございますが、職員の業務補助としての生成ＡＩの利用が進んでおり、ＬＧＷＡＮ環境から利用可能な生成ＡＩサービスにつきましては、職員の約６割に当たる159人が利用登録をしております。生成ＡＩの利用に当たっては、庁内で定めた利用ルールに基づき、個人情報の入力禁止や出力された内容の事実確認の徹底など、情報セキュリティを確保しながら、業務効率化に資する範囲で活用を進めているところでございます

次に、３点目の行政での活用の予定についてでございますが、ＡＩ・生成ＡＩは今後さらに進化し、行政における事務の効率化や住民サービスの向上等に効果を発揮する技術になるものと認識しております。個々の職員の業務補助だけでなく、市民の利便性向上に活用できる分野が今後拡大していくことが予想されますので、国の方針や他自治体の取組状況を参考にしながら、有効な活用事例を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　再質問に入ります。

１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　丁寧な御回答をありがとうございました。再質問に移らせていただきます。

１番、ＤＸにより発生した具体的な効果、これはなかなか難しい、表記することがないという話だったんですけれども、実際に使ってみて、例えば使っている職員の感触だったりとか、そういうものもちょっとお聞きしたいと思ったんですけれども、小野主幹、お願いいたします。

○議長　答弁を求めます。

小野情報システム主幹。

○情報システム主幹　議員の御質問にお答えいたします。

実際に使ってどのような感じというような御質問ですが、行政手続に限らず、ＤＸを活用した手続、それから周知だったり集約だったりということで、市役所の中では様々な業務のほうにＤＸを活かしております。

例えて言いますと、やまがたｅ申請で、二、三年前からみらい議会の投票、市長選挙を決める投票のほうにもやまがたｅ申請のほうを活用いたしまして、行っております。中学生、それから高校生の皆さんにＵＲＬをお届けして、それぞれのパソコンから入力してもらうというような形での取組になります。

その中で集約が早くて、入力してから20分く

らいで全ての情報が下りてくるというようなこともありますので、集約をすぐに行いたいというときは、大変便利な機能というふうに感じてございます。

また、そのほかにも、今まで窓口に来られて申請していたというようなこともございます。午前中の質問の中でもありましたように、水道の開閉栓というような手続もございまして、それも業者さんになるか、個人になるかは別といたしまして、市役所のほうにお越しにならなくても手続のほうを行うような形になってございますので、その辺ではメリットは大変あったのかなというふうに感じております。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　ほかにというか、日常の業務でＡＩを使って、例えばミスの確認であったりとか、そしていろんな作業というのがあると思うんですけれども、これを実際に市職員の方が使ってみて、結構時間は３年ぐらい経っているんですけれども、実際の運用に関して、例えばその分、ひまができたとか、もっとやらないといけないことがたくさんあるので、そんなことは言ってられないんですけれども、これがあることによって作業の負担が減ったとか、そういうお話を聞くようなことはあるんでしょうか。お願いいたします。

○議長　　答弁を求めます。

小野情報システム主幹。

○情報システム主幹　　様々、ＤＸ関連で事業がございます。その中で、最近、生成ＡＩを使った業務というものも行っておりまして、周りの者に聞きますと、一回自分で作った企画書なり、提案書みたいなものをＣｈａｔＧＰＴのほうにかけまして、中身を点検してもらうと。そうすると、その内容についていろんなコメントが来るわけなんですが、ちょっと肉づけになったり、それから自分が気づかないことも教えてくれたりというようなことで、安心感にはなるというようなことはございますけれども、それがイコールどのくらい改善になったかという、数値的にはなかなか難しいところではございます。

以上です。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　ありがとうございます。私、ちょっと今回というのもあれなんですけれども、インターネットで南陽市のホームページを見まして、先ほどの「一発ＯＫ！！市民も使える！生成ＡＩ活用実例集（プロンプト集）」というのがありまして、これを皆さん、やっぱり使っているんだなというのを、答弁なんかを読むと非常に強く感じます。

これは物すごいものを作ったなというふうに私は個人的に思っておりまして、もうＣｈａｔＧＰＴ、もしくは似たようなチャットの使い方を完全にマスターしているなというふうに思いまして、これが公開されているというところが非常にすごいなというふうに私は思いました。

これを私も見てみると、例えば、文書の作成の方法であったりとか、個人的な悩みの相談であったりとか、それをここに入れることによって解決するまでのプロセスが、そのＣｈａｔＧＰＴ、ＡＩによって答えが出るというシステムなんですけれども、これをやっぱり皆さん、使っているということは、非常に市民の方にとっても有益なことだなというふうに思って、非常に感心をしたところです。最近の話なので、これは昔からやっているので、あれなんですけれども、すごいなというふうに思いました。

そして、次の２番の問題に行くんですけれども、オンライン申請が結構やっぱり増えているということで、これからもよりオンラインのほうに特化していく、そういった考えはあるのかお尋ねします。市長、お願いいたします。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　今後の見通しについてでありますけれ

ども、行かなくて済む市役所をさらに推進していくという全体方針は、堅持してまいります。

まだまだ進んだとはいっても、市役所に実際に来なければいけないものもありますし、先ほどの御質問にあったように、できるけれども周知がされていないことで足を運ばれる方も多い現状ですので、できるだけそういった時間的、経済的負担を軽減しながら、業務効率化に努めていく方針でございます。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　ありがとうございます。

では、次に、デジタル弱者支援についてなんですけれども、この件もなかなか難しいというか、やっぱり得意な人は得意で、得意じゃない人はもちろん得意じゃないので、教えるほうの立場のあれもありますし、依頼がないから今年度ゼロ件というのは、それはそれでいいのかなというふうに思っております。

ただ、どうしても市役所のほうに来ることができないであるとか、ネット環境がないであるとか、そういう方にもなるべくこういった素晴らしいサービス、システムがあるんだよというのをやっぱりお伝えしていくということ、その意味でもＰＲというのは、もっとやっていただければなというふうに思います。

次、人材確保についてなんですけれども、これは高橋一郎議員や大友太朗議員のあれともちょっとかぶる部分もあるんですけれども、この近年の状況、採用人数、辞退者数の割合について、総務課長からもうちょっと説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

先ほど市長答弁の中で二次試験合格者のうち、採用を辞退された方の割合を申し上げました。令和４年度で言いますと35.7％、具体的に言いますと14人中５人が辞退された。あとは令和５年度で言いますと16.7％、６人のうち１人が辞退されました。令和６年度は26.7％、15人のうち４人辞退されました。

ただ、辞退されたとしても辞退された場合、試験は１回で終わることなく、２回、３回と実施してございます。それを合計すると、その辞退された数にはなりますけれども、こちらのほうで職員を採用したいという人数については、ほぼ確保できているというふうに捉えております。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　ということは、昨年度も予定人数は無事に採用できているということでよろしいでしょうか。

○議長　　長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

昨年度も試験の回数的には３回実施いたしまして、１回目、２回目では予定人数を確保できず、３回目で予定人数を確保できたというふうな状況でございます。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　ありがとうございます。

ちなみになんですけれども、現在も市のホームページを見ると、第４回の職員募集のページがまだ残っているんですけれども、これは例年どおりと考えてよろしいでしょうか。

○議長　　長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

例年多くても３回でございましたので、４回というのは、ここ数年はなかったのかなというふうに思っておりますけれども、３回目の保育士も今現在、これから二次試験を実施する予定でおります。

第４回目のほうの行政職と土木技術職についても、これから一次試験を実施する予定でございまして、今年度は特に多いというふうに感じております。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　なるほど。

ちなみになんですけれども、この今回の採用なんですけれども、予定者数は何人でしょうか。

○議長　　長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

１回目の試験で４人を合格といいますか、採用通知のほうを出してございます。そして、２回目の試験のときにも３名合格、採用通知を出しております。

最近、また退職というふうなお話も実際にございまして、保育士のほうについては２名、プラス行政職と土木技術職で三、四名を予定してございます。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　ありがとうございます。

ちなみになんですけれども、今回４回目の採用になったということに関しては、どのようなふうにお考えでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

今回の一般質問の中でも、職員が早期に退職されるというふうな御意見もいただいてございますけれども、近年、やはり若い職員のほうの退職が出てきているなと。しかも、予定しないといいますか、例えば退職勧奨の方ですと、７月末までに申し出てくださいというふうにしてございますけれども、若い人ですと、その勧奨制度等もございませんので、やはり急に辞めますというふうな方もいらっしゃるものですから、なかなか採用の計画というものも立てづらくなってきているなというふうに感じております。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　その採用計画というのは、やっぱり気になっているところではあるんですけれども、例えば10年後の職員数、人口はこのままでいいのかとか、そういったプランというのは、今、教えていただくことというのはできるでしょうか。

○議長　　長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

先ほどＤＸ、またはＡＩのお話がございました。将来的には当然人口減少もございますので、職員の数というものも減少しなければならないというふうに考えておりますけれども、今現在でいろんな国のほうからの交付金、経済対策のほうの事業等とか、いろいろございまして、さらには、通常の仕事もなかなか減らすことができないというふうな状況なものですから、今すぐに職員の数を減らすというふうなことは難しいかなと考えておりますけれども、数年後、さらには今のお話ですと10年後というスパンで考えますと、職員の数は減らしていかなければならないのかなというふうに感じております。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　では、次に、専門職、技術職の確保策についてなんですけれども、これもやっぱり職員の数が減れば保守点検ができなくなるとか、そういった問題が出てくるのかなというふうに思うんですけれども、例えば土木系であるとか、この辺の確保、今後のプランについては何か心配な点、もしくは大丈夫だという点があれば教えてください。

○議長　　長沢総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

今の建設課長の後、数年間は土木技術職のほうの採用がなかったというふうなこともございまして、今、課長職、さらには課長補佐職の土木技術職というのは、ほぼいないというふうな状況でございます。

そういうようなこともございまして、ここ数年は土木技術職のほうの採用を毎年行っておりますけれども、昨年も採用はできたものの、今年度については非常に苦慮してございまして、やはり県の採用試験のほうもございます。日程は、上級職については県と同じ日程になってお

りますけれども、初級については南陽市は置賜のほうの統一試験日であります。今年で言いますと、９月21日に実施してございますけれども、山形県のほうが１週間ずれて９月28日となったことから、南陽市のほうと山形県のほうとやっぱり両方受験することができたというふうな状況がございまして、山形県のほうの試験が合格したので、そちらのほうにというふうな実際にお話もございました。

ですが、今現在も土木技術職のほうの職員の募集もしてございますけれども、来年度以降についても、継続的に採用をしたいなというふうに考えてございます。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　では、次に、人工知能について、先ほどのＤＸの面ともかなりかぶる部分があるんですけれども、質問させていただきます。

先ほども申したんですけれども、インターネットの「一発ＯＫ！！市民も使える！」、これはすごいなと思ったんですけれども、これ、ＹｏｕＴｕｂｅの南陽市広報のチャンネルに、動画でこの説明がありました。南陽市は非常に進んでいるという宣伝の動画で、13日に公開されて現在の視聴回数が10回という、ちょっとまだあれなんですけれども。このチャンネル自体のＰＲをもっとやればいいのになんていうふうに思ってもいるんですけれども、こういうのを発信するということも非常に大事だなというふうに思っております。

そして、この「一発ＯＫ！！」なんですけれども、見るとダウンロードの回数というのが表示されます。例えば、先ほど申しました文章案を作成、これはたしか5,400回ぐらいダウンロードされているということで、いろんな数字が見えるんですけれども、これは市民の方、市民に限らず誰でも使っていいということで試験的に公開をされているんですけれども、例えばこの使っている人、ダウンロードしている人は庁舎内の方なのか、もしくはそれ以外の方なのか、分かる範囲でお教えいただければと思います。

○議長　　小野情報システム主幹。

○情報システム主幹　　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

ホームページ上で公開している情報ですので、誰が使っているかというところまでは把握はしてございません。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　分かりました。やはりこれもすごいなと思いながら、インターネット上でもこれを評価する記事というのが何件かありまして、これはやっぱりお金をかけるからこういうのができるんだなというのは思うところなんです。市長、今、首をひねっていらっしゃいますけれども、お金がなければやっぱり何もできないんですよ。

ただ、これを最初にやろうと思ったきっかけというのがやっぱりあると思うんですけれども、実際の生成ＡＩと実際のＡＩというのは違うという点もあると思うんですけれども、これをやることで、やはり市民の皆さんへの負担が減る。市役所の職員が簡単にデータだったり、頭を使わないことはないんですけれども、皆さんが使いやすい、こういったサービスを開発する。これがすごく、まちにとっても一番いいシステムだなというふうに思っているところです。

また、個人レベルでの使用状況についても、正直、私はこういったサービスがあるのをつい最近知ったということがありまして、こういうのがあったら個人レベルのサービスというのは要らないのかななんていうふうに思ったりもしたところもあるんですけれども、試験公開段階ではあると思うんですけれども、これからもいろいろこういったサービスというのを充実させていっていただきたいなというふうに思います。

そして、またＤＸの目的、来なくてもいい市役所、もしくはそういったのを目的にされてい

ると思うんですけれども、例えば庁内にそういったチームをつくって開発したい、開発するべき目標、そういうのがちょっと何か見えてこないなというふうに思っているんですけれども、ＤＸを使って、ＤＸ化をすることによって、この専属の、今、小野主幹がおられるようなチーム、これをもうちょっと強化してより充実した制度をつくっていくということに関して、いかがでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　ちょっとちゃんと答えられるかどうか自信はございませんけれども、全体方針として、先ほど議員がおっしゃった、お金をかけているからできるのがすごいのではないかというお話があったんですけれども、実は南陽市のＤＸ化というのは、職員の内製によるＤＸ化という非常に強い特徴がございまして、できる職員、そういった能力を持っている職員の方が、そういった先端的なことについては、職員の皆をリードしていくと。そして、そのことを全国の自治体と共有して、全体のレベルアップを図っていくということが一つございます。

そして、小野主幹が取り組んでいる担当部署の皆さんがそのチームとなって、市役所内でレベルの濃淡が出ないように、市民の方も高齢者の方で苦手な方がいらっしゃるように、市役所の中にも職員の皆さんの状況に応じて、やはりそういった能力というか、経験とか知識、それには違いがございますので、そういったものをできるだけ均して、市役所全体のレベルアップを図って進めていこうというふうにやっております。

その後のことについては、今、局長をやっている佐野局長からちょっと補足してもらいたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

佐野局長。

○監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹　　それではお答えします。

ＤＸ普及主幹として答弁させていただきます。

まず、一つ、「一発ＯＫ！！生成ＡＩのプロンプト」については、これは予算をかけては作っておりません。全く無料といいますか、私のほうで作っております。

先に質問がありましたＤＸを推進するチームといいますか、そちらの状況についてでございますが、令和３年から令和６年度まで、庁内の若手職員を選抜したＤＸの普及チームのほうをつくってまいりました。年間約10名くらいずついろいろ教育してきたわけなんですけれども、こちらでＤＸを普及しようと思ってセミナーをやっても、なかなか職場に行って活躍する機会がないという反省点がございまして、今年度から浦田アドバイザーを、外部人材の方を招聘して、まずはＤＸを進める土台づくりが市役所の中で必要ではないかということで、今回、取組のほうを行っております。

以上でございます。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　いや、すごいですね。こういう技術者がいるというのがやっぱり強みでありますし、個人個人、市役所の職員の方、皆さん、すごい能力を持っている方というのがいらっしゃいまして、私もこの間、視察に行ったところでは、イラストレーターの方が名前も出さずに素晴らしいイラストを描いて、それで大きいパネルにして飾っている。「誰が描いたんですか」「市役所の職員です」こういうのが結構ありまして、やっぱり好きな職員の方が、ＤＸ関連で佐野局長のような方がいらっしゃったり、またはこの間のちょっと度忘れしてしまいましたけれども、ＬＩＮＥで何かやる方がいらっしゃったり、開発する方がいらっしゃったりというのは、南陽市にとってすごい財産だなというふうに思いますので、そういった方々の力もお借り

しながら、進めていただければなと思います。

そして、また人事のほうにちょっと１件だけ戻らさせていただきたいんですけれども、例えば専門的な職員のことなんですけれども、文化財のほうで、例えば今、角田主幹がおられますけれども、角田主幹の後継者とか、こういう人材に関しても思うところはちょっとありますので、その辺、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　角田主幹についても非常に専門性を持って、全国的にも活躍していただいている人材ですので、それだけに、なかなかそれに追随していける方というのは難しい状況なわけで、できるだけ優秀な方にその後をしっかり引き継いでいただきたいというふうに考えております。

○議長　　１番髙岡遼多議員。

○髙岡遼多議員　　ありがとうございます。やはり文化財はベースになるものですので、いろんなものが観光面でも、何といっても昔の人がここに人がいたというのを、その文化財を通して我々は感じることができますので、これはなくならないものですし、これを大事にするという意味でも、ＤＸも含めてなんですけれども、これからも皆さんで知恵を出し合って、技術を出し合って、何とか南陽市の明るい未来のためにやっていけたらいいなと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　　以上で１番髙岡遼多議員の一般質問は終了いたしました。御苦労様でした。

以上をもちまして、通告されました８名の一般質問は全て終了いたしました。

長時間、御苦労様でした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の労をねぎらい、今後の市政運営に活かされることを期待しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

散　　会

○議長　　本日は、これにて散会といたします。

御一同様、御起立願います。

大変御苦労様でした。お疲れさまでした。

午後　１時４９分　散　会

令和７年１２月１９日（金曜日）

本　　会　　議

令和７年12月19日（金）午前10時00分開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議事日程第５号

令和７年12月19日（金）午前１０時開議

議会報告　　議会運営委員長報告

（総務常任委員長報告）

日程第　１　議第　68号　財産の無償貸付けについて

日程第　２　議第　69号　南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　３　議第　70号　南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について

（文教厚生常任委員長報告）

日程第　４　議第　71号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について

（産業建設常任委員長報告）

日程第　５　議第　67号　訴えの提起について

日程第　６　議第　72号　南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

日程第　７　議第　73号　赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について

日程第　８　議第　74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定について

（予算特別委員長報告）

日程第　９　議第　64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）

日程第　10　議第　65号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）

日程第　11　議第　66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）

（追加議案）

日程第　12　同意第７号　南陽市教育委員会委員の任命について

日程第　13　議第　80号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　14　議第　81号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　15　発議第４号　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置について

日程第　16　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会委員の選任について

日程第　17　議第　75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）

日程第　18　議第　76号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　19　議第　77号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第　20　議第　78号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）

日程第　21　議第　79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）

閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第５号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（１６名）

１番	髙岡遼多 議員	２番	大友太朗 議員
３番	茂出木純也 議員	４番	佐藤和広 議員
５番	中村孝律 議員	６番	外山弘樹 議員
７番	佐藤信行 議員	８番	小松武美 議員
９番	濱田藤兵衛 議員	１０番	伊藤英司 議員
１１番	須藤清市 議員	１２番	山口裕昭 議員
１３番	島津善衞門 議員	１４番	高橋一郎 議員
１５番	板垣致江子 議員	１６番	遠藤榮吉 議員

◎欠席議員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
長沢俊博	総務課長	穀野純子	みらい戦略課長
小野勝司	情報システム主幹	島貫正行	財政課長
大沼清隆	税務課長	川合俊一	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	髙橋直昭	福祉課長
佐藤幸代	障がい支援主幹	嶋貫憲仁	すこやか子育て課長
山口広昭	農林課長	渡邊正規	商工観光課長
嶋貫幹子	観光振興主幹	加藤善和	建設課長
遠藤晃司	上下水道課長	髙橋宏治	会計管理者
堀裕一	教育長	鈴木博明	管理課長
安達心	学校教育課長	田中聡	社会教育課長
角田朋行	史跡文化主幹	吉田茂樹	選挙管理委員会事務局長
青木勲	代表監査委員	佐野毅	監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹
山内美穂	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

太田徹	事務局長	江口美和	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	楠賢史	書記

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　議

○議長（遠藤榮吉議員）　御一同様、御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は、16名全員であります。よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第５号によって進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議会報告　議会運営委員長報告

○議長　ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長　高橋一郎議員。

〔議会運営委員長　高橋一郎議員　登壇〕

○議会運営委員長　おはようございます。

12月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果についてでありますが、各常任委員長報告、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことにいたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、同意案１件、条例案２件、補正予算案５件、発議案１件の計９件であります。

まず、同意案１件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案２件については一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、総務常任委員会に付託し、本会議休憩中に委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

発議案１件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論、表決の順で行うことといたしました。

補正予算案５件については一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休憩中に委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしましたので、御了承くださるようお願いいたします。

次に、本日の会議の日程でありますが、お手元に配付してあります議事日程第５号により行うことといたしました。

以上、本定例会最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（総務常任委員長報告）

日程第１　議第６８号から

日程第３　議第７０号まで計３件

○議長　日程第１　議第68号　財産の無償貸付けについてから日程第３　議第70号　南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案３件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案３件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　須藤清市議員。

〔総務常任委員長　須藤清市議員　登壇〕

○総務常任委員長　おはようございます。

私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されまし

た議案３件について、日程に従い、去る12月９日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第68号　財産の無償貸付けについて申し上げます。

本案は、山形鉄道株式会社に無償貸付けを行っている鉄道用地の貸付期間が満了することに伴って、今後もフラワー長井線の運営を支援するため、継続して無償貸付けするものであります。

当局より、沿線自治体が山形鉄道フラワー長井線を維持、存続させるための支援の一つとして、平成28年度に負担付寄附を受けた鉄道用地を無償貸付けしてきた経過及び継続して無償貸付けを行う鉄道用地の明細について、また、このたびの貸付けの期間を令和８年４月１日から令和９年３月31日までの１年間とすることの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第69号　南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙の公営に要する費用の限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

当局より、改正内容は、政令で規定する限度額の引き上げに合わせ、選挙運動用ビラ１枚当たりの限度額を７円73銭から８円38銭に、選挙運動用ポスターの印刷単価の限度額を１枚当たり541円31銭から586円88銭に改正するものとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第70号　南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、財産区管理会の管理委員定数の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

当局より、財産区区域内の人口減少、高齢化等により、管理委員の選任が年々困難になってきていること、特に令和７年10月１日時点で財産区区域内の人口が一番多い赤湯財産区では現行で1,397人に１人を選出しなければならないが、一番区域内人口の少ない太郎財産区では8.8人に１人を選出しなければならないこと、管理委員の定数を現在の７人から、地方自治法の規定に合わせた７人以内に改正するものであることの説明がなされました。

委員からは、管理委員の選出は地区の割り当てなどがあるのかとの質問が出され、当局からは、財産区を構成する各地区に割り当てて選出するものではなく、その区域内で選出していただいていると回答がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　　これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第68号　財産の無償貸付けについてから議第70号　南陽市財産区管理会条例の一部を改正

する条例の制定についてまでの議案３件は、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。

よって、議第68号から議第70号までの議案３件は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（文教厚生常任委員長報告）

日程第４　議第７１号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○議長　　日程第４　議第71号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案１件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長　山口裕昭議員。

〔文教厚生常任委員長　山口裕昭議員　登壇〕

○文教厚生常任委員長　　私から、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案１件について、日程に従い、去る12月10日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第71号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について申し上げます。

当局より、南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターについては、社会福祉法人南陽市社会福祉協議会が平成20年度の指定管理者制度導入時から管理運営を担い、これまでの管理経験・実績に加え、設置条例に規定された地域福祉の推進、高齢者の保健福祉の向上に公益的に取り組んでいる市内唯一の法人であることから、公募によらず候補者の選定がなされたものであること。

また、指定の期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間とするものであるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　　これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第71号　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、議第71号は、文教厚生常任委員長報告のとおり決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（産業建設常任委員長報告）

日程第５　議第６７号から
日程第７　議第７３号まで計３件

○議長　　日程第５　議第67号　訴えの提起についてから日程第７　議第73号　赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定についてまでの議案

３件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案３件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長　伊藤英司議員。

〔産業建設常任委員長　伊藤英司議員　登壇〕

○産業建設常任委員長　　おはようございます。

私から、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案４件について、日程に従い、去る12月11日午前10時から関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

そのうち、ただいま議題となっております議案３件について、その経過と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議第67号　訴えの提起について申し上げます。

本案は、南陽市道六角町富貴田線道路改良工事における買収用地において、40名いる共有名義人のうち１名から、契約に対し協力を得られないことから、民法第258条第１項の規定により、全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分全部移転登記手続を求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

当局より、授権事項については、司法書士を訴訟代理人として委任する予定との説明を受けました。

委員からは、訴訟代理人について、なぜ顧問弁護士ではなく司法書士なのかとの質問が出され、当局からは顧問弁護士と十分な協議の上、少額訴訟であり、また共有物分割請求訴訟の案件についての実績が多い司法書士に委任する旨の説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議第72号、議第73号の２議案については、いずれも南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により、施設の指定管理者を指定するものであります。

議第72号　南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者を株式会社エービーエムに指定するもので、指定期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間とするものであります。

当局からは、候補者選定に当たり、平成23年度からワトワセンターの指定管理者となっており、適正な管理を行っていただいていることから、引き続き公募によらず指定管理者とするものとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第73号　赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、赤湯温泉観光センターの指定管理者を赤湯温泉旅館協同組合に引き続き指定するもので、指定期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間とするものであります。

当局から、候補者選定に当たり、この施設の設置目的である赤湯温泉の活性化及び観光の振興を図ることを勘案し、公募によらず選定したとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長　　これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第67号　訴えの提起についてから議第73号赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定についてまでの議案３件は、産業建設常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、議第67号から議第73号までの議案３件は、産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（産業建設常任委員長報告）

日程第８　議第７４号　南陽スカイパークの指定管理者の指定について

○議長　　日程第８　議第74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、地方自治法117条の規定により、11番須藤清市議員の退席を求めます。

〔11番　須藤清市議員　退席〕

○議長　　ただいま議題となっております議案１件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長　伊藤英司議員。

〔産業建設常任委員長　伊藤英司議員　登壇〕

○産業建設常任委員長　　私から、議第74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定についての審査経過と結果について、御報告申し上げます。

本案は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、南陽スカイパークの指定管理者を南陽市スカイレジャー振興協議会に引き続き指定するもので、指定期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間とするものであります。

当局から、候補者選定に当たり、この施設の設置目的であるスカイスポーツをはじめとするアウトドアスポーツの普及振興を図ることを勘案し、公募にはよらず当該協議会を選定したものと説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長　　これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第74号　南陽スカイパークの指定管理者の指定については、産業建設常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、議第74号は、産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

ここで、11番須藤清市議員の復席を求めます。

〔11番　須藤清市議員　復席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（予算特別委員長報告）

日程第　９　議第６４号から
日程第１１　議第６６号まで計３件

○議長　　日程第９　議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）から日程第11　議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計

補正予算（第３号）までの補正予算議案３件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算議案３件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　山口裕昭議員。

〔予算特別委員長　山口裕昭議員　登壇〕

○予算特別委員長　　私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和７年度各会計補正予算３件であります。

これを審査するため、去る12月16日に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）

議第65号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）

議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）

以上、補正予算３件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）から議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）の補正予算議案３件については、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、議第64号から議第66号までの補正予算議案３件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

委 員 会 報 告 書

各委員会に付託された事件について、審査の結果別紙のとおり決しましたので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

なお、決定に対する理由、意見等は委員長報告によって承知されたい。

令和７年１２月１９日

総務常任委員長　須藤清市

文教厚生常任委員長　山口裕昭

産業建設常任委員長　伊藤英司

予算特別委員長　山口裕昭

南陽市議会議長　遠藤榮吉　殿

令和７年１２月定例会議案審査結果表

７．１２．１９

付託委員会	議案番号	件名	審査の結果
総務	議第６８号	財産の無償貸付けについて	原案可決
	議第６９号	南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議第７０号	南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
文教厚生	議第７１号	南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
産業建設	議第６７号	訴えの提起について	原案可決
	議第７２号	南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
	議第７３号	赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について	原案可決
	議第７４号	南陽スカイパークの指定管理者の指定について	原案可決
予算特別	議第６４号	令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）	原案可決
	議第６５号	令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）	原案可決
	議第６６号	令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（追加議案）

日程第１２　同意第７号　南陽市教育委員会委員の任命について

○議長　　日程第12　同意第７号　南陽市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　おはようございます。

ただいま上程されました同意第７号　南陽市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本委員のうち池田めぐみ委員から、令和７年12月31日をもって辞職したい旨の届出がありましたので、後任として議案書記載のとおり、佐藤絵里子氏を適任と認め、任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　　市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第７号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、同意第７号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

○議長　　お諮りいたします。

同意第７号は、討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、同意第７号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

同意第７号　南陽市教育委員会委員の任命については、これを同意したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、同意第７号は同意することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１３　議第８０号及び
日程第１４　議第８１号の計２件

○議長　　日程第13　議第80号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第14　議第81号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案２件を議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　ただいま上程されました議第80号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第81号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案２件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案２件は、いずれも人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく改正であり、特別職は期末

手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであり、一般職の職員は、給料表の改定と期末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるとともに、再任用職員の期末手当・勤勉手当についてもそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

また、級別職務分類表に規定する４級及び５級の職務を改正するものでございます。

以上、議案２件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案２件について、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２件は、会議規則第37条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

令和７年１２月定例会議案付託表

７．１２．１９

付託委員会	議案番号	件名	件数
総務	議第８０号	南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
	議第８１号	南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

○議長　　それでは、総務常任委員会を休憩中に開催し、審査願います。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前１０時３４分　休　憩

午前１０時５８分　再　開

○議長　　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（総務常任委員長報告）

日程第１３　議第８０号及び

日程第１４　議第８１号の計２件

○議長　　ただいま議題となっております議第80号及び議第81号の議案２件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　須藤清市議員。

〔総務常任委員長　須藤清市議員　登壇〕

○総務常任委員長　　私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会最終日において当委員会に付託されました議案２件について、本会議休憩中に第２委員会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第80号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和７年人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。

当局より、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を現行の3.40月から3.45月にするものであること、適用は令和８年４月１日からであるが、本年は12月期の支給月額を0.05月増とする特例措置を設けて、差額を１月21日の支給日に合わせて支給するものであることの説明がなされました。

委員から、今回の改正は人事院勧告、山形県の人事委員会勧告をそのまま当てはめる内容との理解で良いかどうかとの質問があり、当局から、本市では山形県職員の給与に準じているため、期末手当の月数は同じであるとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第81号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案についても、令和７年人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。

当局より、改正点３点について説明がありました。

１点目は、給料表を改定し、初任給を高校卒業程度で１万2,300円、大学卒業程度で１万2,000円引き上げ、若年層に重点を置きつつ全ての給料月額を引き上げるもので、令和７年４月１日に遡って適用し、差額を支給するものであること。

２点目は、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げるものであり、一般職については、両手当を合わせた年間支給月数が現行の4.60月から4.65月になること、再任用職員も同様に、両手当を合わせた年間支給月数が現行の2.40月から2.45月になるもので、令和８年４月１日からの適用であるが、本年のみ12月期の支給月数を一般職、再任用職員とも0.05月増とする特例措置を設けて差額を１月21日に支給するものであること。

３点目は、級別職務分類を改定するもので、赤湯幼稚園長及び梨郷児童館長の職務が課長の指揮・命令を受けて、施設のトップとして業務

を自らの責任においてつかさどるとともに、所属の職員を指揮監督する職務であることから、課長補佐級である５級が相当であると考え、園長または館長の職務の級を４級から５級に変更するものであること、また、これまで規定していなかった副園長の職務を４級に、専門員の職務を５級に設定するものであること、この改正については令和８年４月１日から施行するものであることの説明がなされました。

なお、企業職員（上下水道課職員）、また、技能労務職員及び会計年度任用職員についても、この条例が可決されれば、併せてそれぞれの規程・規則を改正したいと考えている旨の説明がなされました。

委員から、初任給の改定額も県と同額かとの質問があり、当局からは、山形県の給料表の１級から６級までを本市の給料表に合わせていることから、初任給の改定額についても県と同じであると認識しているとの説明がありました。

また、委員から、給別職務分類の改定については本市だけが近隣自治体と違っていたということであれば、定期的に他の自治体との比較、また意見交換を行ってほしいとの要望が出されました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　　これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第80号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第81号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案２件については、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。

よって、議第80号及び議第81号の議案２件は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

令和７年１２月定例会議案審査結果表

７．１２．１９

付　託 委員会	議案番号	件　　名	審査の 結　果
総　務	議第８０号	南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議第８１号	南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１５　発議第４号　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置について

○議長　　日程第15　発議第４号　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

12番山口裕昭議員。

〔12番　山口裕昭議員　登壇〕

○山口裕昭議員　　私から、発議第４号　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

議会の情報管理の適正化については、本市議会ではこれまで議会運営のＩＣＴ化を進めてまいりましたが、社会の変化に対応した議会運営のさらなる効率化とＩＣＴの利活用に伴う課題解決や、スキルの向上等の議員活動の一層の充実により市民福祉の向上を図ること。

また、地域公共交通対策については、本市において人口減少が進む中、市民が安全で安心して暮らしやすく、誰もが利用しやすい、本市の将来を見据えた公共交通の在り方を調査、検討するため、委員７名で構成する特別委員会の設置を提案するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案の理由といたします。

○議長　　お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第４号は、会派会長全員の賛成を得て提案されたものであります。

よって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、発議第４号は、委員会付託を省略することに決しました。

○議長　　これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第４号　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。

よって、発議第４号は原案のとおり可決いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１６　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会委員の選任について

○議長　　日程第16　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により議長において指名いたします。

特別委員に、１番髙岡遼多議員、２番大友太朗議員、３番茂出木純也議員、４番佐藤和広議員、５番中村孝律議員、６番外山弘樹議員、10番伊藤英司議員、以上７名を指名いたします。

直ちに、情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願

います。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前１１時１２分　休　憩

―――――――――――――――――――――――――

午前１１時２４分　再　開

○議長　　再開いたします。

―――――――――――――――――――――――――

○議長　　休憩中に情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

その結果が議長に届けられましたので、御報告いたします。

委員長は、10番伊藤英司議員、副委員長は、６番外山弘樹議員の両名であります。

ここで、委員長に就任いたしました伊藤英司議員から登壇の上、御挨拶を願います。

委員長　伊藤英司議員。

〔情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会委員長　伊藤英司議員　登壇〕

○情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会委員長　　ただいま、情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の委員長に互選されました伊藤英司です。大変ありがとうございます。

本委員会は、議会の情報管理の適正化と未来を見据えた地域公共交通の在り方について調査、検討するため設置されました。市民の皆様にとって、より安全で安心な暮らしにつながるよう、委員の皆様と建設的な議論を重ねてまいります。

皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

○議長　　ありがとうございました。

次に、副委員長に就任いたしました外山弘樹議員から、自席より御挨拶をいただきたいと思います。

副委員長　外山弘樹議員。

○情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会副委員長　　ただいま御指名をいただきました外山弘樹でございます。

今回の課題であります情報管理の適正化と人口減少時代の公共交通の在り方については、全国的にも問題になっておりますが、本市にとっても避けて通れない、非常に難しい問題だと思っております。

伊藤委員長と力を合わせて、また委員の皆さんと一緒に丁寧に議論を重ねて、建設的で前向きな議論となるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　　ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１７　議第７５号から

日程第２１　議第７９号まで計５件

○議長　　日程第17　議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）から日程第21　議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）までの補正予算議案５件を議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　ただいま上程されました議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）から議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）までの補正予算案５件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）について申し上げます。

補正の内容は、給与条例の改正に伴う特別職、職員人件費、特別会計及び企業会計への繰出金の補正、議会特別委員会設置に伴う視察旅費等の補正のほか、国の補正予算を受けて実施する物価高騰対応事業として、低所得のひとり親世

帯に対し、児童１人当たり１万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、子ども１人当たり２万円を給付する物価高対応子育て応援手当事業費、保育施設等物価高騰対策支援事業費、全市民を対象に１人当たり6,000円のクーポンを配布する、全市民応援クーポン（お米等物価高騰対策）事業費、市内の酒蔵を支援する原料米価格高騰支援事業費、夜間飲食店・宿泊業等応援事業費の補正を行うものでございます。

財源につきましては、国県支出金、財政調整基金繰入金等で措置するものでございます。

次に、議第76号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定におきまして、給与条例の改正に伴う職員人件費の補正を行うものでございます。

財源につきましては、県支出金、一般会計繰入金で措置いたすものでございます。

次に、議第77号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）について申し上げます。

補正の内容は、給与条例の改正に伴う職員人件費の補正を行うものでございます。

財源につきましては、国県支出金、一般会計繰入金で措置いたすものでございます。

次に、議第78号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支の水道事業収益については、職員人件費の増額分を一般会計補助金から調整するものでございます。水道事業費用については、給与条例の改正及び人事異動等に伴う職員人件費の補正を行うものでございます。

資本的収支は収入の増減はなく、支出については給与条例の改正に伴う職員人件費の補正を行うものでございます。

次に、議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支の下水道事業収益の増減はなく、下水道事業費用については、給与条例の改正及び人事異動等に伴う職員人件費の補正を行うものでございます。

資本的収支は、収入の増減はなく、支出については、給与条例の改正及び人事異動等に伴う職員人件費の補正を行うものでございます。

以上、補正予算案５件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　　市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

ただいま議題となっております補正予算議案５件は、会議規則第37条第１項の規定により、別紙議案付託表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、審査願います。

令和７年１２月定例会議案付託表

７．１２．１９

付託委員会	議案番号	件名	件数
予算特別	議第７５号	令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）	5
	議第７６号	令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	
	議第７７号	令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）	
	議第７８号	令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）	
	議第７９号	令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）	

○議長　　ここで、暫時休憩といたします。

再開は、予鈴をもってお知らせいたします。

午前１１時３３分　休　憩

―――――――――――――――――――――

午後　０時１７分　再　開

○議長　　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（予算特別委員長報告）

日程第１７　議第７５号から

日程第２１　議第７９号まで計５件

○議長　　ただいま議題となっております議第75号から議第79号の補正予算議案５件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　山口裕昭議員。

〔予算特別委員長　山口裕昭議員　登壇〕

○予算特別委員長　　私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました案件は、令和７年度各会計補正予算５件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）

議第76号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第77号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）

議第78号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）

議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）

以上、補正予算５件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）から議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）までの補正予算議案５件については、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、議第75号から議第79号までの補正予算議案５件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

令和７年１２月定例会議案審査結果表

７．１２．１９

付託委員会	議案番号	件名	審査の結果
予算特別	議第７５号	令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）	原案可決
	議第７６号	令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	原案可決
	議第７７号	令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）	原案可決
	議第７８号	令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決
	議第７９号	令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決

○議長　　最後にお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

市　長　挨　拶

○議長　　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　　12月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、追加提案をいたしました議案も含め、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御同意、そして御可決いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

議員各位からいただきました御提言等につきましては、可能なものからその実現に向け努力をしてまいる所存でございますので、今後とも御指導と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、今年も残すところ、あと僅かとなりました。今年を振り返りますと、全国各地でクマが人里に出没し、人身被害が激増しました。本市におきましても、多くの方が不安な日々を過ごされたことと存じます。現在は目撃数が少なくなっておりますが、人の生活圏に入り込むクマの対策として、誘因となる放置果樹を伐採する費用の補助などの環境整備、防除、捕獲等に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

結びになりますが、年の瀬を迎え、これから寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。議員の皆様におかれましては、時節柄、御自愛をいただきながら、各般にわたり、さらなる御活躍と、良いお年を迎えられますことを御祈念申し上げまして、12月定例会の閉会に臨み、お礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉　　会

○議長　　これをもちまして令和７年南陽市議会12月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

大変御苦労さまでした。

午後　０時２４分　　閉　　会

南陽市議会議長　遠　藤　榮　吉

会議録署名議員　茂出木　純　也

同　　伊　藤　英　司

令和７年１２月定例会
１２月１６日（火曜日）

予算特別委員会

令和７年１２月１６日（火）午前10時00分開会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

山　口　裕　昭　委員長　　佐　藤　和　広　副委員長

出　欠　席　委　員　氏　名

◎出席委員（１５名）

１番	髙　岡　遼　多　委員	２番	大　友　太　朗　委員
３番	茂出木　純　也　委員	４番	佐　藤　和　広　委員
５番	中　村　孝　律　委員	６番	外　山　弘　樹　委員
７番	佐　藤　信　行　委員	８番	小　松　武　美　委員
９番	濱　田　藤兵衛　委員	１０番	伊　藤　英　司　委員
１１番	須　藤　清　市　委員	１２番	山　口　裕　昭　委員
１３番	島　津　善衞門　委員	１４番	高　橋　一　郎　委員
１５番	板　垣　致江子　委員		

◎欠席委員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
長沢俊博	総務課長	穀野純子	みらい戦略課長
小野勝司	情報システム主幹	落合秀志	財政課長補佐
大沼清隆	税務課長	川合俊一	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	髙橋直昭	福祉課長
佐藤幸代	障がい支援主幹	嶋貫憲仁	すこやか子育て課長
山口広昭	農林課長	渡邊正規	商工観光課長
嶋貫幹子	観光振興主幹	加藤善和	建設課長
遠藤晃司	上下水道課長	髙橋宏治	会計管理者
堀裕一	教育長	鈴木博明	管理課長
安達心	学校教育課長	田中聡	社会教育課長
角田朋行	史跡文化主幹	吉田茂樹	選挙管理委員会事務局長
佐野毅	監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹	山内美穂	農業委員会事務局長

事務局職員出席者

太田徹	事務局長	江口美和	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	楠賢史	書記

―――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）

議第65号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）

議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　会

○委員長（山口裕昭委員）　御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名全員であります。

なお、当局より説明員島貫正行財政課長が都合により欠席の旨、通知がありましたので、代わりに落合秀志財政課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和７年度補正予算３件であります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第６４号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）

○委員長　初めに、議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。落合秀志財政課長補佐。

〔財政課長補佐　落合秀志　登壇〕

○財政課長補佐　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第64号について説明〕省略

別冊参照。

○委員長　この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入歳出全般及びその他附属資料、10ページから27ページまでについて質疑ございませんか。

１番髙岡遼多委員。

○髙岡遼多委員　14ページ、３歳出２款総務費１項総務管理費、ふるさと納税事業についてお尋ねします。

先日、飯豊町で話題になった米の産地の中身の入れ間違いがあった件について、本市において、返礼品提供事業者へ注意喚起などは行っておりますでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

渡邊正規商工観光課長。

○商工観光課長　ただいまの御質問にお答えします。ふるさと納税の米の返礼品で入れ間違いがあったという件でございます。

市内の米のほうを出品していただいている事業者については、11事業者ございます。うち１事業者が広域的に集めているというか、具体的に申し上げるとＪＡさんでございます。そのほかの事業者につきましては、南陽市内で生産されている農家さんがお米を出していただいているというところで、ヒアリングをそれぞれさせていただいたんですが、自分が生産しているものを袋にして郵送していただいているというところで確認しているところでございます。

なお、ふるさと納税については、議会の方にも御理解いただいて、寄附金アップということで、議会ごとに商品を見える形で出していただけるということに感謝申し上げます。

以上でございます。

○委員長　１番髙岡遼多委員。

○髙岡遼多委員　今や、ふるさと納税は市としてのＰＲはもちろん寄附金の使い道など重要な役割を持っております。返礼品を通じて、地域の地場産品や特産品を全国に発信し、認知度を向上させます。これは、本市の産業事業者の振興に直結します。今後とも積極的なふるさと納税の活用、ＰＲをよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

３番茂出木純也委員。

○茂出木純也委員　20ページの10款教育費２項小学校費の学校管理費についてお伺いします。次のページの中学校のほうにも当てはまるのですが、施設整備事業費についてお伺いします。

まず、今回計上されています改修工事の具体的な内容と、対象の学校など、主な消防設備の種類についてその内容をお伺いします。

その上で、先ほどの御説明では不良箇所の整備ということでしたが、今回の改修は消防法に基づく指摘や期限対応が主なのか、それとも安全確保のための計画的な改修かお聞かせください。

○委員長　答弁を求めます。

鈴木博明管理課長。

○管理課長　それでは、ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

消防設備の点検につきましては、委員御質問のとおり、消防法におきまして、常に有効に作動するよう維持することが義務づけられてございます。

今回の予算につきましては、年２回点検をしているわけですが、その点検の結果、不良箇所が見つかりましたので、修繕、あとは改修、こういったものを行う予算でございます。

内容につきましてですが、まず小学校については宮内小学校以外、沖郷、梨郷、赤湯、旧中川、あとは漆山小学校。中学校については、全中学校。

内容につきましては、火災報知機ですとか屋内消火栓、避難器具、あとは排煙設備、感知器ですとか、誘導灯の球切れとか、そういったものになりますが、そうした点検において、ここは修繕が必要ありと言われたところについて、修繕をするための予算ということでございます。

以上でございます。

○委員長　３番茂出木純也委員。

○茂出木純也委員　ありがとうございます。

私の印象では、結構種類が多い豊富な改修だなと思ったんですが、年２回ということで、計画的な改修ということを考えますと、このように多くの備品が改修になる要因とか、例えばずらすとか、備品は使用期限とかがありますので、設備も耐用年数とかもありますので、このように１回で結構多くの設備が改修になったんだなという印象ですので、今後の計画として複数年とかを見通した場合、計画的な、より安全な設備計画などが重要だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

鈴木博明管理課長。

○管理課長　それでは、ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず、消防設備につきましては、大体面積に応じて何か所につけなさいというふうに基準があるわけですけれども、大体小学校、中学校ともに感知器だけでも200か所ぐらいありまして、当然経年劣化もございますので。

ただ、もつものはやっぱりもつというふうな状況もございまして、じゃあ、計画的に順々に交換していくのかというふうになりますと、当然毎年点検を行っていますので、問題なしというふうになれば、そのまま計画的にというよりは使えるものはどんどん使っていくと。

ただ、点検で指摘されたところについては、

児童生徒の安全を最優先に考えなければなりませんので、不良箇所が出たところから修繕をしていくというふうな考えで現在やっているところでございます。

以上でございます。

○委員長　３番茂出木純也委員。

○茂出木純也委員　ありがとうございます。

そのとおりで、本市にとっても子どもたちの安全が最優先だと思いますので、今後とも計画的な設備の更新をよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　質問させていただきます。

16ページから17ページになりますが、いわゆるクマ対策の備品等購入に関連してです。

まず、高齢者及び障がい者施設、それから保育所等の施設に対して、クマ対策の物品を補助するんだというふうなところです。

第１点の質問は、高齢者及び障がい者の施設数、それから保育所等の施設数について、お伺いします。

それから、２点目は、その物品の内容はどういうふうなものなのか。

３点目、全て一般財源1,430万円ですね、高齢者等の。一般財源なんですけれども、例えばこれは国がいわゆるそういったクマ対策について考えていくというようなことであれば、後で例えば国からの割り返しみたいなのがあるのかどうか、その３点についてお伺いします。

○委員長　答弁を求めます。

髙橋直昭福祉課長。

○福祉課長　それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、施設の箇所数でございますが、高齢者施設につきましては29、障がい者施設につきましては27施設を予定してございます。

また、２点目の物品の内容でございますが、各施設の立地条件や既存の設備などで違いがございますが、一つは寄せつけないということで忌避剤や侵入防止用のネットやフェンス、二つ目は監視するということで監視用のカメラ、三つ目は緊急事態の際の撃退防御ということで、クマ撃退スプレーや音の出る器具、または職員の方が着用するヘルメットなどの防護用具、こういったものを予定しているところでございます。

財源につきましては、ちょっと担当課のほうとしては存じ上げておりませんので、以上でございます。

○委員長　答弁を求めます。

嶋貫憲仁すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長　高橋一郎委員の御質問にお答えを申し上げます。

保育施設に関わる施設数でございますが、保育所、あと学童保育、合わせて17施設を予定しております。

物品につきましては、先ほど福祉課長が申し上げたとおりの内容でございます。

国からの割り返しというふうな部分でございますが、これに関しての特別なものはございません。

参考までに申し上げますと、かねてから保育施設の運営に係る国からの給付費がございますが、その中で施設機能の強化推進を図るというふうなことで、その施設ごとに加算される項目があります。

ただ、一般的には防災機能を高めたりというふうなことで、既にこちらについてはそれぞれの施設で例えばＡＥＤの設置でしたりとか、避難訓練とかの物品だったりとか、防災対策ということで、既にこちらはもう使われているものでございますので、今回のクマ対策に関わるものということで、新たな部分については、申し訳ございませんが、存じ上げていないところでございます。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　そうすると、単純に計算すると、大体１施設に10万円ちょっとというふうに、それぞれ高低はあるとは思うんですけれども、そのような形かなと。

中身については、忌避剤、ネットとかカメラとかスプレーとかとありますけれども、例えば忌避剤というのは何なんでしょうか。それから、スプレー、今非常に在庫不足でなかなか買えないというふうになっていますけれども、それについてはどうでしょうか。

○委員長　髙橋直昭福祉課長。

○福祉課長　お答え申し上げます。

私どもも詳しい情報は持ち合わせてはおらないんですが、いろいろな報道資料などを見ますとクマが嫌がるオオカミの臭いだったりとか、そういったものの忌避剤も販売されているようであります。

また、２点目の購入につきましては、委員おっしゃるとおり、非常に市内でも撃退スプレー等を扱っているところはなくという状況もございますので、今回の支援につきましては、早急に取り扱うことができるということで、通信販売等も有効であるかなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　忌避剤はいろいろあると思うんですが、今、オオカミという話もありましたけれども、当然火薬に対して非常におそれていると、撃たれるわけですから。そういったこともあって、いわゆる硫黄剤というのも非常に有効な忌避剤ではないのかなというふうに思っていますので、その辺はどのように把握されているか、お伺いします。

○委員長　答弁を求めます。

髙橋直昭福祉課長。

○福祉課長　お答え申し上げます。

ただいま委員からありましたように、様々な効果が期待できるものがあるかというふうに思っておりますので、改めて各事業所のほうで整備される際につきましては、そういった情報も取っていただきながら、また、こちらも有効な情報があれば提供をさせていただきながら、機能が発揮できるようなものを整備できるように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　冬眠も遅いのではないのかなみたいな話もありますが、やはり万全な準備をしていくというようなことでよろしくお願いします。それで、保育所等についても以上のことでよろしくお願いします。

次に、いわゆる施設に関してではないんですけれども、このクマ被害に関して、10月末に赤湯小学校にクマが出たときに全国ニュースになったというところで、旅館等のキャンセルが非常に増えたというふうなことを聞いています。

そうすると、旅館に対する、いわゆる聞き取り、どのような被害があったのか、売上げ減になったのかという把握はされているでしょうか。

○委員長　嶋貫幹子観光振興主幹。

○観光振興主幹　ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

委員からありましたように、クマ被害で旅館等へのキャンセルがあったというふうな件につきましては、私どものほうでも３か月に１回の調査をしておりまして、今回調査させていただいた中にも当然ございました。

ただ、やはりキャンセルの問合せは多かったわけなんですけれども、11月というのは、紅葉等のシーズンもございますので、どちらかといいますと、旅館のほうではお客様が多く、お入りになるシーズンとなっておりまして、旅館によってやはりキャンセルが若干出た旅館もあり

ますけれども、そのキャンセルが埋められて、ある程度、前年の同月比で見てみますと、数字的には大きく変わらなかったという旅館もございまして、宿泊施設のそれぞれの特色の中で運営されているということもありますので、私どもの感覚としましては、激減したというようなことはなかったというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。私が把握している、聞いているのとちょっと違ったものですから、そういった状態であればいいとは思うんですけれども。

例えば、宮城県の例を、ラジオで言っていたんですけれど、ちょっと売上げが減になったところについては、いわゆる貸付金の設定をして利子補給していくというようなことも言っていました。

何か山形県としてそういった制度的なことをやっていくのかどうかなんていうのは、情報としてはありますか。

○委員長　答弁を求めます。

嶋貫幹子観光振興主幹。

○観光振興主幹　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、県のほうでそういった利子補給等の事業があるというようなことは伺っておりません。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。

クマ被害というのは、今年だけの問題ということではないというふうに思っていますので、そういったことも含めて、今しっかりと聞き取りをして調査をしている、それから、それに対する対策等も何かあれば講ずるというふうな姿勢は感じましたので、ぜひよろしくお願いしたいなというふうに思います。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

５番中村孝律委員。

○中村孝律委員　関連なんですけれども、先ほど、クマ対策のグッズがいろいろあるという話をされていましたけれども、クマの個体数管理とか、そういったものに関しては県が行うというような話を私はお聞きしておりますけれども、そういったグッズ関係の資料、データ、そういった情報というのは、県のほうから流れてきていないんでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

山口広昭農林課長。

○農林課長　委員の御質問にお答えしたいと思います。

委員おっしゃるとおり、山形県のほうについて、生体数の把握については大変苦慮していると、やり方についても今模索中ということで、なかなか正確な、あるいは精度の高い生息数が割り出せないことによって、捕獲を目標とする数も曖昧といいますか、打ち出せないというような状況かと思います。

その点については、県のほうにあるいは国のほうに、国のほうでも全国統一的に新聞報道等を見ますと、やはり生息数も同じ基準で精度を高めていく必要があるのではないかというような情報もございますので、国、県の動きを注視してまいりたいと思っております。

一方、クマの対策用品の推奨という部分については、まだ国、県のほうからどういうものというような、例えばそういったものについてどのような精度があるものとか、あるいはスプレーだと、どういう効果があるものとか、成分があるものとか、そういった標準的なものについては示されておらない状況でございます。

なお、今後とも調査を続けてまいりたいと思っております。

以上であります。

○委員長　５番中村孝律委員。

○中村孝律委員　　私がいろいろ情報を調べたところですと、様々にメーカーでも出しております。あとは大学とかでも研究されているということですから、その辺は南陽市としても、今回ちょっと県でも南陽市がトップレベルのクマの出没といいますか、報道をされておりますから、その辺を県のほうに要望していただくなり、あとはそういった機関のほうに問合せをするなりして、いち早く情報収集していただくことが大事かなと。

当然、どこも今、様々な忌避剤を欲しがっていますから、遅くなればなるほどものが入りづらくなりますから、その辺はいち早く情報収集に努めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長　　ほかに御質疑ございませんか。

11番須藤清市委員。

○須藤清市委員　　11番、六合会の須藤です。

ページ数ですと21ページ、10款教育費５項社会教育費２目公民館費の中の旧宮内公民館残存物の撤去処分の内容についてお尋ねいたします。

各地にたくさんの公民館がある中で、今回素晴らしい、宮内に新しい公民館ができまして、大変な稼働と聞いております。何回か使いましたけれども、大変使いやすくて、素晴らしい施設だと思います。

さて、これからこの旧公民館となりますと、昔の市の役場でもございましたし、何年間の間、貢献した建物。あの建物自体も本来ですと特徴がありますから、耐震構造が良ければ、それを活かすというのも一つかなと思ったりした建物なんですが、今回いろんな計画の中でこの予算が出たと思います。

具体的にお聞きします。撤去処分するもの、それから保存、これから活用していくもの。大ざっぱな内容をお聞かせいただくことと、この247万円というのは、具体的にどんな費用がかかるんでしょうか。教えてください。

○委員長　　答弁を求めます。

田中聡社会教育課長。

○社会教育課長　　ただいま御質問があった件について申し上げます。

まず、今回の内容でございますけれども、委員からもございましたとおり、昭和35年に造られて、65年経過して、もともとは役場だったりというふうなものでございまして、その建物につきましては、様々なその時代からのものが残されております。

それで、前段として、そもそも例えば古い書籍であったり、結城健三さんの文庫であったり、あるいは芳武茂介さんの様々な物品等もありまして、そちらについてはいち早く蔵楽のほうであったり、新しい宮内公民館のほうであったり、あるいはちょっと現在、一旦旧中川中学校のほうにも保管させていただいておるというふうな状況でございます。

それ以外のものにつきましては、ちょっと建物と一緒に処分できないものがございまして、そちらについては当課といたしましても使えるものもございましたので、各社会教育施設だったりのほうにちょっと見ていただいて、できるだけ有効活用していただくというふうなものを考えて、今も進行中のところでございますけれども、それ以外のものにつきましては、処分というふうなことで、様々な種類のごみがございますけれども、基本的にはそれを処分業者のほうにお願いしてというふうなことで、必要でなくなったといいますか、残ったものについては、最終的に処分させていただいてというふうな状況で今進めており、その費用を計上したものでございます。

以上です。

○委員長　　11番須藤清市委員。

○須藤清市委員　　ありがとうございます。

旧中川中学校の残っているものを処分する二百何十万円、１年くらい前でしたか、そういっ

た処分もかかります。維持管理をするだけでも、やっぱり使えないものは早く処分しないといけないということは大事だと思いますので、その御判断があるのかなと思います。

一方、これを保存し、活用する中に、今、課長から話が出たように結城健三さんとか、あと芳武茂介さんとかいろんなものがあると思います。そういったものを取りあえず預かっていただいているという表現でございました。旧中川中とか蔵楽とか、それから新公民館とかということですが、これは以前にも御質問したことがございますが、市民にとってみると、大事な宝物でもあります。これを逆に今回、熊野大社さんも新しく施設を設けられまして、なお一層の宮内地区の交流を期待してございます。

その中に、それをいかにお見せし、運用し、また地域のアイデンティティにつなげていくかという観点から言いますと、処分と逆のことで、これは活用について方向づけがございましたら、これをどういうふうに活かしていく、蔵楽にどういったところにこれを、吉武さんを置いていこうするとか、もう少し具体的なところを、今のところをお話しいただけないでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

田中聡社会教育課長。

○社会教育課長　現状といたしまして、吉武さんのほうについては、新公民館のほうに展示していると、あと蔵楽のほうにもお持ちさせていただいたものは展示させていただいております。

ただ、ちょっと結城健三さんの文庫につきましては、ちょっと数も多いものですから、そちらのほうはまだ自由に御覧いただくというふうな状況にまでは至っておりませんが、そちらのほうも委員御指摘のとおり、ぜひ市民の方に広く見ていただけるような整備を並行して進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長　11番須藤清市委員。

○須藤清市委員　大事な観点だと思います。

先日、会派で宇都宮に行ってまいりました。宇都宮氏という名前の将軍が500年間、江戸時代の前までに治めたそうでございます。その時代の歴史的ないろんな文化財とか、いろんなものをボランティアで文化財の案内協議会のようなものを市民がつくりまして、やっていらっしゃる動きがございます。

今、お出しになったこの芳武茂介さんは、プロダクトデザイン的にいきますと、世界的な権威です。芸大を出て、素晴らしい活動で、それをあえて、この前の水心子正秀さんのように、大変なその道の価値観のあるものでございまして、これをぜひ大切な、いわゆる説明なり、何なりとして扱っていただくことを、もう少し具体的に検討いただきたいことと、市の文化財としての扱いという方向では、今後どのように扱っていかれるのか、関係の方からお聞きしたいと思います。

○委員長　答弁を求めます。

角田朋行史跡文化主幹。

○史跡文化主幹　ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

市の文化財としてのこれからのことでございますが、現在、芳武茂介先生の資料につきましては、公民館のほうと蔵楽のほうで展示しているわけでございますが、これを文化財として今後どうしていくか。やはり文化財としての意義としては、その資料がどういった価値があるのか、また芸術史的にどのような役割を果たしてきたのか、こういったところをもう少し研究していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○委員長　11番須藤清市委員。

○須藤清市委員　分かりました。それぞれのお立場でこれから検討する、また活用していくということでございますが、大きな、これからの南陽市の発展のためにも大事なポイントだと思

いますので、いわゆる市民のボランティアの案内人までできるくらいの勢いが地域の人たちもあると思います。

稲荷森古墳も今クマでちょっといろんな騒ぎがありましたけれども、今日もお客様を案内してきたんですが、皆見ると、大変びっくりなされますし、そういった点をどうぞ十分に上手に活かしてやっていただきたいと思います。

あと、最後に一つ要望なんですが、先日、結城豊太郎記念館さんの講演会がありました。あそこに行きますと、15分ほどのＶＴＲのビデオがございます。昔の興行銀行をはじめ、ちょっと古いデータがいっぱい出ているんですが、あれはもうリニューアルなされたんでしょうか。社会教育的にそれをどういうふうに見ていらっしゃるか、いかがですか。

○委員長　答弁を求めます。

角田朋行史跡文化主幹。

○史跡文化主幹　ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

結城豊太郎記念館の１階の映像ホールの資料だと思いますが、あちらのフィルムにつきましては、やはり古くなっていることは否めないと思っております。

今後、機会を見て、更新を図ってまいりたいと考えております。

○委員長　11番須藤清市委員。

○須藤清市委員　分かりました。ぜひ大事なポイントだと思いますので、せっかくの30周年でございましたから、それを契機に手をつけていただきたいと思いますし、各地区の公民館にもたくさんのいろんな財産があると思います。機会を得てぜひチェックをしながら、全体的にレベルアップを図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　おはようございます。

私からは、収入全般についてお尋ねしたいと思います。

まずお尋ねする前に、今朝、山形新聞に大変うれしいニュースが載っておりました。南陽市の池田めぐみさんが、日本財団のＨＥＲＯｓＡＷＡＲＤ　2025の受賞を受けられたというふうな記事が載っていました。非常に喜ばしいことだなと。私たち議員も、今年の秋に高畠町議との合同研修会のときに講師としておいでいただいて、簡単な運動をさせていただきました。それで、ああ、違うなと、やはりアスリートが気をつけている体のつくり方、維持の仕方、まるっきり違うなと私は受け止めました。

アスリートは基本的に皆、練習、練習、技術習得に力を入れているものと私は思っていましたが、まずは基礎的な体をつくらなければ技術も何も育たないと。アスリートは四十肩なんて絶対にあり得ない。腰痛なんて絶対にあり得ない。じゃあ、私がこれから皆さんにお示ししますので、まねしてくださいということで教わりました。ああ、非常に良かったなというふうに思います。

今、南陽市で健幸ポイント事業等をやっていますが、時限立法的なものですので、こういう池田さんあたりのアドバイスを今後どんどんいただきながら、南陽市の市民が健康に一日一日を過ごせるように、ぜひ南陽の宝として行政からもいろんな形のお力添えをいただいたらいいんじゃないかなと思いましたので、御報告させていただきたいと思います。

それで、本日の質問なんですが、収入の中で、まず最初に、住民税、その中でも個人住民税についてお尋ねしたいと思います。

令和６年度の予算13億8,300万円、決算14億2,700万円、決算状況でプラス4,400万円。令和７年度の予算が15億2,900万円となっております。今現在の進捗状況はどのようになっている

か、お尋ねいたします。

○委員長　　答弁を求めます。

大沼清隆税務課長。

○税務課長　　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

大変すみません、進捗状況ということで今手持ちのところがございませんでして、後でそちらの資料のほうを御提供させていただければと思っております。

○委員長　　13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　　具体的な金額までは要らないんです。当然、予算を組む段階では、確実なところを組んでいらっしゃると思うので、税収がマイナスになったということでは非常に危うい予算になるので、幾らかの余分な形、堅い数字を見込んでいると思います。

ただ、令和６年度が13億8,000万円に対して、７年度が15億2,000万円というふうなプラスの予算になっている。そういうふうな予算を組んだ流れの中と、現在の課長の肌感覚でも結構ですので、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長　　答弁を求めます。

大沼清隆税務課長。

○税務課長　　お答え申し上げます。

現在の私の感覚という話になりますけれども、予算よりは堅調に推移しているというふうな印象を持っているところでございまして、やはりその背景には、ここのところの様々な経済環境が良くなっている部分、あと、特に農業の部分、米の影響もあるのかもしれませんけれども、そちらのほうが伸びているというようなところもございまして、比較的好調に推移しているかというふうに考えているところでございます。

○委員長　　13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　　今まさに農業のほうが、堅調に収入が伸びているんじゃないかというふうな御意見をいただいたところでありますが、間もなく令和７年が過ぎて、住民税の申告時期に入ってまいります。

以前にも私はお伺いしたことがあるんですが、今住民税のほうではｅＬＴＡＸ導入が進められていると思います。以前質問したときには、まだそんなに進んでいなくて、私は住民税計算システムシミュレーションを導入したらどうだというふうなことで質問させていただいた記憶があります。

間もなくｅＬＴＡＸでも住民税の申告になるというふうなお話を聞いておりますが、具体的に令和８年の申告の時期には、ｅＬＴＡＸが使えるようになるのかどうか、まず、その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長　　答弁を求めます。

大沼清隆税務課長。

○税務課長　　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

住民税のｅＬＴＡＸについては、早くから令和８年度の住民税の申告から使えますということだけは、アナウンスされていたのでございますけれども、つい先頃になりまして、具体的なところが少し出てまいりました。その中で、実際にこのシステムの運用開始は、来年の１月５日からというふうにされているようでございます。

具体的な使い方ですとか説明動画などもアップロードされるということでございますけれども、こちらのほうにつきましては12月26日の深夜の時間帯にされるということで、新年になってから見られるようになるのかなというふうに捉えております。

それで南陽市のほうのこちらの活用の部分でございますけれども、なかなかちょっとどういうふうにしていいかというのは、まだまだ見えないところはあるんですが、少なくとも体験できるようなものというか、場所というか、そういうところ、機会をつくっていくということを

今のところ考えさせていただいているところでございます。

○委員長　13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　一般質問ではないので時間をいっぱいいただくわけにもいきませんので、端的に進めたいと思いますが、とにかくｅＬＴＡＸを使って、いち早く、より納税しやすく、申告しやすくしてほしいなと思うのですが、まず、毎年、住民税の申告書を送付されていらっしゃいますが、住民税の申告書を送付する方、送付しない方の判断基準はどのようになさっていますか。

○委員長　答弁を求めます。

大沼清隆税務課長。

○税務課長　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

基本的には前年の申告状況に応じて、それに基づいて、市県民税だけの方ですとか、そういうところに対しては、それだけを送るというような対応をしているというふうに考えておりまして、数にしておよそ3,000件くらいあるかなというふうには考えているところでございます。

○委員長　13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　その住民税の申告書を送らなければならないというのは、確定申告だけで済まない。それは住民税と確定申告で各控除額等に差異があるからだと私は理解しているんですね。

なぜ、もともと確定申告の控除額と住民税、国税と地方税で控除額が違うのか、そこの基本的な認識は、私たち市民にとってどのように持ったらいいのか、その辺はどなたにお尋ねしたらいいんでしょうか。これ、課長ではないと思うんですが、市長、副市長、どちらかにお願いできませんでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

大沼豊広副市長。

○副市長　御質問にお答えしますというか、お答えになるかどうか分からないんですが、そもそも論で言えば、所得税は申告納付税、住民税は賦課課税ですので、実は住民税は、正確に言うと申告義務というのは限定的なんですね。

ですから、要するに、税務課としては確定申告の部分を除いた分だけで住民税をすればいいんですけれども、確定申告にそういう記載がきちんとあるかどうかというのも問題になるので、皆さん、年末調整のときに何でこういう情報をデータ入力しなければならないかというのが、意外と住民税に響いていたりするというふうなのが今の実態です。

そもそも控除額は、私がちょうど昭和53年に税務課に配属になったときも、所得税と住民税の差は当然ありました。そのときにやっぱり先輩に聞いたときには、所得税というのは、どちらかというと、富裕税と言うと語弊があるんですが、市民税は広く薄く、皆さんに持ってもらう。そのために均等割という制度もありますし、所得税のように所得税課税になると金持ちとは言いませんけれども、そういうふうなイメージがあるんですが、住民税はあくまでも広く薄く、皆さんに参加していただくところで、控除額が設定になっているのではないかと推測します。

以上です。

○委員長　13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　ありがとうございます。ただいま、すごく腑に落ちました。

そういうふうなことの観点だというふうに捉えればいいんだなと思ったんですが、実は国税のｅ－Ｔａｘ、ｅ－Ｔａｘはｅ－Ｔａｘの申告がある。そうすると今度はｅＬＴＡＸはｅＬＴＡＸの申告の手続をしなくちゃならない。これ、納税者側から言わせると、非常に大変な作業なんですね。やっぱり憲法で定められている国民の義務、教育、勤労、納税があるわけですが、納税を国民の義務とするならば、もっと易しく、いかに簡便にして理解をいただいて納付してい

ただくかというふうなことが国税でも地方税でも言えるのではないかなと私は思っているんですね、常々。

ほかにも社会保険料とか国民年金とか、いろんな形の、要するに徴収されているものがある、支払い義務がある。やっぱりこれらはもっともっと簡便であっていいんだろうなというふうに、基本的には思います。今まで複雑な改正、改正、改正で今のような状態になっているんだと思いますが、日本の人口社会が減っていく中で、やはり統合すべきものは統合、もっと簡素化した行政というのが必要になってくるんじゃないかなと。

そういう意味から考えると、全国市長会あたりで当然議論になっていい内容でないかと思うのですが、市長が参加されている全国市長会等で、そういう議論はあるのでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

市長。

○市長　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まさに委員御指摘の件については、我が国における税の在り方というもので、なかなか地方自治体の課題というのがほかにも山積している中で、根本的に税の在り方を見直すべきだというところが深く議論されて、国に求められているという状況は、私は把握しておりません。

ただ、委員がおっしゃる、そもそも税というのは簡素で公平であるべきだと鉄則というか、大原則がある一方で、現実的には複雑で本当に公正で公平なのかという問題は、我が国において現実に存在すると思いますので、そこを抜本的に見直されるような議論がこれから国において進むことを期待しております。

○委員長　13番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員　ぜひその辺をお願いしたいなと、国のほうでも検討していただきたいなと思います。

ｅＬＴＡＸは、たばこ税とかいろんな申告に使えます。実際にたばこ取扱店の方から聞いてみますと、手続がなかなか面倒だ、だから、従前どおりの申告のほうが楽です、金額も金額ですし、従前どおりにしています、ｅＬＴＡＸは導入していませんというふうなお話を聞きました。

住民税の申告の対象になる方も、さっきの副市長のお話を伺うと、広く薄く市民に協力を求めるというふうなことから考えると、所得が高い人に送られる申告書ではない。そうすると、なかなかｅＬＴＡＸで申告手続をするというところまで行かない方が多いのではないかなと。導入の前段階の手続が面倒だというふうなことだと思います。

地方公共団体の基幹業務システムも非常に遅れているようでございますが、ｅＬＴＡＸもそのような形で申告者がなかなか導入に踏み切れないというふうなことも多いのかなというふうに感じておりますので、その辺については、いかにして進めていくか。やっぱり税務課としての業務の簡素化に大きく影響してくる問題ですので、ぜひ市民の方に手続しやすい、どうすればいいんだ。マイナンバーカードが一生懸命普及したように、懇切丁寧に親切に導入を進めていただきたいなというふうなことの要望をさせていただきたいと思います。

それから、もう一点、市長にお尋ねします。

今、政府で重点支援地方交付金、これを各地方団体に交付しようとしております。各地方行政のトップの方からいろんな意見が出ているようです。おこめ券は要らないとか、県議会では商品券にしようかとか。それから水道の基本料を３か月間、停止すればいいんだろうとか、いろんな意見が聞かれますが、例えばおこめ券一つにしても、ただ単に重点支援経済をすればいいんじゃないと思うんですよね。その裏にあるのは、食料自給率の問題も当然絡んでくると思

うんです。お米の消費が減れば自給率が下がります。そういうふうなことも考えながら進めなければならない。

例えば水道料の基本料をある金額まで停止しようと。それは、恐らく水道課のシステムで可能だと思うんです。一番お金がかからなくて、手っ取り早くやれる方法でもある。行政にとっては、非常に効率的にできる方法だと思うんです。だけど、本当にそれが今、市民、国民が望んでいる経済、物価高騰で私たちの財布がきついのよ、大変なのよというところにつながるのかどうか、非常に私は疑問だと思います。そういうふうな観点から、この交付金の使い方というのは非常に難しいなと、慎重に考えなければならないなというふうに思っています。

今現在の市長として、どのようなかじ取りをしていこうかなというふうに考えておられるのか、伺いたいと思います。

○委員長　答弁を求めます。

市長。

○市長　重点支援地方交付金については、まだ各自治体に具体的にどれだけ配分されるのかという金額が示されていない中で検討しなければいけない状況でありまして、なかなかはっきりと細かいところまで詰めることは難しい状況ではありますけれども、政府が発表しているように、高騰している物価によって国民生活に非常に影響を及ぼしていることに対して、できるだけ早く物価高騰の負担を軽減し、また経済活動においてそういった影響を受けている様々な事業、業種があると思いますけれども、そういったところにも経済の活性化に寄与するような方向も打ち出してほしいというような政府の要請がございます。

そういった政府の趣旨に基づいて、我々もできるだけ早く、そしてできるだけ広く、市民の皆さんにお届けできるようにということを主眼に検討しているところでございます。

○委員長　13番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員　ありがとうございます。今朝の新聞に、政府で小学校の給食の食材費の無償化というふうな記事も載っておりました。今、政府が大きく変わろうとしています。どのような変わり方をするのか、しっかり見定めて、その上で市民が何を一番求めているのか。しっかりその情報を集めて、南陽市のかじ取りをしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　21ページ、先ほどあった教育費の公民館の業務委託料だけではないんですけれども、それに関連してお伺いをしたいと思います。

当然、壊すとなれば跡地の利活用が出てきます。跡地の利活用についてはどのように考えられているか、お伺いします。

○委員長　答弁を求めます。

田中聡社会教育課長。

○社会教育課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、補正で上げているのは、廃材等の処分をして、まず、建物の解体の準備を行うという状況でございます。その後につきましては、こちらについては新年度からというふうなことで、今のちょっと予算も含めまして、まだ検討中の段階ではございますが、実際に建物を壊して、さらにその跡地にどうするかというふうなところも含めまして、ちょっと私のほうから検討中というふうなことでのお答えでございます。新年度予算のほうではっきり申し上げることができるのかなと思っています。

以上です。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　じゃあ、ちょっと市長にお伺いをしたいと思います。

当然このスクラップアンドスクラップ、あるいはスクラップアンドビルドの中で、公共施設について、これからどんどん出てきますよね。

その中で、いわゆるその跡地利用、利活用というのは必ず出てきます。それをどのようにして、例えば協議体をその施設ごとにつくっていくのか、どのように考えていくのか、行政だけで考えていくのか、その辺について市長の考え方をお伺いします。

○委員長　答弁を求めます。

市長。

○市長　委員のおっしゃる今後の公共施設の在り方については、非常に重要な論点でありまして、今年１月に教育委員会において小中学校の適正規模・適正配置の基本方針が定められて、今後、統合の方向が打ち出されています。

その方針に従って計画を策定されていくわけでありますけれども、そうすると、当然使われない校舎が出てくると。それをどのようにしていくのかについては、今、委員からそれぞれ協議体のようなものをつくるのかどうかということでありましたけれども、それぞれの施設に応じて、地域の意見もお伺いしながら、個別に判断していくことになろうというふうに思っておりまして、全体としては、市の公共施設等総合管理計画の個別計画の中で詳細は検討してまいりますけれども、それぞれの施設で個別具体的に対応していくという方針でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　地域の建物と言っても過言ではないと思いますので、ぜひ地域に開かれた、即した協議体をつくってもらいたいなというふうに思っています。

もう一つですけれども、18ページの置広の南陽クリーンセンター、これを解体するわけですけれども、南陽センターの敷地については市の土地でしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

竹田啓子市民課長。

○市民課長　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

そちらの敷地については、置賜広域行政事務組合の財産となっております。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。ということは、市のほうはあまり立場というか、意見を申すわけではないと思うんですけれども、そのような形で、例えば上物がほかの施設だけれども、市は土地を持っているみたいな場合についても、市長、利活用についてはよろしくお願いしたいなと、先ほどみたいな形で協議体というか、全般的にそういった形で持っていったほうがより利用しやすくなるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第64号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　御異議なしと認めます。

よって、議第64号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま審査の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時15分といたします。

午前１１時０４分　休　憩

午前１１時１５分　再　開

○委員長　　再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第６５号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）

○委員長　　次に、議第65号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。落合財政課長補佐。

〔財政課長補佐　落合秀志　登壇〕

○財政課長補佐　　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第65号について説明〕省略別冊参照。

○委員長　　これより質疑に入ります。

歳入歳出全般、36ページから37ページまでについて、質疑ございませんか。

14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　37ページの浴槽改修工事について、それからまたほかの件についてもお伺いをしたいと思います。

まず、烏帽子の湯、この間はちょっと通湯できなくて休んでいたんですが、また復活して、大変喜んでいるところです。その浴槽というか、浴場の改修、具体的にどのようなことをやっていくのかということが第１点。

次に、これは大きな問題だと思うんですけれども、今回、湯河原源泉からずっと配管を通じて、お湯を汲み上げて、通湯しているわけですけれども、それが詰まったというふうなことで、いろいろお聞きすると、いわゆる温泉成分の中のマンガンとかマグネシウムとか、そういった鉱物がだんだん蓄積をして、そして詰まるというふうなところのようです。

とすると、経年たてば、また同じようなことが繰り返すのかなというふうに心配をしているところです。それに対して、これからどのような形で対策を練っていくのか、現在で考えているところがあればお聞かせいただきたいと、この２点、お願いします。

○委員長　　答弁を求めます。

落合秀志財政課長補佐。

○財政課長補佐　　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず１点目、改修内容につきましてでございます。改修内容につきましては、基本的には経年劣化で見栄えが悪くなってきているところ、それから不具合があるところを改修しまして、利用する方が気持ち良く入浴していただくような改善を図るものとなっております。

具体的には、タイルが劣化している部分をきれいなものに変えたり、あとは建具のところに不具合が生じているところもありますので、そういったところの建てつけ等をきれいなものに換えたり、あとは一部塗装の部分で劣化が見えているところがありますので、そこの部分の修繕を図っていくというふうな改修内容となっております。

２点目でございます。先ほど委員のほうからありましたとおり、このたび送湯管に詰まりが生じまして、湯川原源泉のほうから烏帽子の湯側にお湯が送れないというふうな状況が発生しました。御心配いただきまして、大変申し訳ございませんでした。

今後どうしていくかの部分でありますけれども、このたび詰まりというものが、この通水してから10年目において初めて発生いたしました。実際、その詰まりが出てくるまで、なかなか把握できなかった状況でもございます。

地中に埋まっている配湯管ということもございまして、これまで実は問題なく通水していたということもございましたので、新たに発生した事象であります。なかなか今現在すぐにどう

していくかということを即答できる状況にはございませんが、この部分で精通している方とか、あとは内部のほうで研究しまして、いい方策を探っていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　まず、分かりました。その工事の内容で、例えば休みをして工事をしていくのか、それとも休みのとき、いわゆる定休日にそういったことをやっていって、通常の営業はそのままやっていくというふうなスタイルなのかということをお聞きします。

それから、２点目についてですけれども、そのような形にいろいろ研究しながらやっていくというようなことになろうかと思いますが、その中でもし例えば駄目だなというふうな場合は、また別個に森の山源泉付近で掘り直すのかということも含めて検討をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、またその２点についてよろしくお願いします。

○委員長　答弁を求めます。

落合秀志財政課長補佐。

○財政課長補佐　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず１点目、休んで工事を行うか、長期となるかという部分になりますけれども、今回は通じておりますので、不具合は解消しておりますが、その不具合の内容に応じて、その部分も変わってくるかと思います。

仮にスケールが全面的に、かつ480メートル近くありますので、そこに全面で固着してしまった場合については、そこを修繕で通水するということが不可能になろうかと思います。仮にそういった事態が発生するとすれば、送湯管の入替え等、大規模な工事になってしまうかもしれませんので、そこは事案を見ながら確認したいと思います。

このたびの修繕にかかる工期については、中身については一、二か月程度と見ております。ただ、タイル等、しけったいといいますか、この季節でなかなか固着できないものも、工事もございますので、なるべく季節のいい時期を見計らって、工事をしようと思っております。

休みについては、そういった作業をしている間は、当然使うことができなくなりますので、少しの間お休みをいただきながら、場合によっては男女を入れ替えながらとか、極力休みにならないように、御利用いただけるような配慮を図って工事してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。そのような配慮をしながら、ぜひお願いしたいと思います。

それで、いわゆる市民に対してのその周知の仕方です。今のような形で工事になってくれば、そういう休まなきゃならないというようなことを、事前にやっぱり周知していく。

それから、２点目の件で、要するに配水管が今回詰まったというふうなことについて知らない人がいっぱいいて、烏帽子の湯、駄目なんだとか、そういうような話が先に出てくるんですよ。なので、そういった誤解のないように、事実をしっかりと周知するというふうなことに努めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

落合秀志財政課長補佐。

○財政課長補佐　ただいまの質問にお答えします。

周知の方法ですけれども、確かに委員御指摘のとおり、周知方法でまだ原因が特定できない間は、どこがどう不具合が発生しているというようなことで、止まっているんですが、なかなか原因までは特定できないということもありまして、発表が後手後手に回っていたところもあ

ったかと思います。

ただ、今回その部分が通水できましたので、事案がどうだったのかとか、今どうなっているのかという部分については、誤解が生じないように周知についても工夫してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。本当は課長に一応受け答えしていただくことだとは思うんですが、課長補佐で大変なところ申し訳ございませんでした。

ぜひそのようなことで対応をしっかりしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（発言する声なし）

○委員長　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第65号　令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　御異議なしと認めます。

よって、議第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第６６号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）

○委員長　次に、議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。落合財政課長補佐。

〔財政課長補佐　落合秀志　登壇〕

○財政課長補佐　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第66号について説明〕省略別冊参照。

○委員長　これより質疑に入ります。

歳入歳出全般46ページから48ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第66号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

散　　会

○委員長　これをもちまして、予算特別委員会を散会いたします。

御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前１１時２９分　散　　会

令和７年１２月定例会
１２月１９日（金曜日）

予算特別委員会

令和７年12月19日（金）午前11時34分開議

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

山　口　裕　昭　委員長　　佐　藤　和　広　副委員長

出　欠　席　委　員　氏　名

◎出席委員（１５名）

１番	髙　岡　遼　多　委員	２番	大　友　太　朗　委員
３番	茂出木　純　也　委員	４番	佐　藤　和　広　委員
５番	中　村　孝　律　委員	６番	外　山　弘　樹　委員
７番	佐　藤　信　行　委員	８番	小　松　武　美　委員
９番	濱　田　藤兵衛　委員	１０番	伊　藤　英　司　委員
１１番	須　藤　清　市　委員	１２番	山　口　裕　昭　委員
１３番	島　津　善衞門　委員	１４番	高　橋　一　郎　委員
１５番	板　垣　致江子　委員		

◎欠席委員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
長沢俊博	総務課長	穀野純子	みらい戦略課長
小野勝司	情報システム主幹	島貫正行	財政課長
大沼清隆	税務課長	川合俊一	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	髙橋直昭	福祉課長
佐藤幸代	障がい支援主幹	嶋貫憲仁	すこやか子育て課長
山口広昭	農林課長	渡邊正規	商工観光課長
嶋貫幹子	観光振興主幹	加藤善和	建設課長
遠藤晃司	上下水道課長	髙橋宏治	会計管理者
堀　裕一	教育長	鈴木博明	管理課長
安達　心	学校教育課長	田中　聡	社会教育課長
角田朋行	史跡文化主幹	吉田茂樹	選挙管理委員会事務局長
佐野　毅	監査委員事務局長（併）ＤＸ普及主幹	山内美穂	農業委員会事務局長

事務局職員出席者

太田　徹	事務局長	江口美和	局長補佐
小阪郁子	庶務係長	楠　賢史	書記

―――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）

議第76号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第77号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）

議第78号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）

議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

開　　議

○委員長（山口裕昭委員）　これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名全員であります。

これより予算の審査に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第７５号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）

○委員長　本定例会最終日において、本委員会に付託されました案件は、令和７年度補正予算５件であります。

初めに、議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）について、審査を行います。

当局の説明を求めます。島貫正行財政課長。

〔財政課長　島貫正行　登壇〕

○財政課長　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第75号について説明〕省略別冊参照。

○委員長　この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、行います。

歳入歳出全般及びその他附属資料10ページから33ページまでについて質疑ございませんか。

14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　すみません、ページ数をちょっと失念しているんですけれども、今回のいわゆる交付金によるデジタルスタンプラリー関係について、それから市民応援クーポンについてお伺いしたいと思います。

まず、市民応援クーポンについてですけれども、クーポン券ということで、今言われているようなおこめ券というようなこともあって、どういうふうにして出すのかなというふうに非常に興味を持っていたところです。

というのは、おこめ券に関しては、政策的に、とにかくお米を皆さんで食べていただきたいというふうな意味もあって、おこめ券という形で国のほうとしてはそういうふうに考えていると。

ただ、問題になっているのは、いわゆる経費があって、多くて、そういった意味では国民になかなかストレートに金額が入ってこないんじゃないかというふうな指摘もされています。

そこで、おこめ券との比較でこのクーポン券を出したというふうな経過と、それから今後の考えをちょっとお伺いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　答弁を求めます。

市長。

○市長　委員の御質問にお答え申し上げます。

南陽市におきましては、先般行った補正事業におきまして、おこめ券を全市民に送付したという経緯がございました。

政府のこのたびの物価高騰、経済対策の基本

的な考え方を踏まえまして、お米を含む、幅広く市民の皆さんが今困っている物価高の負担を軽減できる手法は何かという意味で、政府の基本的な考え方も十分に踏まえて、お米等物価高騰対策のクーポン券としたところでございます。

今回は対策の第一弾でありまして、第二弾以降において、第一弾の効果等も踏まえながら、また米価の推移も見据えながら、おこめ券を含む手法の適切な在り方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　第一弾だというふうなことでした。第二弾としては、おこめ券も考えていくというふうな理解でよろしいですかね。

それで、例えばおこめ券はいろいろ今言われていますけれども、経費については少し考えていくんだという、今、国の検討がなされているのかな、どういうふうに決まったのか分かりませんけれども、それについて把握しているものはありますか。

○委員長　答弁を求めます。

市長。

○市長　発行元の二つの事業者があるわけでありますけれども、500円で440円相当というのが従来のおこめ券の在り方でございました。

それについて、440円よりももうちょっとお米の購入に使える額に上振れさせる検討がなされているというふうに報道等で承知しておりますが、詳細についてはまだ把握しておりません。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　そこが問題で、結局500円に対して8.8％ぐらいですかね。それを引き下げて、できるだけ国民に還元していくというか、そういうような形になると思いますが、そういったことを見据えて、ぜひおこめ券についてもしていただきたいなというふうに私は思います。そこについては、要望という形になります。

それから、次のデジタルスタンプラリーのことですけれども、この電子クーポンを発行して、抽せんでまたプラスしていくという新たな手法のようですが、これ、いわゆるラリー、クーポンの店を回っていってというような形で、そこで需要喚起を含めて、より拡大していくというような考え方だと思いますが、なかなか、いわゆる年配者の方については、あまり参加するというような方が一般的には少ないのかなというふうに思いますけれども、これを意図したことについて御説明いただきたいと思います。

○委員長　答弁を求めます。

嶋貫幹子観光振興主幹。

○観光振興主幹　ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

意図した理由ということでございますけれども、10月の下旬からクマの出没が頻繁になりまして、市のほうからも市民の方々に不要不急の夜間の外出を控えていただきたいというようなことでお願いをした経過がございました。

そのため、夜間中心ではありますけれども、飲食店のほうではお客様が誰もいないというような日々も続いたというふうに伺っております。また、全国的にも時期を同じくして、同様の傾向があったということで、客足が遠のいて、お客様が少なくなってきたというようなこともございました。

そのこともありまして、宿泊施設についてですけれども、大きくは減少していないというふうには申し上げましたが、これは１か月単位で見た場合の話でございますので、クマが出没していた時期というのは、やはり同じくキャンセルがあったり、売上げが減少したというような施設もあったというふうに伺っております。

そのため、赤湯温泉の料理飲食店組合さんや山形県喫茶飲食生活衛生同業組合の南陽支部の方とかからも、何か支援をしていただけないかというような御相談などもございまして、検討した結果、直接支援するという方法ではなくて、

やはりお客様に来ていただいて、委員がおっしゃるように、消費拡大をしていただいて、特に冬期間の２月を中心とした時期というのは、どうしても宿泊業も飲食業につきましても、お客様が減ってくるという時期もございますので、そういったところの利用拡大を図っていきながら、回遊性の向上と、あとは消費拡大というようなことを図りたいということで、ＱＲコードを活用したデジタルスタンプラリーというものを考えたものでございます。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。

一応130店舗程度というふうになっています。それは旅館も含め、夜の飲食店も含めということですが、割合的にはどのぐらいになりますかね。特に飲食店はいろいろあると思うのですが、大体、ほぼなのか。

それから、使用可能な店舗で、今調整中のいわゆるタクシーですとか、代行でありますとか、からころ館、赤湯駅のお土産でありますが、そこについてはどのような見通しをされているのか、その二つをお伺いします。

○委員長　答弁を求めます。

嶋貫幹子観光振興主幹。

○観光振興主幹　ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

料飲店組合に加盟している店舗というのが現在大体80店舗というふうなことでお伺いしております。

喫茶組合のほうにつきましても、同様の方が加入している、片方にだけ加入している組合員というのは少ないというふうなこともお伺いしておりますので、そのほか、加入していない飲食店や、旅館組合に加入していない宿泊施設等もございますので、そこを合わせた店舗数ということで、130店舗ほどを見込んでいるということでございます。

調整中の部分ですけれども、やはり今回デジタルのスタンプラリーをして、クーポン券の発行もデジタルでさせていただくということもあるので、タクシーですとか、代行の方にはシステムが構築された段階で、このような形ですけれども、御協力していただけるかどうかということを確認しながら、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　そのシステムについてちょっと具体的にお伺いしたいんですが、利用者もアプリを持っている、それから店舗もそういったＱＲコードを持っているというふうなことでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

嶋貫幹子観光振興主幹。

○観光振興主幹　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

利用者の方は、まず最初にＱＲコードを読み込んでいただいて、アプリではなくネットのほうの形になるんですけれども、アプリを読んでいただくと、そこのサイトに行って、そこで簡単な登録をしていただきます。居住地、南陽市とか、あとは年代と男女とかというのを登録していただいて、その後、各店舗のほうにはそのお店専用のＱＲコードを設置いたしまして、会計のときにこちらを読んでくださいというようなことでお店で出していただくというようなことで、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　そうすると、当然、県外の方も宿泊にいらっしゃいますから、利用者については市内外を問わずやれるということですね。スマホを持っていれば、ＱＲコードを読み取れば自動的にそういうふうになっていくというようなことですね。

その場合、いわゆる店舗のＱＲコードの設定に関する費用というのはかからないんでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

嶋貫幹子観光振興主幹。

○観光振興主幹　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

店舗の方では、ＱＲコードを設置する費用というものは、こちらのほうでは求める予定はしておりませんで、こちらのほうでお願いして全体のシステムをつくっていただいて、ＱＲコードを店舗に配るというような状況でございます。

○委員長　14番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　分かりました。

そうすると、いわゆる夜間飲食店宿泊業等応援事業費の2,460万円の中に、それも入っているという理解ですか。

○委員長　答弁を求めます。

嶋貫幹子観光振興主幹。

○観光振興主幹　こちらの事業費のほうに含まれているということになってございます。

以上でございます。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　私のほうからも緊急経済対策についてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、この予算書の歳入予算ですが、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金１億8,800万円、それから物価高対応子育て応援手当支給補助金8,000万円、この金額というのは先日国会が閉会したわけですけれども、予算も通ったということなんですが、本市においてのこの金額に関して、今後プラスあるいはマイナスというふうな可能性はあるのかどうかを財政課長に伺いたいと思います。

○委員長　答弁を求めます。

島貫正行財政課長。

○財政課長　今の委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、予算化をさせていただいた部分につきましては、国からのいわゆる交付金の一部という状況でございますので、第二弾という部分につきましては、先ほど市長の答弁のほうにもございましたが、想定できるものというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長　13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　そうすると、今後第二弾以降が国からあるというふうな受け取り方でよろしいんですよね。

○委員長　島貫正行財政課長。

○財政課長　ただいまの御質問にお答えをさせていただきますが、国のほうから今回予算化をさせていただいた額以上の金額のほうの内示は受けてございます。その中で、今、至急対策を採る必要がある部分を今回予算化させていただいたというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長　13番島津善衞門委員。

○島津善衞門委員　はい、分かりました。まだ内示の総額は出せないというふうなことでよろしいんですね。そこはいいです。

そうすると、まだ今後プラスの面はあるんだということを一つ確認させていただきたかったということです。

それから、次に、市長にお尋ねしたいんですが、歳出の面です。

今朝の山新に、長井市クーポン及びおこめ券の金額が出ていました。今回、近隣の市町村の動きを見ていますと、本市は対策の金額が大分少ないんですよね。

それで、私はコロナ対策のときを思い出しました。南陽市は、第一弾、第二弾と素早く丁寧に必要なところに随時予算化して、速やかに実行してくれました。非常にいい対応を取っていただいたなというふうに思っております。多く

の市民から、事業者の方々から、本市の対応はすばらしいと、大変助かったというふうなうれしいお声をいただきました。

今回もぜひうれしいお声をお聞きしたい。そういうふうなことで、今回出てきたこの第一弾があるんだと私は理解しております。当時のコロナのときも、各種団体から直接行政に要望が行ったり、市民から要望を受けた議員の方々からの声を行政に届けたり、本当に一致団結して進められたなというふうに理解しています。今回もぜひそうありたいものだというふうに思います。

今回の本市の予算を見ると、どうも他市町村の金額と表面的に比較されて、南陽市民から、ちょっとうちは少ないんじゃない、ちょっと対応がここはまずいんじゃないと言われそうな気がします。私も市民から言われたらどうしようかなと今思っています。

そんな中で、今回第二弾、第三弾を考えていらっしゃるというふうなことなので、大いに期待するところであります。コロナ時と同じように、各種団体の意見を聞いて、また市民の声を聞いた議員の声を聞いていただいて、速やかに素早い実行、対応していただきたいものだというふうに考えております。

その中でも、先ほど市長のほうから、一時期500円のおこめ券を配られたというふうなこともあって、今回はまだしていないというふうなこともありました。

ただ、こういうふうな全体的な流れの中で、我が南陽市はどういう市なんだろうかと。第一次産業が多いから、おこめ券は要らないという考え方なのか、第一次産業を重視しているから食料自給率等を勘案して出すべきだと考えるのか、その辺、非常に分かれるところだとは思うんですが、やはり私はお米の消費、食料自給率、そういうものを重視すべきなのではないかなと。

今後、市民の意見を聞いて、行政にしっかり届けたいと思います。そういう中で、行政のほうも随時第二弾、第三弾というふうな形で、経済というのは１回で終わるものではございませんので、随時即応していただきたいなというふうに考えます。

今後のその辺の考え方について、市長の御判断、御見解を伺います。

○委員長　　答弁を求めます。

市長。

○市長　　委員のおっしゃるとおり、コロナ禍において様々な事業を行ってまいりましたけれども、できるだけ早く困窮されている市民の皆さんに、平等に支援の手が届くようにということを常に考えながら、そして議会の皆様の御意見も賜りながら、事業を行ってきたところでございます。

今回、国において、前回よりも大規模な臨時の交付金が示されて、前回できなかったこともできるのではないかというふうに考えています。

第一次産業を重視するかしないかということで申せば、当然、第一次産業は本市の基幹産業でありまして、重視しているところです。

そういったことも踏まえて、政府の基本的な考え方も十分に考慮しながら、お米等物価高騰対策全市民応援クーポンという形を今回取っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今回は第一弾でございます。

他市町村の状況につきましては、今回の交付金を一括で事業化するところと、それからそうでないところがあるわけでございます。本市においては、今回すぐに実施すべきものと、それから今後の本市の在り方を見据えて、もうちょっと長い目で行うべきこと、そういったことも併せて考えて、第一弾、第二弾というふうに分けようと思っております。

今、国においては小学校の給食費の無償化について、ようやく３党合意が得られたという報道もございました。そういった課題については、

本市においても同様に存在しております。

そうしたことも踏まえながら、この大型の交付金を活用してできる、本市の市民にとって広く有効な使い方は何かということを考えて、今後の適切な在り方を検討してまいります。

○委員長　13番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員　はい、ありがとうございます。

市民の方々の考え方も非常に多様化しています。そういう意味で難しいかじ取りになるのかなと思いますが、ここにいる議員の皆さんの後援会、支持者の方々の声、それから当局に直接求められる各種団体の声、そういうものをしっかりと深掘りしていただいて、今後の第二弾、第三弾につなげていただきたいと思います。

終わります。

○委員長　ほかに御質疑ございませんか。

（発言する声なし）

○委員長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第75号　令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　御異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第７６号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○委員長　次に、議第76号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。島貫財政課長。

〔財政課長　島貫正行　登壇〕

○財政課長　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第76号について説明〕省略別冊参照。

○委員長　これより質疑に入ります。

事業勘定の歳入歳出全般及びその他附属資料42ページから47ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第76号　令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　御異議なしと認めます。

よって、議第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第７７号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）

○委員長　次に、議第77号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）について、審査を行います。

当局の説明を求めます。島貫財政課長。

〔財政課長　島貫正行　登壇〕

○財政課長　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第77号について説明〕省略別冊参照。

○委員長　これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他附属資料56ページから62ページまでについて、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第77号　令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　御異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第７８号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）

○委員長　次に、議第78号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。遠藤晃司上下水道課長。

〔上下水道課長　遠藤晃司　登壇〕

○上下水道課長　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第78号について説明〕省略別冊参照。

○委員長　これより質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支全般及びその他附属資料４ページから13ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第78号　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　御異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議第７９号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）

○委員長　次に、議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。遠藤上下水道課長。

〔上下水道課長　遠藤晃司　登壇〕

○上下水道課長　〔令和７年12月定例会　予算に関する説明書により　議第79号について説明〕省略別冊参照。

○委員長　これより質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支全般及びその他附属資料18ページから27ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長　　討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議第79号　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長　　御異議なしと認めます。

よって、議第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和７年度補正予算５件の審査は終了いたしました。

慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

―――――――――――――――――――――――――

閉　　会

○委員長　　これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後１２時１６分　閉　　会

予算特別委員長　山　口　裕　昭

議　　案　　等

（令和７年１２月定例会）

同意第６号

南陽市宮内財産区管理委員の選任について

次の者を南陽市宮内財産区管理委員に選任することについて、南陽市財産区管理会条例（昭和４２年条例第９４号）第４条の規定により、同意を求める。

住　　所　　南陽市宮内２６５７番地

氏　　名　　齊藤（さいとう）　邦彦（くにひこ）

生年月日　　昭和４８年７月１８日

提　案　理　由

欠員に伴う選任のため。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

同意第７号

南陽市教育委員会委員の任命について

次の者を南陽市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、同意を求める。

住　　所　　南陽市川樋２０３９番地

氏　　名　　佐藤（さとう）　絵里子（えりこ）

生年月日　　昭和６０年８月３０日

提　案　理　由

教育委員会委員任命のため。

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第６４号

令和７年度南陽市一般会計補正予算（第４号）

令和７年度南陽市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 266,144 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,588,471 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14　国庫支出金		2,396,843	1,518	2,398,361
	1　国庫負担金	1,286,716	670	1,287,386
	2　国庫補助金	1,102,910	348	1,103,258
	3　委託金	7,217	500	7,717
15　県支出金		1,507,199	2,791	1,509,990
	1　県負担金	718,697	335	719,032
	2　県補助金	685,509	2,456	687,965
17　寄附金		1,006,935	200,000	1,206,935
	1　寄附金	1,006,935	200,000	1,206,935
18　繰入金		1,555,818	4,279	1,560,097
	2　基金繰入金	1,550,750	4,279	1,555,029
20　諸収入		420,586	53,256	473,842
	4　受託事業収入	9,793	247	10,040
	5　雑入	378,791	53,009	431,800
21　市債		775,700	4,300	780,000
	1　市債	775,700	4,300	780,000
歳入合計		18,322,327	266,144	18,588,471

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2　総務費		3,913,449	217,811	4,131,260
	1　総務管理費	3,433,106	217,481	3,650,587
	3　戸籍住民基本台帳費	184,960	330	185,290
	5　統計調査費	59,211	0	59,211
3　民生費		5,631,645	15,407	5,647,052
	1　社会福祉費	2,793,770	13,707	2,807,477
	2　児童福祉費	2,508,297	1,700	2,509,997
4　衛生費		1,343,514	9,751	1,353,265
	1　保健衛生費	1,031,708	3,849	1,035,557
	2　清掃費	306,320	5,902	312,222
6　農林水産業費		794,849	1,596	796,445
	1　農業費	731,518	1,596	733,114
7　商工費		437,231	495	437,726
	1　商工費	437,231	495	437,726
8　土木費		1,845,762	0	1,845,762
	4　都市計画費	946,644	0	946,644
9　消防費		822,386	11,675	834,061
	1　消防費	822,386	11,675	834,061
10　教育費		1,719,415	9,409	1,728,824
	2　小学校費	206,725	1,683	208,408
	3　中学校費	188,792	1,985	190,777
	4　幼稚園費	172,715	1,521	174,236
	5　社会教育費	591,148	2,427	593,575

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	7　学校給食費	162,699	1,793	164,492
歳出合計		18,322,327	266,144	18,588,471

第２表　地方債補正

変　更　　（単位：千円）

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法
地震対策緊急整備事業	175,200	179,500	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

議第６５号

令和７年度南陽市財産区特別会計補正予算（第２号）

令和７年度南陽市の財産区特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,334千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1　赤湯財産区費		138,198	4,279	142,477
	3　繰入金	19,330	4,279	23,609
歳入合計		143,055	4,279	147,334

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1　赤湯財産区費		138,198	4,279	142,477
	3　事業費	127,162	4,279	131,441
歳出合計		143,055	4,279	147,334

議第６６号

令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和７年度南陽市の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,918,997千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3　国庫支出金		907,684	1,212	908,896
	2　国庫補助金	286,894	1,212	288,106
5　県支出金		524,037	606	524,643
	2　県補助金	22,286	606	22,892
8　繰入金		624,672	1,332	626,004
	1　一般会計繰入金	580,858	608	581,466
	2　基金繰入金	43,814	724	44,538
歳入合計		3,915,847	3,150	3,918,997

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3　地域支援事業費		138,536	3,148	141,684
	2　包括的支援・任意事業費	51,255	3,148	54,403
6　諸支出金		54,115	2	54,117
	1　償還金及び還付加算金	54,115	2	54,117
歳出合計		3,915,847	3,150	3,918,997

議第６７号

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

訴えの提起について

次のとおり共有物分割請求事件に関する訴えを提起するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

１　訴えの相手方

住　所	氏　名
[redacted]	[redacted]

２　訴えの趣旨

南陽市道六角町富貴田線道路用地について、民法（明治２９年法律第８９号）第２５８条第１項の規定により、全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分全部移転登記手続を求める。

３　訴えの理由

本件土地は共有名義であり、南陽市のほかに持分を所有する相手方に対し買取りを求めてきたが、協力が得られず、南陽市の単独名義にすることが困難な状況であり、道路改良工事を円滑に行うことができないため、訴えによって共有物の分割に関する問題を解決する。

４　授権事項

(1)　訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は認諾
(2)　控訴、上告又はその取下げ
(3)　調停
(4)　その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為

５　訴えの対象物件

所　在　地	地　目	地　籍（㎡）
南陽市宮内字冨貴田一２８０３番６０	宅地	３３．０５

提　案　理　由

全面的価格賠償の方法による共有名義土地の分割を求める訴えを提起するため。

位　置　図

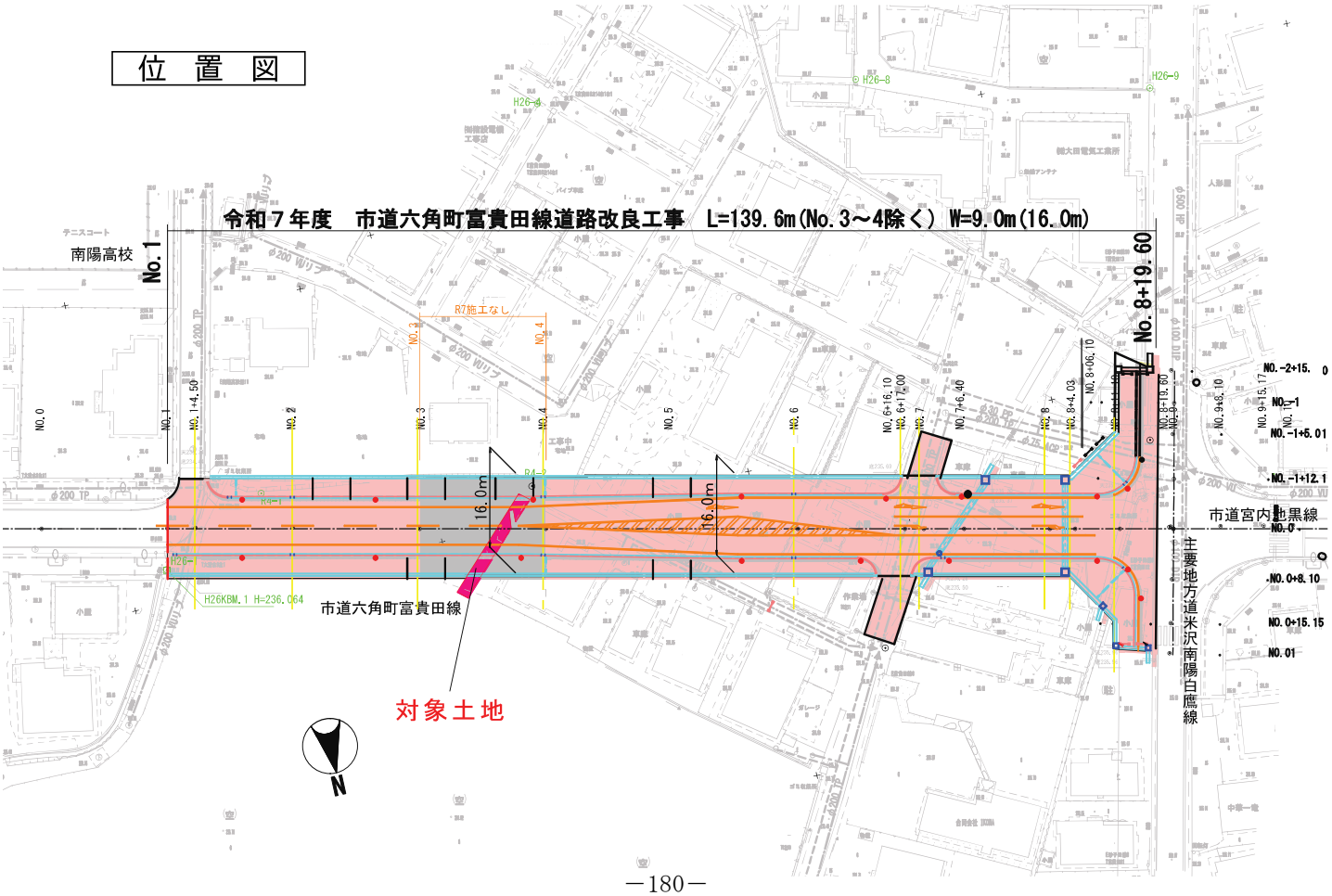
令和７年度　市道六角町富貴田線道路改良工事　L=139.6m(No.3～4除く)　W=9.0m(16.0m)
南陽高校
No.1
No.8+19.60
R7施工なし
16.0m
16.0m
市道六角町富貴田線
対象土地
市道宮内黒線
主要地方道米沢南陽白鷹線
N

議第６８号

財産の無償貸付けについて

市は、次により財産を無償貸付けする。

１　貸付けしようとする財産　　土　地
　　所 在 地　南陽市三間通字唐越３１０番６　外６０６筆
　　合計面積　１４１，６４４．３７㎡
２　貸 付 け の 相 手 方　　住　　所　長井市栄町１番１０号
　　商号又は名称　山形鉄道株式会社
　　代 表 者 氏 名　代表取締役社長　中井　晃
３　貸付けしようとする期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
４　貸付けしようとする理由　　負担付寄附の条件により、引き続き山形鉄道株式会社へ無償貸付けをするものである。

提　案　理　由

負担付寄附を受けた財産について無償で貸付けを行うため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により提案するものである。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

財産の内訳

土　地

所　在	地　番	地　目	地　積（㎡）
南陽市三間通字唐越	３１０番６	鉄道用地	４２１．００
南陽市三間通字唐越	３１１番４	鉄道用地	２１１．００
南陽市三間通字中唐越	４１６番５	鉄道用地	１７．００
南陽市三間通字中唐越	４１７番３	鉄道用地	１８２．００
南陽市三間通字中唐越	４２０番３	鉄道用地	５０３．００
南陽市三間通字中唐越	４２５番３	鉄道用地	４３７．００
南陽市三間通字中唐越	４２７番３	鉄道用地	５８０．００
南陽市三間通字中唐越	４２９番２	鉄道用地	１２６．００
南陽市三間通字西唐越	４４１番４	鉄道用地	６．６１
南陽市三間通字西唐越	４４２番２	鉄道用地	１５３．００
南陽市三間通字関口前	４５５番２	鉄道用地	５４．００
南陽市三間通字関口前	４５６番３	鉄道用地	１３．００
南陽市三間通字関口前	４５６番４	鉄道用地	１０９．００
南陽市三間通字関口前	４５７番３	鉄道用地	９７．００
南陽市三間通字関口前	４５８番２	鉄道用地	６２．００
南陽市三間通字関口前	４６２番２	鉄道用地	３．２３
南陽市三間通字関口後	４６９番４	鉄道用地	９３８．００
南陽市三間通字関口後	４７０番３	鉄道用地	１５．００
南陽市三間通字関口後	４７０番４	鉄道用地	４４．００
南陽市三間通字関口後	４７３番２	鉄道用地	５４．００
南陽市三間通字関口後	４７４番３	鉄道用地	４２４．００
南陽市三間通字関口後	４７５番２	鉄道用地	２３．００
南陽市宮内字関口五	９５番３	鉄道用地	１，４２０．００
南陽市宮内字大曲二	３５５番３	鉄道用地	４０６．００
南陽市宮内字大曲二	３５８番３	鉄道用地	２２２．００
南陽市宮内字大曲二	３５９番５	鉄道用地	７３１．００
南陽市宮内字大曲二	３６０番３	鉄道用地	２０２．００
南陽市宮内字大曲二	３６１番２	鉄道用地	１６．００
南陽市宮内字大曲二	３６２番２	鉄道用地	１８．００
南陽市宮内字大曲二	３６２番３	鉄道用地	９．９１

南陽市宮内字馬場三	４９２番２	鉄道用地	３２０．００
南陽市宮内字馬場三	４９３番３	鉄道用地	３．３０
南陽市宮内字馬場三	４９３番４	鉄道用地	２４１．００
南陽市宮内字馬場三	４９３番６	鉄道用地	１３．００
南陽市宮内字馬場三	４９４番３	鉄道用地	２５１．００
南陽市宮内字馬場三	５０１番５	鉄道用地	３３７．００
南陽市宮内字馬場三	５０２番３	鉄道用地	３００．００
南陽市宮内字馬場三	５０８番３	鉄道用地	３８３．００
南陽市宮内字馬場三	５０９番３	鉄道用地	１７５．００
南陽市宮内字馬場三	５０９番５	鉄道用地	６．６１
南陽市宮内字馬場三	５１０番２	鉄道用地	２３１．００
南陽市宮内字桜田一	５１４番３	鉄道用地	６５５．００
南陽市宮内字桜田一	５１６番３	鉄道用地	４３１．００
南陽市宮内字桜田一	５１７番２	鉄道用地	４７．００
南陽市宮内字穴田二	９９０番３	鉄道用地	２１．００
南陽市宮内字穴田二	９９０番５	鉄道用地	３０４．００
南陽市宮内字穴田二	９９１番３	鉄道用地	１７８．００
南陽市宮内字穴田二	９９２番２	鉄道用地	６．６１
南陽市宮内字穴田三	１００３番３	鉄道用地	６０９．００
南陽市宮内字穴田四	１００６番３	鉄道用地	４９．００
南陽市宮内字穴田四	１００９番３	鉄道用地	５４２．００
南陽市宮内字穴田四	１０１３番３	鉄道用地	２５１．００
南陽市宮内字町尻二	２７６５番３	鉄道用地	３，４５４．００
南陽市宮内字町尻二	２７６５番１５	鉄道用地	４３．００
南陽市宮内字大清水一	２７８８番２	鉄道用地	３００．００
南陽市宮内字大清水一	２７８９番３	鉄道用地	１，８８７．００
南陽市宮内字大清水一	２７９０番２	鉄道用地	９１９．００
南陽市宮内字大清水二	２７９７番２	鉄道用地	６．６１
南陽市宮内字冨貴田四	２８５４番２	鉄道用地	３２８．００
南陽市宮内字冨貴田四	２８５５番	鉄道用地	１３２．００
南陽市宮内字冨貴田四	２８５６番	鉄道用地	６２．００
南陽市宮内字冨貴田四	２８５７番	鉄道用地	１５２．００
南陽市宮内字冨貴田四	２８５８番	鉄道用地	１６．００
南陽市宮内字冨貴田四	２８５９番２	鉄道用地	４０２．００

南陽市宮内字冨貴田四	２８６０番２	鉄道用地	３６３．００
南陽市宮内字冨貴田四	２８６１番２	鉄道用地	１，０２７．００
南陽市宮内字阿弥陀堂	２８６３番２	鉄道用地	１，４４１．００
南陽市宮内字阿弥陀堂	２８６４番２	鉄道用地	１４５．００
南陽市宮内字阿弥陀堂	２８６５番２	鉄道用地	１０２．００
南陽市宮内字阿弥陀堂	２８６６番２	鉄道用地	２３．００
南陽市宮内字阿弥陀堂	２８６７番２	鉄道用地	１３８．００
南陽市宮内字阿弥陀堂	２８７１番２	鉄道用地	６．６１
南陽市宮内字阿弥陀堂	２８７２番３	鉄道用地	６．６１
南陽市宮内字柳町二	２９５０番３	鉄道用地	１，４３２．００
南陽市宮内字柳町二	２９５１番２	鉄道用地	４２．００
南陽市宮内字大壇三	３０１２番３	鉄道用地	２１４．００
南陽市宮内字大壇三	３０１３番２	鉄道用地	６．６１
南陽市宮内字大壇三	３０３８番２	鉄道用地	１０９．００
南陽市宮内字大壇三	３０３９番３	鉄道用地	１４５．００
南陽市宮内字大壇三	３０４０番４	鉄道用地	７６３．００
南陽市宮内字大壇三	３０４２番２	鉄道用地	３３７．００
南陽市宮内字大壇三	３０４３番７	鉄道用地	７２３．００
南陽市宮内字大壇四	３０４６番３	鉄道用地	３３３．００
南陽市宮内字大壇四	３０４７番２	鉄道用地	３．３０
南陽市宮内字大壇四	３０４９番２	鉄道用地	６９．００
南陽市宮内字大壇四	３０５０番２	鉄道用地	７６．００
南陽市宮内字大壇四	３０５２番２	鉄道用地	６．６１
南陽市宮内字大壇四	３０５５番２	鉄道用地	３．３０
南陽市宮内字大壇四	３０５６番２	鉄道用地	１８５．００
南陽市宮内字大壇四	３０５７番３	鉄道用地	２４７．００
南陽市宮内字大壇四	３０５８番２	鉄道用地	２９．００
南陽市池黒字長表	１３０８番３	鉄道用地	３５０．００
南陽市池黒字長表	１３１０番３	鉄道用地	６４４．００
南陽市池黒字長表	１３１１番３	鉄道用地	３８６．００
南陽市池黒字長表	１３１３番２	鉄道用地	１３．００
南陽市池黒字長表	１３１４番３	鉄道用地	４９９．００
南陽市池黒字後沢田	１３２５番４	鉄道用地	２７１．００
南陽市池黒字後沢田	１３２６番３	鉄道用地	４３３．００

南陽市池黒字後沢田	１３２７番３	鉄道用地	１８８．００
南陽市池黒字後沢田	１３２８番４	鉄道用地	４９２．００
南陽市池黒字後沢田	１３２８番６	鉄道用地	３３．００
南陽市池黒字壇之前	１３３７番３	鉄道用地	９６０．００
南陽市池黒字馬場	１３６６番３	鉄道用地	２８４．００
南陽市池黒字馬場	１３６７番２	鉄道用地	１６．００
南陽市池黒字馬場	１３６８番２	鉄道用地	７２．００
南陽市池黒字馬場	１３７５番３	鉄道用地	３６３．００
南陽市池黒字馬場	１３８５番２	鉄道用地	１２５．００
南陽市池黒字馬場	１３８５番４	鉄道用地	４６．００
南陽市池黒字馬場	１３８５番５	鉄道用地	５６．００
南陽市池黒字馬場	１３８６番２	鉄道用地	１２８．００
南陽市池黒字馬場	１３８７番２	鉄道用地	７２．００
南陽市池黒字馬場	１３８８番２	鉄道用地	３．３０
南陽市池黒字馬場	１３９４番２	鉄道用地	６．６１
南陽市池黒字馬場	１３９５番４	鉄道用地	８５．００
南陽市池黒字馬場	１３９５番６	鉄道用地	１５８．００
南陽市漆山字大根在家一	９８９番２	鉄道用地	２６．００
南陽市漆山字大根在家一	９９１番２	鉄道用地	３９．００
南陽市漆山字大根在家一	９９２番４	鉄道用地	６６４．００
南陽市漆山字大根在家一	９９３番２	鉄道用地	１９．００
南陽市漆山字大根在家一	９９４番５	鉄道用地	３２７．００
南陽市漆山字大根在家一	９９５番２	鉄道用地	４９．００
南陽市漆山字大根在家二	９９７番４	鉄道用地	５９８．００
南陽市漆山字大根在家二	９９９番３	鉄道用地	８３３．００
南陽市漆山字大根在家二	１００４番２	鉄道用地	３．３０
南陽市漆山字西田中二	１０５３番２	鉄道用地	１２２．００
南陽市漆山字西田中二	１０５８番３	鉄道用地	９．９１
南陽市漆山字西田中二	１０５８番４	鉄道用地	６４４．００
南陽市漆山字西田中二	１０５９番２	鉄道用地	９．９１
南陽市漆山字西田中二	１０６０番４	鉄道用地	１８５．００
南陽市漆山字西田中二	１０６０番６	鉄道用地	１６５．００
南陽市漆山字西田中二	１０６１番２	鉄道用地	１３２．００
南陽市漆山字東田中	１０６９番３	鉄道用地	５４２．００

南陽市漆山字東田中	１０６９番４	鉄道用地	２９．００
南陽市漆山字東田中	１０７１番	鉄道用地	１２８．００
南陽市漆山字東田中	１０７２番２	鉄道用地	３３．００
南陽市漆山字東田中	１０７２番３	鉄道用地	１６．００
南陽市漆山字西高堰二	１１１７番２	鉄道用地	２１８．００
南陽市漆山字東屋敷二	１４０３番５	鉄道用地	２５５．００
南陽市漆山字東屋敷二	１４０３番７	鉄道用地	９９．００
南陽市漆山字東屋敷二	１４０３番８	鉄道用地	３３０．００
南陽市漆山字東屋敷二	１４０４番２	鉄道用地	３２６．００
南陽市漆山字東屋敷二	１４０８番１１	鉄道用地	９５５．００
南陽市漆山字東屋敷二	１４０９番３	鉄道用地	９５．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４５０番２	鉄道用地	２．２４
南陽市漆山字東屋敷三	１４５２番２	鉄道用地	３３．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４５２番３	鉄道用地	４９．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４５３番２	鉄道用地	９５．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４５４番２	鉄道用地	１２２．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６２番２	鉄道用地	２９．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６３番	鉄道用地	１９．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６４番	鉄道用地	２３．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６５番	鉄道用地	２３．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６６番	鉄道用地	２３．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６７番２	鉄道用地	８５．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６７番３	鉄道用地	１９．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６８番２	鉄道用地	７６．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６８番３	鉄道用地	４６．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４６９番	鉄道用地	４９．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４７０番２	鉄道用地	３６．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４７０番３	鉄道用地	２９．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４７２番２	鉄道用地	５．３５
南陽市漆山字東屋敷三	１４７２番３	鉄道用地	３３．２８
南陽市漆山字東屋敷三	１４７７番２	鉄道用地	８２．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４７８番２	鉄道用地	１２８．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４８０番２	鉄道用地	６．６１
南陽市漆山字東屋敷三	１４８１番	鉄道用地	９２．００

南陽市漆山字東屋敷三	１４８２番２	鉄道用地	４９．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４８２番３	鉄道用地	１３．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４８３番２	鉄道用地	１３８．００
南陽市漆山字東屋敷三	１４８４番２	鉄道用地	９２．００
南陽市漆山字柳田一	１５３３番２	鉄道用地	１８１．００
南陽市漆山字柳田一	１５６９番２	鉄道用地	９．９１
南陽市漆山字西高堰三	１５７８番３	鉄道用地	１６８．００
南陽市漆山字西高堰三	１５７８番４	鉄道用地	３．３０
南陽市漆山字西高堰三	１５７９番１	鉄道用地	５６．００
南陽市漆山字西高堰三	１５７９番５	鉄道用地	３４７．００
南陽市漆山字西高堰三	１５８０番３	鉄道用地	１５５．００
南陽市漆山字西高堰三	１５８１番３	鉄道用地	２６１．００
南陽市漆山字西高堰三	１５８３番２	鉄道用地	４９．００
南陽市漆山字西高堰三	１５８４番３	鉄道用地	３３０．００
南陽市漆山字西高堰三	１５８５番３	鉄道用地	２４４．００
南陽市漆山字柳田二	１５８７番２	鉄道用地	７６．００
南陽市羽付字高山原九	１６１番２	鉄道用地	１２５．００
南陽市羽付字高山原九	１６３番２	鉄道用地	２３１．００
南陽市羽付字高山原九	１６６番２	鉄道用地	６．６１
南陽市羽付字高山原九	１６６番３	鉄道用地	１３２．００
南陽市羽付字四百刈	１６９番２	鉄道用地	２５４．００
南陽市羽付字四百刈	１７１番４	鉄道用地	１６１．００
南陽市羽付字四百刈	１７１番５	鉄道用地	４０９．００
南陽市羽付字東又	１７８番３	鉄道用地	５２８．００
南陽市羽付字東又	１８０番３	鉄道用地	１６５．００
南陽市羽付字東又	１８１番３	鉄道用地	２６１．００
南陽市羽付字東又	１８２番３	鉄道用地	２４４．００
南陽市羽付字西又	１８７番４	鉄道用地	７０４．００
南陽市羽付字西又	１８８番２	鉄道用地	２３．００
南陽市蒲生田字堰口前	７０６番２	鉄道用地	３８．００
南陽市蒲生田字堰口前	７０７番３	鉄道用地	７．３６
南陽市蒲生田字堰口前	７１０番３	鉄道用地	２７．００
南陽市蒲生田字堰口前	７１０番６	鉄道用地	１９３．００
南陽市蒲生田字堰口前	７１１番３	鉄道用地	９４．００

南陽市蒲生田字堰口前	７１２番２	鉄道用地	２６．００
南陽市蒲生田字堰口前	７１４番３	鉄道用地	１４５．００
南陽市蒲生田字堰口前	７１５番２	鉄道用地	２．５４
南陽市蒲生田字堰口前	７２０番２	鉄道用地	８８．００
南陽市蒲生田字堰口前	７２１番２	鉄道用地	１１０．００
南陽市蒲生田字堰口前	７２２番３	鉄道用地	７４．００
南陽市蒲生田字堰口前	７２３番２	鉄道用地	１０１．００
南陽市蒲生田字堰口前	７２４番２	鉄道用地	２．９４
南陽市蒲生田字堰口前	７２５番２	鉄道用地	１９９．００
南陽市蒲生田字堰口前	７２６番２	鉄道用地	５１．００
南陽市蒲生田字堰口前	７３４番４	鉄道用地	３０８．００
南陽市蒲生田字堰口前	７３５番２	鉄道用地	４４．００
南陽市蒲生田字堰口前	７３６番３	鉄道用地	１９４．００
南陽市蒲生田字堰口前	７３７番２	鉄道用地	１１．００
南陽市蒲生田字堰口前	７３９番２	鉄道用地	８２．００
南陽市蒲生田字堰口前	７４０番２	鉄道用地	４２．００
南陽市蒲生田字堰口前	７４９番２	鉄道用地	５３．００
南陽市蒲生田字堰口前	７５０番２	鉄道用地	１９．００
南陽市蒲生田字堰口前	７５１番２	鉄道用地	７．８１
南陽市蒲生田字堰口前	７５１番４	鉄道用地	３．１６
南陽市蒲生田字堰口前	７５１番５	鉄道用地	１６．００
南陽市蒲生田字観音堂	７６３番２	鉄道用地	２．４３
南陽市蒲生田字観音堂	７６５番３	鉄道用地	４２６．００
南陽市蒲生田字観音堂	７６６番５	鉄道用地	４７９．００
南陽市蒲生田字寺ノ裏	８１３番２	鉄道用地	３８．００
南陽市蒲生田字寺ノ裏	８１４番２	鉄道用地	２７．００
南陽市蒲生田字寺ノ裏	８１５番２	鉄道用地	５２．００
南陽市蒲生田字寺ノ裏	８１６番３	鉄道用地	１３３．００
南陽市蒲生田字寺ノ裏	８１６番５	鉄道用地	５．３３
南陽市蒲生田字寺ノ裏	８１７番２	鉄道用地	６７．００
南陽市蒲生田字寺ノ裏	８１７番４	鉄道用地	４６．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８３５番４	鉄道用地	１２３．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８３６番２	鉄道用地	１９．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８３７番２	鉄道用地	６０．００

南陽市蒲生田字寺屋敷	８３９番２	鉄道用地	３０．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８４０番２	鉄道用地	１００．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８４１番２	鉄道用地	7．１０
南陽市蒲生田字寺屋敷	８４２番２	鉄道用地	１１５．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８４６番２	鉄道用地	６１．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８５９番８	鉄道用地	３４９．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８５９番１０	鉄道用地	１１６．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８５９番１２	鉄道用地	２７０．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８５９番１３	鉄道用地	３．７２
南陽市蒲生田字寺屋敷	８５９番１５	鉄道用地	３８．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８５９番１７	鉄道用地	１２．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８６０番２	鉄道用地	４．８２
南陽市蒲生田字寺屋敷	８６０番４	鉄道用地	１２．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８６０番５	鉄道用地	１２．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８６０番７	鉄道用地	６．５４
南陽市蒲生田字寺屋敷	８６０番９	鉄道用地	１９．００
南陽市蒲生田字寺屋敷	８６４番５	鉄道用地	２４５．００
南陽市蒲生田字地蔵前	１３６３番２	鉄道用地	１０．００
南陽市蒲生田字地蔵前	１３６３番３	鉄道用地	１２．００
南陽市蒲生田字地蔵前	１３６４番２	鉄道用地	１７．００
南陽市蒲生田字地蔵前	１３６４番３	鉄道用地	４３．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３６８番５	鉄道用地	１６３．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３６９番２	鉄道用地	１．７１
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７４番２	鉄道用地	２０．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７４番４	鉄道用地	３０．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７５番２	鉄道用地	３０．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７６番２	鉄道用地	１２４．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７７番１２	鉄道用地	２６．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７７番１３	鉄道用地	２１２．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７７番１５	鉄道用地	５０．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７７番１６	鉄道用地	１４．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７７番１７	鉄道用地	５８．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７７番２	鉄道用地	１５．００
南陽市蒲生田字上番匠面	１３７８番８	鉄道用地	２５．００

南陽市蒲生田字上番匠面	１３７８番９	鉄道用地	３０３．００
南陽市蒲生田字番匠面	１３９８番１	鉄道用地	２８７．００
南陽市蒲生田字番匠面	１３９９番４	鉄道用地	１１８．００
南陽市蒲生田字瘤田	１４３６番３	鉄道用地	３２４．００
南陽市蒲生田字瘤田	１４３６番５	鉄道用地	３２．００
南陽市蒲生田字瘤田	１４４０番３	鉄道用地	２５３．００
南陽市蒲生田字瘤田	１４４０番５	鉄道用地	０．１８
南陽市蒲生田字瘤田	１４４１番３	鉄道用地	１４２．００
南陽市蒲生田字旗鉾	１４４４番４	鉄道用地	１９９．００
南陽市蒲生田字旗鉾	１４４４番６	鉄道用地	９２．００
南陽市蒲生田字旗鉾	１４４６番４	鉄道用地	１９１．００
南陽市蒲生田字旗鉾	１４４６番６	鉄道用地	５１１．００
南陽市蒲生田字旗鉾	１４４６番７	鉄道用地	６７．００
南陽市蒲生田字旗鉾	１４４８番２	鉄道用地	３９．００
南陽市蒲生田字馬場	１４５２番２	鉄道用地	１４１．００
南陽市蒲生田字馬場	１４５７番２	鉄道用地	１０．００
南陽市蒲生田字馬場	１４５８番２	鉄道用地	４０．００
南陽市蒲生田字馬場	１４６１番２	鉄道用地	４．３５
南陽市梨郷字鞘町前	６９７番２	鉄道用地	４．０６
南陽市梨郷字鞘町前	６９８番２	鉄道用地	１９．００
南陽市梨郷字鞘町前	７１５番３	鉄道用地	１６１．００
南陽市梨郷字鞘町前	７１５番４	鉄道用地	１８１．００
南陽市梨郷字鞘町前	７１６番３	鉄道用地	３６．００
南陽市梨郷字鞘町前	７１６番４	鉄道用地	３４７．００
南陽市梨郷字鞘町前	７１７番２	鉄道用地	４２．００
南陽市梨郷字鞘町前	７１８番３	鉄道用地	１９５．００
南陽市梨郷字鞘町前	７１９番２	鉄道用地	１３．００
南陽市梨郷字鞘町	７２２番２	鉄道用地	１２．００
南陽市梨郷字鞘町	７２３番４	鉄道用地	１６８．００
南陽市梨郷字鞘町	７２３番５	鉄道用地	１６．００
南陽市梨郷字鞘町	７２３番６	鉄道用地	３３．００
南陽市梨郷字鞘町	７２３番７	鉄道用地	１３．００
南陽市梨郷字鞘町	７２５番３	鉄道用地	２２１．００
南陽市梨郷字鞘町	７２６番３	鉄道用地	２３１．００

南陽市梨郷字粡町	７３０番２	鉄道用地	５２．００
南陽市梨郷字粡町	７３２番２	鉄道用地	８９．００
南陽市梨郷字粡町	７３７番２	鉄道用地	２８２．００
南陽市梨郷字粡町	７３８番２	鉄道用地	３１．００
南陽市梨郷字石田	７６４番３	鉄道用地	５８５．００
南陽市梨郷字石田	７６６番２	鉄道用地	１３．００
南陽市梨郷字横道	８９９番２	鉄道用地	５９．００
南陽市梨郷字横道	９００番３	鉄道用地	５７１．００
南陽市梨郷字横道	９０１番２	鉄道用地	１４２．００
南陽市梨郷字小豆田	９５９番４	鉄道用地	１３．００
南陽市梨郷字小豆田	９５９番５	鉄道用地	６３８．００
南陽市梨郷字小豆田	９５９番６	鉄道用地	１７１．００
南陽市梨郷字小豆田	９５９番８	鉄道用地	３４０．００
南陽市梨郷字酒町南	９６１番２	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字酒町南	９６２番２	鉄道用地	２５７．００
南陽市梨郷字酒町南	９６３番２	鉄道用地	２．８７
南陽市梨郷字酒町南	９６４番２	鉄道用地	１１．００
南陽市梨郷字酒町南	９６５番２	鉄道用地	１３８．００
南陽市梨郷字酒町南	９６６番３	鉄道用地	４８７．２０
南陽市梨郷字酒町南	９７０番２	鉄道用地	１６．００
南陽市梨郷字酒町南	９７１番２	鉄道用地	２５４．８０
南陽市梨郷字酒町南	９７２番４	鉄道用地	３１０．００
南陽市梨郷字酒町南	９７８番２	鉄道用地	５２３．４０
南陽市梨郷字酒町南	９７９番３	鉄道用地	５９５．００
南陽市梨郷字酒町南	９８５番２	鉄道用地	１７６．００
南陽市梨郷字酒町南	９８５番４	鉄道用地	６１．００
南陽市梨郷字酒町南	９８６番２	鉄道用地	２４４．００
南陽市梨郷字酒町南	９８７番	鉄道用地	１５５．００
南陽市梨郷字酒町南	９８９番２	鉄道用地	１５４．００
南陽市梨郷字酒町南	１００２番９	鉄道用地	４３３．００
南陽市梨郷字酒町南	１００３番２	鉄道用地	８９．００
南陽市梨郷字酒町南	１００５番２	鉄道用地	８９．００
南陽市梨郷字中巻一	１２８９番３	鉄道用地	２６１．００
南陽市梨郷字中巻一	１２９０番３	鉄道用地	２９．００

南陽市梨郷字中巻一	１２９２番１	鉄道用地	７６．００
南陽市梨郷字中巻一	１２９２番３	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字中巻一	１２９２番４	鉄道用地	４９．００
南陽市梨郷字中巻一	１２９３番２	鉄道用地	５６．５２
南陽市梨郷字中巻一	１２９４番２	鉄道用地	１０９．００
南陽市梨郷字中巻一	１２９６番２	鉄道用地	１２３．７３
南陽市梨郷字中巻一	１２９７番２	鉄道用地	５．５５
南陽市梨郷字中巻一	１２９８番５	鉄道用地	２１３．００
南陽市梨郷字中巻一	１３０１番２	鉄道用地	１３３．１２
南陽市梨郷字中巻二	１３４４番３	鉄道用地	４５２．００
南陽市梨郷字中巻二	１３４４番６	鉄道用地	３３７．７１
南陽市梨郷字中巻二	１３４５番２	鉄道用地	１３．６８
南陽市梨郷字中巻二	１３４６番２	鉄道用地	８６．５１
南陽市梨郷字中巻二	１３４９番２	鉄道用地	２７７．００
南陽市梨郷字中巻二	１３４９番３	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字中巻二	１３５０番２	鉄道用地	３６３．００
南陽市梨郷字中巻二	１３５０番３	鉄道用地	７６．００
南陽市梨郷字中巻三	１３６２番３	鉄道用地	８５．００
南陽市梨郷字中巻三	１３６５番２	鉄道用地	１．９８
南陽市梨郷字中巻三	１３６６番２	鉄道用地	１６．００
南陽市梨郷字中巻四	１３７１番２	鉄道用地	４９．００
南陽市梨郷字中巻四	１３７２番２	鉄道用地	１２８．０６
南陽市梨郷字中巻四	１３７３番２	鉄道用地	３２０．８２
南陽市梨郷字中巻四	１３７４番２	鉄道用地	１８５．００
南陽市梨郷字中巻四	１３７５番２	鉄道用地	２９．００
南陽市梨郷字中巻四	１３８６番２	鉄道用地	１４８．００
南陽市梨郷字中巻四	１３８７番２	鉄道用地	６２．００
南陽市梨郷字中巻四	１３８８番２	鉄道用地	２１８．００
南陽市梨郷字中巻四	１３８９番２	鉄道用地	２０１．００
南陽市梨郷字中巻四	１３９１番２	鉄道用地	３７３．００
南陽市梨郷字中巻四	１３９２番２	鉄道用地	１１５．００
南陽市梨郷字中巻四	１３９３番２	鉄道用地	３９３．００
南陽市梨郷字中巻四	１３９８番２	鉄道用地	１８．００
南陽市梨郷字中巻四	１３９９番２	鉄道用地	５０２．００

南陽市梨郷字中巻五	１４２１番２	鉄道用地	５２．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２２番４	鉄道用地	４２６．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２３番２	鉄道用地	４３３．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２４番２	鉄道用地	６６．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２６番２	鉄道用地	２０４．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２７番２	鉄道用地	１０．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２７番３	鉄道用地	３．５７
南陽市梨郷字中巻五	１４２８番２	鉄道用地	７４．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２９番２	鉄道用地	１６．００
南陽市梨郷字中巻五	１４２９番３	鉄道用地	１，０４７．００
南陽市梨郷字中巻五	１４３６番２	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字中巻五	１４３７番２	鉄道用地	２６７．００
南陽市梨郷字中巻五	１４３７番４	鉄道用地	６．６１
南陽市梨郷字中巻五	１４３８番	鉄道用地	３９．００
南陽市梨郷字中巻五	１４３８番１	鉄道用地	７６．００
南陽市梨郷字中巻五	１４３９番２	鉄道用地	２７．００
南陽市梨郷字中巻五	３００５番	鉄道用地	２３．００
南陽市梨郷字中巻五	３００６番	鉄道用地	３３．００
南陽市梨郷字岡野	１４９１番２	鉄道用地	１７８．００
南陽市梨郷字岡野	１４９２番２	鉄道用地	２８４．００
南陽市梨郷字岡野	１４９２番３	鉄道用地	９．９１
南陽市梨郷字庚申檀	１８１１番２	鉄道用地	２５１．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８１６番３	鉄道用地	１８５．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８１７番３	鉄道用地	３３７．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８２３番２	鉄道用地	６９．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８２４番３	鉄道用地	２１８．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８２５番２	鉄道用地	５９．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８２６番２	鉄道用地	５６．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８２７番３	鉄道用地	１７１．００
南陽市梨郷字庚申檀	１８４８番４	鉄道用地	７４０．００
南陽市梨郷字庚申檀	２７５９番７	鉄道用地	１３．００
南陽市梨郷字庚申檀	２７５９番４	鉄道用地	１６．００
南陽市梨郷字階	２０１３番２	鉄道用地	７２．００
南陽市梨郷字階	２０２８番２	鉄道用地	５６．００

南陽市梨郷字階	２０３１番２	鉄道用地	１１２．００
南陽市梨郷字下巻一	２０５４番２	鉄道用地	６．６１
南陽市梨郷字下巻一	２０５５番２	鉄道用地	１９．００
南陽市梨郷字下巻一	２０５７番２	鉄道用地	１３８．００
南陽市梨郷字下巻一	２０５８番３	鉄道用地	２８０．００
南陽市梨郷字下巻一	２０５８番５	鉄道用地	２４７．００
南陽市梨郷字下巻二	２０７８番２	鉄道用地	１４５．００
南陽市梨郷字下巻二	２０７９番	鉄道用地	３９．００
南陽市梨郷字下巻二	２０８０番２	鉄道用地	１０９．００
南陽市梨郷字下巻二	２０８１番２	鉄道用地	１．３８
南陽市梨郷字下巻二	２０８２番３	鉄道用地	４５６．００
南陽市梨郷字下巻二	２０８３番２	鉄道用地	４２．００
南陽市梨郷字下巻二	２０８６番２	鉄道用地	７２．００
南陽市梨郷字下巻二	２０８７番３	鉄道用地	３２７．００
南陽市梨郷字下巻三	２１２８番２	鉄道用地	９５．００
南陽市梨郷字下巻三	２１２９番	鉄道用地	１１５．００
南陽市梨郷字下巻三	２１３０番１	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字下巻三	２１３０番２	鉄道用地	１１２．００
南陽市梨郷字下巻三	２１３１番	鉄道用地	９９．００
南陽市梨郷字下巻三	２１３２番１	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字下巻三	２１３２番２	鉄道用地	１０５．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２１６８番２	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字檀ノ前	２１６８番３	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字檀ノ前	２１６９番２	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字檀ノ前	２１６９番３	鉄道用地	１．３２
南陽市梨郷字檀ノ前	２１７０番２	鉄道用地	１６．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２１７０番３	鉄道用地	１．６５
南陽市梨郷字檀ノ前	２１７１番２	鉄道用地	３．３０
南陽市梨郷字檀ノ前	２１７１番３	鉄道用地	６．６１
南陽市梨郷字檀ノ前	２１９５番２	鉄道用地	３３．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２００番２	鉄道用地	２９４．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０１番３	鉄道用地	１９５．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０２番２	鉄道用地	９２．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０３番２	鉄道用地	３２０．００

南陽市梨郷字檀ノ前	２２０４番２	鉄道用地	４９．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０５番３	鉄道用地	８３６．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０６番２	鉄道用地	４８９．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０８番２	鉄道用地	３２７．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０８番３	鉄道用地	６．６１
南陽市梨郷字檀ノ前	２２０９番	鉄道用地	３３７．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２１０番２	鉄道用地	１２２．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２１１番２	鉄道用地	３１０．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２１４番２	鉄道用地	６９．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２２１番２	鉄道用地	１８８．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２２２番３	鉄道用地	４８５．００
南陽市梨郷字檀ノ前	２２２３番３	鉄道用地	３５７．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２３番２	鉄道用地	１３２．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２４番４	鉄道用地	９２．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２４番５	鉄道用地	９５．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２４番６	鉄道用地	１８５．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２５番２	鉄道用地	１２８．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２６番２	鉄道用地	１６１．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２７番２	鉄道用地	１９８．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６２８番２	鉄道用地	８５．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６３０番	鉄道用地	８４６．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６３１番	鉄道用地	２，５７８．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１０	鉄道用地	４３３．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１１	鉄道用地	３７６．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１２	鉄道用地	３１７．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１３	鉄道用地	３６０．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１４	鉄道用地	２０１．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１５	鉄道用地	１２５．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１６	鉄道用地	５，４７７．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番１７	鉄道用地	２，０７２．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番４	鉄道用地	４，１５５．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番５	鉄道用地	２，７２７．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番６	鉄道用地	１，９９３．００
南陽市梨郷字櫛ケ峯	２６４１番９	鉄道用地	９２．００

南陽市梨郷字寺山	２６４２番４	鉄道用地	５６．００
南陽市梨郷字寺山	２６４２番５	鉄道用地	３，７７１．００
南陽市梨郷字寺山	２６４２番７	鉄道用地	３８３．００
南陽市梨郷字寺山	２６４３番１	鉄道用地	３，１６６．００
南陽市梨郷字寺山	２６４３番３	鉄道用地	２７１．００
南陽市梨郷字寺山	２６４４番２	鉄道用地	０．３３
南陽市梨郷字寺山	２６４４番３	鉄道用地	２．５２
南陽市梨郷字寺山	２６４４番４	鉄道用地	３，６２９．００
南陽市梨郷字寺山	２６４４番６	鉄道用地	６３７．００
南陽市梨郷字寺山	２６４４番１１	鉄道用地	１．０２
南陽市梨郷字寺山	２６４４番１２	鉄道用地	４４．００
南陽市梨郷字寺山	２６４４番１３	鉄道用地	１１３．００
南陽市梨郷字寺山	２６４５番３	鉄道用地	７５９．００
南陽市梨郷字寺山	２６４５番８	鉄道用地	３１．００
南陽市梨郷字寺山	２６４５番９	鉄道用地	２９．００
南陽市梨郷字寺山	２６４４番１５	鉄道用地	８．６９
南陽市梨郷字寺山	２６４５番１０	鉄道用地	９１．００
南陽市梨郷字寺山	２６４５番１１	鉄道用地	３８．００
南陽市梨郷字寺山	２６４５番１２	鉄道用地	７．６０
南陽市和田字東雲雀田	８５番２	鉄道用地	３６．００
南陽市和田字東雲雀田	８６番２	鉄道用地	６２．００
南陽市和田字東雲雀田	２０５９番２	鉄道用地	３３．００
南陽市和田字東雲雀田	２０６０番２	鉄道用地	１１５．００
南陽市和田字東雲雀田	２０６１番３	鉄道用地	３２３．００
南陽市和田字東雲雀田	２０６２番２	鉄道用地	１３５．００
南陽市和田字東雲雀田	２０６３番２	鉄道用地	２６１．００
南陽市和田字上畳田	１３２番４	鉄道用地	６０８．００
南陽市和田字上畳田	１３３番２	鉄道用地	９．９１
南陽市和田字上畳田	１４１番４	鉄道用地	３１７．００
南陽市和田字上畳田	１４２番３	鉄道用地	１９８．００
南陽市和田字上畳田	１４３番３	鉄道用地	１１９．００
南陽市和田字上畳田	１４４番３	鉄道用地	２１４．００
南陽市和田字上畳田	１４５番２	鉄道用地	３．３０
南陽市和田字上畳田	１４８番２	鉄道用地	１７５．００

南陽市和田字上畳田	１５３番２	鉄道用地	１２８．００
南陽市和田字深田	１６８番２	鉄道用地	４６．００
南陽市和田字深田	１６９番３	鉄道用地	３７３．００
南陽市和田字東沼田	８７６番２	鉄道用地	１４５．００
南陽市和田字宮田	９２６番３	鉄道用地	１１２．００
南陽市和田字宮田	９２７番３	鉄道用地	２４４．００
南陽市和田字宮田	９２８番３	鉄道用地	１８８．００
南陽市和田字宮田	９３０番２	鉄道用地	９．９１
南陽市和田字宮田	９５５番５	鉄道用地	２４１．００
南陽市和田字宮田	１９４８番４	鉄道用地	５６．００
南陽市和田字宮田	１９４８番５	鉄道用地	９９．００
南陽市和田字宮田	１９４９番３	鉄道用地	３８３．００
南陽市和田字宮田	１９５０番３	鉄道用地	７２．００
南陽市和田字宮田	１９５０番５	鉄道用地	２１４．００
南陽市和田字宮田	１９５１番３	鉄道用地	２４１．００
南陽市和田字宮田	１９５２番３	鉄道用地	２２４．００
南陽市和田字宮田	１９５３番３	鉄道用地	３６０．００
南陽市和田字宮田	２０５２番２	鉄道用地	９．９１
南陽市和田字飯島	９６０番２	鉄道用地	４９５．００
南陽市和田字飯島	９６１番２	鉄道用地	５９．００
南陽市和田字飯島	９６１番３	鉄道用地	１６．００
南陽市和田字飯島	９６５番２	鉄道用地	１３．００
南陽市和田字飯島	９６６番２	鉄道用地	１７５．００
南陽市和田字飯島	９６７番２	鉄道用地	６．６１
南陽市和田字井島	１０２４番２	鉄道用地	５２．００
南陽市和田字井島	１０２５番３	鉄道用地	２４７．００
南陽市和田字井島	１０２７番	鉄道用地	１０２．００
南陽市和田字井島	１０２８番	鉄道用地	３６．００
南陽市和田字井島	１０２９番	鉄道用地	４２．００
南陽市和田字井島	１０３０番２	鉄道用地	３９．００
南陽市和田字井島	１０３１番３	鉄道用地	２１４．００
南陽市和田字井島	１０３５番２	鉄道用地	９５．００
南陽市和田字井島	１０３６番２	鉄道用地	６９．００
南陽市和田字井島	１０４７番２	鉄道用地	６６．００

南陽市竹原字相之町一	１６３番２	鉄道用地	９．９１
南陽市竹原字相之町一	１６４番２	鉄道用地	６．６１
南陽市竹原字相之町一	１６５番２	鉄道用地	４６．００
南陽市竹原字相之町一	１６６番３	鉄道用地	３３３．００
南陽市竹原字相之町一	１６７番３	鉄道用地	５２．００
南陽市竹原字相之町一	１６７番４	鉄道用地	２９４．００
南陽市竹原字相之町一	１６７番６	鉄道用地	２２４．００
南陽市竹原字相之町一	１６９番２	鉄道用地	１３２．００
南陽市竹原字相之町一	１７０番２	鉄道用地	４０６．００
南陽市竹原字相之町一	１７０番４	鉄道用地	１９８．００
南陽市竹原字相之町一	１７２番２	鉄道用地	１２５．００
南陽市竹原字相之町一	１７２番４	鉄道用地	１６．００
南陽市竹原字相之町二	１７９番３	鉄道用地	５１２．００
南陽市竹原字相之町二	１８０番３	鉄道用地	１８１．００
南陽市竹原字相之町二	１８１番３	鉄道用地	３３３．００
南陽市竹原字割田	２９６番３	鉄道用地	２７１．００
南陽市竹原字割田	２９６番４	鉄道用地	７９．００
南陽市竹原字割田	２９７番３	鉄道用地	３１４．００
南陽市竹原字割田	２９９番３	鉄道用地	９４２．００
南陽市竹原字下千苅田	３９２番２	鉄道用地	１，６５３．００
南陽市竹原字下千苅田	３９２番５	鉄道用地	３８．００
南陽市竹原字下千苅田	３９２番９	鉄道用地	２３８．００
南陽市竹原字下千苅田	３９４番５	鉄道用地	０．８１
南陽市竹原字下千苅田	４０２番３	鉄道用地	２７４．００
南陽市竹原字下千苅田	４０２番４	鉄道用地	３．３０
南陽市竹原字下千苅田	４０７番３	鉄道用地	２３４．００
南陽市竹原字下千苅田	４０７番４	鉄道用地	２９．００
南陽市竹原字下千苅田	４０７番８	鉄道用地	７．８２
南陽市竹原字下千苅田	４０７番９	鉄道用地	２６．００
南陽市竹原字宮城一	４１０番４	鉄道用地	７４７．００
南陽市竹原字宮城一	４１０番５	鉄道用地	２３１．００
南陽市竹原字宮城一	４１１番２	鉄道用地	１１２．００
南陽市竹原字宮城一	４１３番２	鉄道用地	９５．００
南陽市竹原字宮城一	４１４番３	鉄道用地	３６３．００

南陽市竹原字宮城一	４１４番６	鉄道用地	１９８.００
南陽市竹原字宮城一	４１６番３	鉄道用地	３９.００
南陽市竹原字宮城一	４１６番５	鉄道用地	２９.００
南陽市竹原字宮城三	４４５番２	鉄道用地	４６.００
南陽市竹原字宮城三	４４６番	鉄道用地	４６.００
南陽市竹原字宮城三	４４７番	鉄道用地	１９.００
南陽市竹原字宮城三	４４８番２	鉄道用地	４２３.００
南陽市竹原字宮城四	４５４番２	鉄道用地	３.３０
南陽市竹原字宮城四	４５５番２	鉄道用地	６６.００
南陽市竹原字宮城四	４５６番２	鉄道用地	２９.００
南陽市竹原字宮城四	４５７番２	鉄道用地	１６８.００
南陽市竹原字宮城四	４５８番３	鉄道用地	３４７.００
南陽市竹原字宮城四	４５９番３	鉄道用地	４９２.００
南陽市竹原字宮城四	４６０番３	鉄道用地	５２８.００
南陽市竹原字法界壇	４７９番３	鉄道用地	２４４.００
南陽市竹原字法界壇	４８０番	鉄道用地	１６.００
南陽市竹原字法界壇	４８９番２	鉄道用地	３３.００
南陽市竹原字法界壇	４９０番３	鉄道用地	９５.００
南陽市竹原字法界壇	２９０６番２	鉄道用地	４２.００
南陽市竹原字上千苅田	２８３９番１７	鉄道用地	６５.００
南陽市竹原字上千苅田	２８３９番１８	鉄道用地	４５.００
南陽市竹原字上千苅田	２８３９番３	鉄道用地	３,０２７.００
南陽市竹原字井島	２８６５番３	鉄道用地	２４１.００
南陽市竹原字井島	２８６６番３	鉄道用地	１０５.００
南陽市竹原字井島	２８６７番３	鉄道用地	５６.００
南陽市竹原字井島	２８６８番３	鉄道用地	６９.００
南陽市竹原字井島	２８６９番３	鉄道用地	１６１.００
南陽市竹原字井島	２９４８番２	鉄道用地	２３.００
南陽市竹原字井島	２９５０番２	鉄道用地	４９.００
南陽市竹原字井島	２９５１番２	鉄道用地	３.３０
南陽市竹原字太田ノ三	２８７０番２	鉄道用地	１４２.００
南陽市竹原字太田ノ三	２８７０番４	鉄道用地	３９.００
南陽市竹原字太田ノ三	２９５４番２	鉄道用地	８５.００
計			１４１,６４４.３７

議第６９号

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第９条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の南陽市議会議員及び南陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提　案　理　由

公職選挙法施行令の一部改正のため。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第７０号

南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市財産区管理会条例の一部を改正する条例

南陽市財産区管理会条例（昭和４２年条例第９４号）の一部を次のように改正する。
第３条中「７人」を「７人以内」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

提　案　理　由

財産区管理会の管理委員定数を改定するため。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第７１号

南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

１　管理を行わせる公の施設
　所在地　南陽市赤湯２１５番地の２
　名　称　南陽市健康長寿センター・デイサービスセンター

２　指定管理者となる団体
　所在地　南陽市赤湯２１５番地の２
　名　称　社会福祉法人南陽市社会福祉協議会
　代　表　会長　大沼　豊広

３　指定の期間
　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間）

提　案　理　由

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者を指定するため。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第７２号

南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

１　管理を行わせる公の施設
　所在地　南陽市宮内４５２６番地の１
　名　称　南陽市勤労者総合福祉センター

２　指定管理者となる団体
　所在地　米沢市窪田町窪田５８４番地の２
　名　称　株式会社エービーエム
　代表者　代表取締役社長　斎藤　正則

３　指定の期間
　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間）

提　案　理　由

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定するため。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第７３号

赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

１　管理を行わせる公の施設
　所在地　南陽市赤湯７５４番地の２
　名　称　赤湯温泉観光センター

２　指定管理者となる団体
　所在地　南陽市赤湯７５４番地の２
　名　称　赤湯温泉旅館協同組合
　代表者　代表理事　丸森　周平

３　指定の期間
　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間）

提　案　理　由

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、赤湯温泉観光センターの指定管理者を指定するため。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第７４号

南陽スカイパークの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

１　管理を行わせる公の施設
　　所在地　南陽市赤湯２８４１番地の１外
　　名　称　南陽スカイパーク

２　指定管理者となる団体
　　所在地　南陽市椚塚１９７０番地の４
　　名　称　南陽市スカイレジャー振興協議会
　　代表者　会長　須藤　清市

３　指定の期間
　　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間）

提　案　理　由

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、南陽スカイパークの指定管理者を指定するため。

令和７年１１月２８日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第７５号

令和７年度南陽市一般会計補正予算（第５号）

令和７年度南陽市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,959,370千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14　国庫支出金		2,398,361	269,968	2,668,329
	2　国庫補助金	1,103,258	269,968	1,373,226
15　県支出金		1,509,990	33,225	1,543,215
	2　県補助金	687,965	33,225	721,190
18　繰入金		1,560,097	65,409	1,625,506
	2　基金繰入金	1,555,029	65,409	1,620,438
20　諸収入		473,842	2,297	476,139
	5　雑入	431,800	2,297	434,097
歳入合計		18,588,471	370,899	18,959,370

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1　議会費		178,376	2,346	180,722
	1　議会費	178,376	2,346	180,722
2　総務費		4,131,260	26,918	4,158,178
	1　総務管理費	3,650,587	20,654	3,671,241
	2　徴税費	165,682	678	166,360
	3　戸籍住民基本台帳費	185,290	4,193	189,483
	4　選挙費	51,566	514	52,080
	5　統計調査費	59,211	436	59,647
	6　監査委員費	18,924	443	19,367
3　民生費		5,647,052	97,256	5,744,308
	1　社会福祉費	2,807,477	7,685	2,815,162
	2　児童福祉費	2,509,997	89,078	2,599,075
	3　生活保護費	329,136	493	329,629
4　衛生費		1,353,265	5,316	1,358,581
	1　保健衛生費	1,035,557	4,848	1,040,405
	3　上水道費	5,486	468	5,954
6　農林水産業費		796,445	5,920	802,365
	1　農業費	733,114	5,460	738,574
	2　林業費	63,331	460	63,791
7　商工費		437,726	208,022	645,748
	1　商工費	437,726	208,022	645,748
8　土木費		1,845,762	4,720	1,850,482
	1　土木管理費	49,349	1,626	50,975

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2　道路橋梁費	681,520	1,645	683,165
	4　都市計画費	946,644	1,449	948,093
10　教育費		1,728,824	20,401	1,749,225
	1　教育総務費	255,814	6,373	262,187
	2　小学校費	208,408	1,158	209,566
	3　中学校費	190,777	525	191,302
	4　幼稚園費	174,236	3,558	177,794
	5　社会教育費	593,575	6,310	599,885
	6　保健体育費	141,522	751	142,273
	7　学校給食費	164,492	1,726	166,218
歳出合計		18,588,471	370,899	18,959,370

議第７６号

令和７年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和７年度南陽市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,171,525千円とする。

２　事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

第１表　歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4　県支出金		2,336,103	236	2,336,339
	1　県負担金	2,336,102	236	2,336,338
6　繰入金		356,466	2,593	359,059
	1　一般会計繰入金	262,933	2,593	265,526
歳入合計		3,168,696	2,829	3,171,525

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1　総務費		105,398	2,685	108,083
	1　総務管理費	87,943	2,593	90,536
	2　徴税費	16,661	92	16,753
6　保健事業費		40,121	144	40,265
	1　特定健康診査等事業費	37,132	144	37,276
歳出合計		3,168,696	2,829	3,171,525

議第７７号

令和７年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和７年度南陽市の介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,921,912千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3　国庫支出金		908,896	225	909,121
	2　国庫補助金	288,106	225	288,331
5　県支出金		524,643	112	524,755
	2　県補助金	22,892	112	23,004
8　繰入金		626,004	2,578	628,582
	1　一般会計繰入金	581,466	2,442	583,908
	2　基金繰入金	44,538	136	44,674
歳入合計		3,918,997	2,915	3,921,912

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1　総務費		109,078	2,570	111,648
	1　総務管理費	75,624	1,834	77,458
	3　介護認定審査会費	30,641	736	31,377
3　地域支援事業費		141,684	345	142,029
	2　包括的支援・任意事業費	54,403	345	54,748
歳出合計		3,918,997	2,915	3,921,912

議第７８号

令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度南陽市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和７年度南陽市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　水道事業収益	796,644 千円	468 千円	797,112 千円
第１項　営　業　収　益	774,185 千円	0 千円	774,185 千円
第２項　営　業　外　収　益	22,452 千円	468 千円	22,920 千円
第３項　特　別　利　益	7 千円	0 千円	7 千円
支　　出			
第１款　水道事業費用	776,999 千円	1,804 千円	778,803 千円
第１項　営　業　費　用	747,789 千円	1,804 千円	749,593 千円
第２項　営　業　外　費　用	26,208 千円	0 千円	26,208 千円
第３項　特　別　損　失	1,002 千円	0 千円	1,002 千円
第４項　予　　備　　費	2,000 千円	0 千円	2,000 千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額304,132千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額304,527千円」に、「建設改良積立金119,807千円」を「建設改良積立金120,202千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　資本的支出	371,257 千円	395 千円	371,652 千円
第１項　建　設　改　良　費	281,890 千円	395 千円	282,285 千円
第２項　企　業　債　償　還　金	87,366 千円	0 千円	87,366 千円
第３項　その他資本的支出	1 千円	0 千円	1 千円
第４項　予　　備　　費	2,000 千円	0 千円	2,000 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）　職員給与費	77,029 千円	1,659 千円	78,688 千円

（他会計からの補助金）

第５条　予算第１０条中「1,223千円」を「1,691千円」に改める。

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第７９号

令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度南陽市下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和７年度南陽市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　公共下水道事業費用	1,049,859 千円	△ 4,374 千円	1,045,485 千円
第１項　営　業　費　用	957,170 千円	△ 4,374 千円	952,796 千円
第２項　営　業　外　費　用	90,386 千円	0 千円	90,386 千円
第３項　特　別　損　失	303 千円	0 千円	303 千円
第４項　予　備　費	2,000 千円	0 千円	2,000 千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額377,898千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額376,136千円」に、「当年度分損益勘定留保資金233,567千円」を「当年度分損益勘定留保資金231,805千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　公共下水道事業資本的支出	1,167,163 千円	△ 1,762 千円	1,165,401 千円
第１項　建　設　改　良　費	510,762 千円	△ 1,762 千円	509,000 千円
第２項　企　業　債　償　還　金	649,881 千円	0 千円	649,881 千円
第３項　そ の 他 資 本 的 支 出	5,520 千円	0 千円	5,520 千円
第４項　予　備　費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）　職員給与費	73,481 千円	△ 6,001 千円	67,480 千円

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第８０号

南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南陽市特別職の職員の給与に関する条例（昭和４２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１７０」を「１００分の１７２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南陽市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（令和７年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和７年１２月に支給する期末手当については、改正後の条例第４条第２項中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南陽市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提　案　理　由

人事院勧告等による給与改定のため。

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

議第８１号

南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南陽市一般職の職員の給与に関する条例（昭和４２年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１２６．２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２５」を「１００分の１２６．２５」に、「１００分の７０」を「１００分の７１．２５」に改める。

第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」を「１００分の１０６．２５」に改め、同項第２号中「１００分の５０」を「１００分の５１．２５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１　別紙

別表第３中

「

４級	係長又は主査の職務 園長又は館長の職務 困難な業務を処理する主任の職務
５級	各事務部局の課長補佐又は事務局長補佐の職務 副主幹の職務

」を

「

４級	係長又は主査の職務 副園長の職務 困難な業務を処理する主任の職務
５級	各事務部局の課長補佐又は事務局長補佐の職務 副主幹又は専門員の職務 園長又は館長の職務

」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第３の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の南陽市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1)　改正後の条例別表第１の規定　令和７年４月１日

(2)　改正後の条例第１９条第２項、同条第３項、第２１条第２項第１号、同項第２号並びに次項及び附則第４項の規定　令和７年１２月１日

（令和７年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　令和７年１２月に支給する期末手当に関する改正後の条例第１９条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、同条第３項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の７１．２５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。

（令和７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

４　令和７年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の条例第２１条第２項第１号及び第２号の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、同項第２号中「１００分の５１．２５」とあるのは「１００分の５２．５」とする。

（給与の内払）

５　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南陽市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提　案　理　由

人事院勧告等による給与改定のため。

令和７年１２月１９日提出

南陽市長　白　岩　孝　夫

別表第１

行政職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等		円	円	円	円	円	円
	1	197,400	245,600	281,200	315,300	338,500	373,300
	2	198,500	247,100	282,200	316,800	340,300	375,100
	3	199,800	248,700	283,200	318,300	342,200	376,700
	4	200,900	250,200	284,200	319,700	343,900	378,300
	5	202,000	251,700	285,200	321,100	345,600	379,900
	6	203,800	253,200	286,200	322,200	347,300	381,800
	7	205,400	254,700	287,200	323,200	349,100	383,300
	8	207,000	256,100	288,200	324,400	350,700	384,900
	9	208,600	257,600	289,200	325,600	352,300	386,200
	10	210,400	258,800	290,200	327,200	354,000	387,800
	11	212,000	260,100	291,200	328,900	355,800	389,500
	12	213,600	261,500	292,300	330,500	357,400	391,000
	13	215,300	262,700	293,300	332,000	358,900	392,900
	14	217,000	263,900	294,600	333,600	360,500	394,800
	15	218,700	265,100	295,900	335,200	362,200	396,800
	16	220,500	266,300	297,200	336,800	363,700	398,600
	17	221,800	267,400	298,400	338,300	365,100	400,200
	18	223,400	268,600	299,700	340,000	366,800	402,000
	19	225,000	269,700	300,900	341,700	368,500	403,700
	20	226,500	270,800	302,200	343,300	370,100	405,300
	21	228,200	271,700	303,200	344,700	371,300	407,100
	22	229,800	272,700	304,400	346,400	372,800	408,500
	23	231,500	273,700	305,600	348,200	374,300	409,900
	24	233,200	274,700	306,900	349,800	375,900	411,300
	25	234,900	275,800	308,300	351,000	377,600	412,700
	26	236,700	276,700	309,300	352,900	379,400	413,900
	27	238,200	277,600	310,300	354,700	381,000	415,100
	28	239,800	278,500	311,300	356,300	382,800	416,200
	29	241,100	279,300	312,400	357,800	384,200	417,300
	30	242,200	280,100	313,600	359,400	385,500	418,500
	31	243,400	280,900	314,800	361,100	386,800	419,700
	32	244,500	281,600	316,000	362,700	388,200	420,800
	33	245,600	282,300	317,100	364,400	389,300	421,500
	34	246,700	283,100	318,400	366,300	390,200	422,200
	35	247,800	283,900	319,700	368,100	391,200	422,900
	36	248,900	284,600	321,100	369,900	392,200	423,600
	37	250,100	285,300	322,300	371,400	393,000	424,200
	38	251,100	286,100	323,600	372,800	394,000	424,800
	39	252,000	286,800	324,900	374,300	394,900	425,300
	40	252,800	287,500	326,200	375,700	395,700	425,700
	41	253,600	288,200	327,600	377,200	396,500	426,100
	42	254,300	288,900	328,900	378,000	397,300	426,300
	43	254,900	289,600	330,200	379,100	398,100	426,600
	44	255,600	290,300	331,300	380,100	398,800	426,900
	45	256,300	291,000	332,200	381,000	399,500	427,200
	46	256,900	291,700	333,500	382,100	400,200	427,500
	47	257,500	292,400	334,800	383,000	400,900	427,800
	48	258,100	293,000	336,100	384,000	401,700	428,100
	49	258,600	293,700	337,300	384,900	402,200	428,400
	50	259,200	294,300	338,600	385,600	402,800	428,700
	51	259,800	295,000	339,800	386,300	403,400	428,900
	52	260,300	295,700	341,000	386,900	404,100	429,200
	53	260,700	296,300	342,300	387,300	404,500	429,400
	54	261,100	296,900	343,400	387,900	405,100	429,700
	55	261,500	297,500	344,500	388,600	405,700	430,000
	56	261,800	298,200	345,600	389,300	406,300	430,300
	57	262,100	298,800	346,300	389,600	406,700	430,500
	58	262,400	299,400	347,200	390,300	407,300	430,800
	59	262,700	300,000	348,000	391,000	407,900	431,100
	60	263,000	300,700	348,800	391,600	408,400	431,300
	61	263,300	301,300	349,600	391,900	408,800	431,500
	62	263,600	302,000	350,000	392,400	409,400	431,800
	63	263,900	302,500	350,500	393,100	409,900	432,100
	64	264,200	303,000	351,300	393,700	410,400	432,300
	65	264,500	303,500	352,100	394,000	410,700	432,500
	66	264,800	304,100	352,800	394,600	411,100	432,800
	67	265,100	304,600	353,500	395,300	411,500	433,100
	68	265,400	305,200	354,100	395,900	411,900	433,300
	69	265,700	305,600	354,600	396,300	412,200	433,500
	70	266,000	306,100	355,200	396,800	412,500	433,800
	71	266,300	306,600	355,700	397,400	412,800	434,100
	72	266,600	307,200	356,300	397,900	413,000	434,300
	73	266,900	307,700	356,600	398,400	413,200	434,500
	74	267,200	308,200	357,100	399,000	413,500	
	75	267,500	308,500	357,400	399,500	413,800	
	76	267,800	308,900	357,800	399,800	414,000	
	77	268,200	309,000	358,200	400,200	414,200	
	78	268,500	309,300	358,700	400,700	414,500	
	79	268,800	309,500	359,200	401,100	414,800	
	80	269,100	309,800	359,700	401,500	415,000	
	81	269,400	310,000	360,000	401,900	415,200	
	82	269,700	310,200	360,400	402,400	415,500	
	83	270,000	310,500	360,900	402,800	415,800	
	84	270,300	310,700	361,300	403,200	416,000	
	85	270,600	311,000	361,600	403,500	416,200	
	86	270,900	311,200	362,000			
	87	271,200	311,500	362,400			

	88	271,500	311,800	362,800			
	89	271,800	312,100	363,000			
	90	272,100	312,400	363,400			
	91	272,400	312,700	363,800			
	92	272,700	313,100	364,200			
	93	273,000	313,200	364,300			
	94		313,400	364,800			
	95		313,800	365,200			
	96		314,200	365,500			
	97		314,400	365,800			
	98		314,700	366,200			
	99		315,000	366,600			
	100		315,400	367,000			
	101		315,600	367,500			
	102		315,900	367,900			
	103		316,200	368,300			
	104		316,500	368,700			
	105		316,700	369,200			
	106		317,000	369,600			
	107		317,300	369,900			
	108		317,600	370,200			
	109		317,800	370,700			
	110		318,100				
	111		318,600				
	112		318,900				
	113		319,000				
	114		319,300				
	115		319,600				
	116		320,000				
	117		320,200				
	118		320,400				
	119		320,700				
	120		321,000				
	121		321,300				
	122		321,500				
	123		321,800				
	124		322,100				
	125		322,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 203,800	基準給料月額 円 231,800	基準給料月額 円 274,300	基準給料月額 円 295,200	基準給料月額 円 311,100	基準給料月額 円 337,800

発議第４号

情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会の設置について

議会ICT化に関する情報管理の適正化を図ること、及び人口減少に伴う持続可能な地域公共交通のあり方に関する調査研究を行うため、地方自治法第１０９条及び南陽市議会委員会条例第６条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

１　特別委員会の名称　　情報管理適正化及び地域公共交通対策特別委員会
２　委員の定数　　７名
３　調査期限　　調査終了まで

令和７年１２月１９日

提出者　南陽市議会議員　山　口　裕　昭

賛成者　　同　　須　藤　清　市

賛成者　　同　　板　垣　致江子

南陽市議会議長　遠　藤　榮　吉　殿